



厚生労働省発基 1025 第 6 号
令和 3 年 10 月 25 日

独立行政法人労働者健康安全機構

理事長 有賀 徹 殿

厚生労働大臣

後藤 茂 之



令和 2 事業年度における業務の実績に関する評価の結果について（通知）

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 4 項の規定に基づき、貴法人の令和 2 事業年度における業務の実績に関する評価の結果について、別添のとおり通知する。

令和2事業年度

業 務 実 績 等 報 告 書

独立行政法人労働者健康安全機構

評価書

様式 1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人労働者健康安全機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和2年度（第4期）
	中期目標期間	令和元年度～5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	労働基準局安全衛生部	担当課、責任者	計画課 小宅 栄作 課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 山田 航 参事官
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項

4. その他評価に関する重要事項

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	B：全体として中期計画における所期の目標を達成していると認められる	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況 ※過年度の総合評定は別添「総合評定」の算出方法により算出願います。			
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		A	B		
評定に至った理由	<p>項目別評定は、「労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進」、「労働災害調査事業」、「労災病院事業」、「産業保健活動総合支援事業」、「治療就労両立支援事業」、「未払賃金立替払事業」の6項目においてA、その他6項目についてB、1項目についてCとなっている。</p> <p>また、全体の評定を引き下げる事象の程度を考慮した上で、厚生労働省独立行政法人評価実施要領に定める総合評定の評価基準に基づき算出した結果、B評定とした。</p>				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>各評定項目の定量的指標及び定性的指標により目標が設定されているものについては、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>また、治療就労両立支援事業は、「ニッポン一億総活躍プラン」、「働き方改革実行計画」等に基づき、治療と職業生活の両立に向けたトライアングル型支援などの推進を図っており、非常に高く評価できる。</p>
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	<p>化学物質等の発がん性等を調査するための動物試験を実施している(独)労働者健康安全機構の日本バイオアッセイ研究センターにおいて、試験方法に関する手順書から逸脱する行為が行われていた事実が確認されたところである。</p> <p>同機構においては調査で確認された逸脱事項については是正策を速やかに検討の上、改善を図ること、同様な逸脱の有無を自己点検の上、必要な改善を図ること、今回確認された逸脱事案に関する操作手順以外でも試験手順書等からの逸脱が生じないよう、今後、計画的に標準操作手順書(SOP)の自主的な点検・見直しを行っていくこと、日本バイオアッセイ研究センターも含めた全ての試験研究に従事する職員に対し、速やかに研究者倫理の研修を行うとともに、研究者倫理研修の中長期計画を定めること、内外部組織の交流の実施に向けた方策を検討すること、機構と厚生労働省との間での協議の場を設置、参加すること、研究不正等の通報窓口を速やかに実効性ある形で確保等することとしている。</p> <p>このような事態を重く受け止め、当該内容を含む「化学物質等の有害性調査事業」の項目別評定を「C」と評価し、さらに「化学物質等の有害性調査事業」については、重要度「高」に設定されているため、法人全体の評価をBとした。</p>

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

様式 1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
労働安全衛生施策の企画・立案に 貢献する研究の推進	A○重	A○重				1-1-1	
労災疾病に係る研究開発の推進	A	B				1-1-2	
労働災害調査事業	A	A				1-2	
化学物質等の有害性調査事業	B○重	C○重				1-3	指標設定困難
労災病院事業	B○重	A○重				1-4	
産業保健活動総合支援事業	A○重	A○重				1-5	
治療就労両立支援事業	S○重	A○重				1-6	
専門センター事業	B	B				1-7	
未払賃金立替払事業	B○重	A○重				1-8	
納骨堂の運営事業	B○重	B○重				1-9	

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営の効率化に関する事項	B	B				2-1	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善に関する事項	B	B				3-1	
IV. その他の事項							
その他業務運営に関する重要事項	B	B				4-1	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-1	労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、労働安全衛生行政の重要課題に対応した研究を的確に実施し、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-01

2. 主要な経年データ													
① 主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価における研究成果の評価（計画値）	外部評価の平均点 3.25点以上	—	3.25点	3.25点					予算額（千円）	3,057,079	4,030,486		
業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価における研究成果の評価（実績値）	—	（新規項目）	3.81点	3.99点					決算額（千円）	3,109,963	4,101,414		
達成度	—	—	117.2%	122.8%					経常費用（千円）	3,081,555	3,265,725		
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究の報告書割合	研究の報告書総数の80%以上	—	80.0%	80.0%					経常利益（千円）	110,335	68,045		

(計画値)														
厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けた研究の報告書割合(実績値)	—	(新規項目)	100.0%	100.0%					行政コスト(千円)	3,366,283	3,512,119			
達成度	—	—	125.0%	125.0%					従事人員数(人)	122	131			
基準の制改定等への貢献(計画値)	中期目標期間中に50件以上	—	10件	10件										
基準の制改定等への貢献(実績値)	—	17件(平成28-30年度実績平均)	18件	16件										
達成度	—	—	180.0%	160.0%										
ホームページアクセス数(計画値)	中期目標期間中に研究業績等へのアクセス数1,200万回以上	—	240万回	240万回										
ホームページアクセス数(実績値)	—	240万回(平成29年度実績)	296万回	310万回										
達成度	—	—	123.3%	129.3%										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得る（成果ごとに、5点（優れている）、4点（やや優れている）、3点（概ね妥当である）、2点（やや劣っている）、1点（劣っている））。 ・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。 ・調査及び研究で得られた科学 	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>定量的指標の対年度計画値120%以上を達成したことに加え、全く異なる機能、背景を持つ機構内の複数施設が協働し、労働安全衛生施策の立案に資する研究を実施することで、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基盤的研究「COVID-19等による医療従事者のメンタルヘルスへの影響と対策の検討」について、労災病院の職員にインタビュー調査を実施するなど機構内の連携を進めた。 ・プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会（以下「安衛研究部会」という。）で事後評価を受け、評価結果の目標値である平均点3.25以上を全ての課題で上回った。 ・厚生労働省から 	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>労働安全衛生の総合的研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等、機構内の複数の施設（労働安全衛生総合研究所、労災病院、治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センター、日本バイオアッセイ研究センター、アスベスト疾患研究・研修センター等）が有する機能等を連携させて行う協働研究として、令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマにつき重点化し、研究を実施している。</p> <p>プロジェクト研究（18課題）、協働研究（5課題）、行政要請研究（9課題）を実施し、以下の成果をあげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令・基準の制改定等への貢献16件 ・外部評価における研究成果の評価 平均3.99点／5点 ・「政策効果が期待できる」と評価を受けた研究報告書割合 100% ・研究業績・成果等のホームページへのアクセス 310万回 <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることか</p>	

<p>通則法第29条第2項第2号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項</p>	<p>I 労働者の健康・安全に係る業務として取り組むべき事項</p>	<p>I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項</p>	<p>的知見を活用し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献することとし、令和2年度における、これら法令・基準等への貢献については、10件以上とする。</p> <p>・令和2年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<p>I 労働者の健康・安全に係る業務の質の向上に関する事項</p>	<p>「政策効果が期待できる」かとの評価については、プロジェクト研究、重点研究、行政要請研究で合計12課題の評価を受け、1（非常に政策効果が期待できる）が9課題、2（政策効果が期待できる）が3課題の判定だった。2以上の判定が100%であり、目標の80%を大きく上回った。</p> <p>・法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学的技術的貢献の件数は、目標の10件に対し実績は16件であり、目標を大幅に上回った。</p> <p>・ホームページのアクセス数は310万件であり、目標としていた年240万件を大幅に上回った。</p> <p>・労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できるよう厚生労働省等との意見・情報交換会を通じて、労働安全衛生に関するニーズの把握に努めた。</p> <p><課題と対応> -</p>	<p>ら、評価はAが妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (有識者からの意見) ・機構のどのサイトに、どのような方がアクセスしたのかを把握した上で、利用者がアクセスしやすくなる施策を実施していただきたい。【安井先生】</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	------------------------------------	------------------------------------	---	------------------------------------	---	--

<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>機構の社会的使命を果たすため、以下の研究事業を実施するものとする。</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p> <p>労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行うこと。</p> <p>一方で、中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する必要がある</p>	<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p> <p>独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）が行う研究は、労働安全衛生の総合研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等を活かし、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するものに重点化して行う。</p> <p>また、新たな政策課題が生じた際にも迅速に</p>	<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>労働安全衛生施策の決定のエビデンス収集に貢献する役割や、労災補償政策上重要なテーマや新たな政策課題についての研究等、機構の社会的使命を果たすため、以下のとおり研究事業を実施する。</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p>		<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(1) 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生の総合的研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等、機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究として、「高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究等」（労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）、日本バイオアッセイ研究センター（以下「バイオ」という。）、アスベスト疾患研究・研修センター（以下「アス研」という。）の3施設で協働）を実施しており、令和2年度は新たに3課題（安衛研、複数の労災病院等で協働）を開始した。また、令和3年度開始に向けて1課題（安衛研、複数の労災病院等で協働）の準備を行った。 プロジェクト研究は中期目標、中期計画に示された視点を踏まえ、「死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究」、「過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究」、「就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究」、「化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究」を合計18課題実施した。 基盤的研究は年度計画に基づき、26課題について実施した。 行政要請研究は第三次産業、トンネル建設工事や事務所等における安全衛生に関する研究を9課題実施した。 労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するため、研究の開始前、研究実施期間終了後に厚生労働省の政策担当部門と意見交換を実施した。 国の指針に基づき、令和元年度に研究の終了したプロジェクト研究、協働研究、行政要請研究の合計12課題について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会（以下「安衛研究部会」という。）で事後評価を受けた。その結果、安衛研究部会の評価結果の平均点は3.99であり、目標値（平均点3.25以上）を全ての課題で上回った。 <p>また、研究の終了した12課題について、厚生労働省からの評価結果については、1（非常に政策</p>		
--	---	---	--	---	--	--

<p>ることから、行政課題を踏まえ、次に掲げる研究業務に実施すること。</p> <p>ア プロジェクト研究 以下の視点を踏まえて研究テーマの設定を行い、明確な到達目標を定めて重点的に研究資金及び研究要員を配置する研究。</p> <p>① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点 ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点</p>	<p>対応できるよう、引き続き、機構は中長期的な課題も含め、労働安全衛生施策の基礎となる研究を体系的・継続的に推進する。</p> <p>ア プロジェクト研究 プロジェクト研究は、中期目標で示された以下の視点を踏まえ、別紙1に掲げる研究を推進する。 なお、機構内の複数の機関が協働することで、大きな効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。</p> <p>① 労働安全衛生施策の企画・立案のエビデンスを収集する研究を体系的・継続的に推進していく視点 ② 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進の視点</p>	<p>ア プロジェクト研究 ・令和2年度に実施するプロジェクト研究については、別紙1「令和2年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施する。</p>	<p><評価の視点> ・令和2年度に実施するプロジェクト研究については、「令和2年度研究一覧」のIの研究に重点化して実施しているか。</p>	<p>効果が期待できる)又は2(政策効果が期待できる)の判定を全ての研究で受けたこと(100%)から、目標の80%を上回った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学技術的貢献の件数は、目標の10件に対し実績は16件であり、目標を大幅に上回った。 ・ 研究業績・成果等に関するホームページのアクセス数は310万回であり、目標としていた年240万回を大幅に上回った。 <p>ア プロジェクト研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標、中期計画に明記された7つの視点を踏まえ、「令和2年度研究一覧」のIに掲げられた18課題の研究に重点化し計画どおり実施した。また令和3年度開始予定の課題について準備を行った。 <p>① 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の7課題の研究を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数値解析を活用した破損事故解析の高度化 ○ 山岳及びシールドトンネル建設工事中の労働災害防止に関する研究 ○ テールゲートリフターからの転落防止設備の開発と検証 ○ 大規模生産システムへの適用を目的とした高機能安全装置の開発に関する研究 ○ 建築物の解体工事における躯体の不安定性に起因する労働災害防止に関する研究 ○ トラブル対処作業における爆発・火災の予測及び防止に関する研究 		
--	--	---	--	---	--	--

<p>③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点</p> <p>⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点</p> <p>⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点</p> <p>研究テーマに関しては、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、具体的なロードマップを作成・公表するとともに、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に</p>	<p>③ 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>④ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進の視点</p> <p>⑤ 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進の視点</p> <p>⑥ 化学物質等による健康障害防止対策の推進の視点</p> <p>⑦ 社会科学系の他の研究機関との連携等による労働分野の総合的な研究を推進する視点</p> <p>プロジェクト研究の研究課題・テーマに関しては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を研究課題の立案計画時から定期的に行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標</p>	<p>・プロジェクト研究の実施にあたっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。</p> <p>・研究終了時に</p>	<p>・プロジェクト研究の実施にあたっては、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を定期的に行い、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行っているか。</p> <p>・研究終了時に</p>	<p>○ 帯電防止技術の高度化による静電気着火危険性低減に関する研究</p> <p>② 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の1課題の研究を実施した。</p> <p>○ 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究</p> <p>③ 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の5課題の研究を実施した。</p> <p>○ 陸上貨物運送従事者の勤務体制と疲労リスク管理に関する研究 ○ 介護者における労働生活の質の評価とその向上に関する研究 ○ 高齢労働者に対する物理的因子の影響に関する研究 ○ 健康のリスク評価と衛生管理に向けた労働体力科学研究 ○ 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究</p> <p>④ 化学物質等による健康障害防止対策の推進に関する研究 年度計画に基づき、以下の5課題の研究を実施した。</p> <p>○ 化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の実用に関する研究 ○ 医療施設における非電離放射線ばく露の調査研究 ○ 化学物質のリスクアセスメント等実施支援策に関する研究 ○ 個別粒子分析法による気中粒子状物質測定の信頼性の向上に関する研究 ○ 産業化学物質の皮膚透過性評価法の確立とリスク評価への応用に関する研究</p> <p>・ プロジェクト研究の実施にあたっては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行った上で、研究課題・テーマを設定した。また、意見交換を踏まえ、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会での評価を経て、外部評価である安衛研究部会における評価を行った上で、研究を開始した。</p> <p>研究の実施中（必要に応じて）や研究の実施後も、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、ロードマップの進捗状況の確認や、研究結果における政策への貢献度の検証もを行っている。</p> <p>さらに令和元年度に研究が終了したプロジェクト研究について、厚生労働省の政策担当部門より「非常に政策効果が期待できる」とのアンケート評価を受けるとともに、安衛研究部会を開催し、外部有識者から平均3.99点（目標3.25点）という研究成果の評価を受けた。</p>		
--	---	---	---	--	--	--

<p>行い、機構においてロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行うこと。</p>	<p>を設定し、それに向かって、いつまでに、どのような成果を得るのかについて、具体的なロードマップを作成し、機構のホームページ等で公表するとともに、ロードマップの進捗状況や政策への貢献度の検証を行う。また、プロジェクト研究の研究課題・テーマは毎年度策定する年度計画に掲載する。</p>	<p>は厚生労働省の政策担当部門によりアンケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受ける。</p> <p>・令和3年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、十分内容を検討する。</p> <p>・検討にあたり、機構内の複数の機関が協働することで、大きな</p>	<p>は厚生労働省の政策担当部門によりアンケート評価を受けるとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、研究成果の評価を受けているか。</p> <p>・令和3年度に開始するプロジェクト研究の研究課題・テーマについては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、目指すべき成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内部評価委員会及び業績評価委員会労働安全衛生評価部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、十分内容を検討しているか。</p> <p>・検討にあたり、機構内の複数の機関が協働することで、大きな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度開始予定のプロジェクト研究については、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を行い、具体的かつ明確な目標設定、ロードマップの作成を行うとともに機構において、安衛研究部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、内容を検討した。 (令和3年度開始予定のプロジェクト研究課題) <ul style="list-style-type: none"> ○ 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発 ○ 腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究 		
--	--	--	--	--	--	--

<p>イ 協働研究 機構内の複数の施設が有する機能等を連携させて行う研究。</p>	<p>イ 協働研究 第3期中期計画では、労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）が持つ労働災害防止に係る基礎・応用研究機能と労災病院が持つ臨床研究機能との一体化による効果を最大限に</p>	<p>効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮する。 ・研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開する。</p> <p>なお、中期目標期間中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、機動的に実施する。</p>	<p>効果が期待される分野については、イの協働研究として実施することも考慮しているか。 ・研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページ等で公開しているか。 ・年度途中に社会的要請の変化等により、早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題が発生した場合には、当該課題に対応する研究についても、厚生労働省の政策担当部門と調整し、機動的に実施しているか。</p> <p>・機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）については、さらなる統合効果を発揮するため、令和元年度に整備した協働研究規程に基づき、厚生労働省の政策担当</p>	<p>・各研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページで公開している。</p> <p>・社会的要請の変化等に基づき早急に対応する必要があると認められるプロジェクト研究課題は発生しなかった。</p> <p>イ 協働研究</p> <p>・令和2年度は、令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマにつき重点化し、年度計画の「令和2年度研究一覧」のⅡで定められている5課題を設定し、実施している。令和2年度の進捗状況は下記のとおり。</p> <p>① 過労死等の防止等に関する研究 令和3年度開始を目標に機構本部、安衛研、労災病院との間で研究実施計画などの具体的内容を調整した。 研究テーマを「病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究」と設定し、病院事務局職員の労働環境の実態把握と改善策の提案及び新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下における病院職員の精神的影響の把握とそれを踏まえた対策の検討を目的と</p>		
---	--	---	---	--	--	--

<p>研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関</p>	<p>発揮できる研究を実施してきたところであるが、当機構では、日本バイオアッセイ研究センターが有する化学物質の有害性の調査研究機能や、治療就労両立支援センターが有する予防医療モデル事業等で得られた知見等も有していることから、第4期中期計画においては、安衛研と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設が協働して行う研究（以下「協働研究」という。）を実施する。</p> <p>研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に</p>	<p>部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和2年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施する。</p> <p>また、過労死等の防止等に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく新たな研究課題・テーマについて、令和3年度からの実施に向け、準備を進める。</p>	<p>部門との意見交換を踏まえ、別紙1「令和2年度研究一覧」のⅡの研究に重点化して実施しているか。</p> <p>・過労死等の防止等に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく新たな研究課題・テーマについて、令和3年度からの実施に向け、準備を進めているか。</p>	<p>して研究を実施することとした。</p> <p>② 脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究</p> <p>「せき損等の職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」を開始した。</p> <p>安衛研、関東労災病院、横浜労災病院が協働して医療データ分析に基づく工学的対策の検討、安衛研、医療リハビリテーションセンターが協働して歩行支援機器の安全性、臨床効果に関する検討及び歩行支援機器モデル構想の提案について研究を実施した。</p> <p>令和2年度の研究の進捗は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の労災病院にて転倒症例データの収集・分析を行った。 ・ 労働災害データを用いて小売業に注目した高齢者の転倒災害の特徴を明らかにした。 ・ 歩行支援機器の安全性、使用性向上のため、リスクアセスメントシートの改訂や介助者のための教材作成等を行った。 ・ 国内外の歩行支援機器の現状を調査し、その結果から得られた課題を解決するため、機構モデルの製作に着手した。 ・ 安衛研及び医療リハビリテーションセンターとの間で進捗状況と今後の方針に関する意見交換を行うための会議（電子（WEB）会議システムを活用）を延べ10回実施した。 <p>③ 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究</p> <p>ア「ベリリウム化合物の取扱作業等へのばく露防止及び健康管理に関する研究」</p> <p>特殊健康診断項目の見直しの必要性や健康管理手帳の交付要件の見直し等の必要性（慢性ベリリウム症診断の見直しを含む）から研究を開始した。</p> <p>令和2年度の研究の進捗は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ベリリウム感作の判定基準の確立を目指すべく、研究参加に同意した慢性ベリリウム症、類似疾患の患者やベリリウム非取扱者（上記を総称して「研究参加者」という。）に対して検査を行い、それぞれの結果を比較検討した。 ・ また、研究参加者を対象にベリリウム感受性に関連する遺伝子の保有の有無に係る解析を行った。 <p>イ「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」</p> <p>厚生労働省から要請され、平成29年度に安衛研が実施した高純度結晶性シリカ取扱事業場の災害調査結果により、厚生労働省から平成30年9月に「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」が発出されたが、極めて短期間に発症・進行するけい肺の原因、臨床病像、労働現場での予防対策、経過観察の方法等さらに検討すべき課題があったため、これらを明確化することを目的に令和2年度から新たな協働研究を実施することとした。</p> <p>令和2年度の研究の進捗は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ シリカを取り扱っている複数の事業所に対して研究内容について電子（WEB）会議システムを活用した説明会を実施した。うち、1社については事前の訪問調査を実施した。 ・ シリカ粒子の粒子径と結晶度の違い等による毒性影響調査や動物実験を実施した。 		
--	---	---	---	---	--	--

<p>する研究等、連携による相乗効果が期待されるものについて設定すること。</p>	<p>結びつくものを設定する。</p> <p>なお、年間1回程度、協働研究協議会等を開催し、協働研究に関する施設等の研究者間の交流を図る。また、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげることを目指す。</p>	<p>なお、年間1回程度、協働研究協議会等を開催し、協働研究に関する施設等の研究者間の交流を図る。さらに、協議会だけでなく、研究成果を公表する調査研究発表会の開催等により、基礎研究者と臨床研究者との間で活発な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図る。</p> <p>また、電子（WEB）会議システムなども最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげる</p>	<p>・年間1回程度、協働研究協議会等を開催し、協働研究に関する施設等の研究者間の交流を図っているか。</p> <p>・協議会だけでなく、研究成果を公表する調査研究発表会の開催等により、基礎研究者と臨床研究者との間で活発な意見交換や意思疎通ができるよう交流を図っているか。</p> <p>電子（WEB）会議システムなどを最大限活用することで、より高次元の研究成果につなげるこ</p>	<p>ウ「高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究」及び「アクリル酸系水溶性ポリマー吸入による肺の急性及び慢性毒性の発生機序の解明」</p> <p>アクリル酸系水溶性ポリマー（以下「ポリマー」という。）の吸入による労働者の肺病変の発生事案を契機とし、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、研究テーマを設定し、ポリマー取扱労働者に対する臨床研究と、実験動物に対する吸入試験等による、肺組織の病理組織学的解析等を行うことを目的として研究を開始した。</p> <p>令和2年度の研究の進捗は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に本研究への協力企業に所属するポリマー取扱労働者への胸部CT撮影等を実施した結果、作業の一部において特徴的な肺障害が存在することが確認された。経過観察等を含め、令和2年度もポリマー取扱労働者に対する胸部CT撮影等を実施し、その結果を元に報告書や学術論文の作成を進めた。 労災病院、アス研、安衛研及びバイオとの間で研究成果の共有と今後の方針に関する意見交換を行うための会議を実施した（令和2年10月19日、令和3年3月11日）。 <ul style="list-style-type: none"> 過労死分野及び産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換や研究者間の交流を図った。 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。令和2年度からは、労災病院や産業保健総合支援センター（以下「産保センター」という。）職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研やバイオの業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、日本職業・災害医学会学術大会（以下「職災学会」という。）の中に当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、誌上開催）。内容は以下のとおり。 令和2年12月5日発行の会誌において、安衛研やバイオにおける研究成果等について抄録発表を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 一般口演：5題 ポスターセッション：3題 ※プログラムについては「4. その他参考情報」を参照 令和3年度開始の「病院における労働環境の実態把握及び円滑な業務運営につなげる安全衛生対策研究」について、令和3年3月25日に安衛研、労災病院及び機構本部との間で電子（WEB）会議システムを活用した意見交換を行った。 		
---	---	--	---	--	--	--

<p>ウ 基盤的研究 国内外における労働災害、職業性疾病及び産業活動等の動向を踏まえた基盤的な研究。</p>	<p>ウ 基盤的研究 国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等を実施する。</p>	<p>ウ 基盤的研究 安衛研において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等として別紙1「令和2年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施する。</p>	<p>を目標しているか。 ・安衛研において、国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、基盤的な研究能力を継続的に充実・向上させるとともに、長期的視点から労働安全衛生上必要とされる基盤技術を高度化するための研究及び将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究等として「令和2年度研究一覧」のⅢのとおり基盤的研究を実施しているか。</p>	<p>ウ 基盤的研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅速かつ的確に対応できるよう、年度計画の「令和2年度研究一覧」のⅢのとおり26課題の基盤的研究を実施した。新たに開始した「COVID—19等による医療従事者のメンタルヘルスへの影響と対策の検討」については、東京労災病院、横浜労災病院及び浜松労災病院の職員にインタビュー調査を実施する等、機構のネットワークを活用した研究も実施している。 研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することにより適切に研究を実施している。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況等を安衛研の内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させた。 <p>エ 行政要請研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省からの要請を受けた9課題について調査研究を実施し、調査研究の終了した6課題については、成果の取りまとめが終了したものから厚生労働省に報告した。なお、9課題中「副業・兼業を行う労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析」等6課題は令和2年度から研究を開始した。 令和元年度に調査研究の終了した6課題について安衛研究部会における事後評価を受けた。 <table border="1" data-bbox="1113 1791 2205 1906"> <tr> <td data-bbox="1113 1791 1994 1906">副業・兼業を行う労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析【令和2年度終了】</td> <td data-bbox="1994 1791 2205 1906">令和2年度新規</td> </tr> </table>	副業・兼業を行う労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析【令和2年度終了】	令和2年度新規		
副業・兼業を行う労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析【令和2年度終了】	令和2年度新規							
<p>エ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する機動的な研究。</p>	<p>エ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究を的確に実施する。研究を遂行してい</p>	<p>エ 行政要請研究 厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施する。</p>	<p>・厚生労働省からの要請等に基づき、行政施策に必要な緊急性・重要性の高い課題に関する調査研究として、行政要請研究を実施してい</p>	<p>エ 行政要請研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省からの要請を受けた9課題について調査研究を実施し、調査研究の終了した6課題については、成果の取りまとめが終了したものから厚生労働省に報告した。なお、9課題中「副業・兼業を行う労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析」等6課題は令和2年度から研究を開始した。 令和元年度に調査研究の終了した6課題について安衛研究部会における事後評価を受けた。 <table border="1" data-bbox="1113 1791 2205 1906"> <tr> <td data-bbox="1113 1791 1994 1906">副業・兼業を行う労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析【令和2年度終了】</td> <td data-bbox="1994 1791 2205 1906">令和2年度新規</td> </tr> </table>	副業・兼業を行う労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析【令和2年度終了】	令和2年度新規		
副業・兼業を行う労働者の健康確保対策に関する状況把握及び分析【令和2年度終了】	令和2年度新規							

<p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)に基づき、過労死等防止調査研究センターにおいて実施する研究。</p> <p>過労死等の過重な業務負担による健康障害及</p>	<p>く際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。</p> <p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)の第4の2に掲げられた調査研究等を実</p>	<p>研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。</p> <p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を図りつつ、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成30年7月24日閣議決定)の第4の2に掲げられた調査研究等を実</p>	<p>るか。</p> <p>・研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めているか。</p> <p>・過労死等防止調査研究センターでは、社会科学系の他の研究機関との連携を</p>	<table border="1" data-bbox="1113 86 1991 735"> <tr> <td>騒音障害防止対策に関する調査【令和2年度終了】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>諸外国の振動障害対策に関する調査【令和2年度終了】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>くさび緊結式足場の基準について【令和2年度終了】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>小規模事業場における化学物質管理支援のあり方に関する研究</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ベンジルアルコールの皮膚透過性に関する研究</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ロールボックスパレットによる労働災害を防止するための好事例の収集及び分析【令和2年度終了】</td> <td rowspan="3">継続</td> </tr> <tr> <td>交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究</td> </tr> <tr> <td>高齢労働者が行為者となる労働災害の分析【令和2年度終了】</td> </tr> </table> <p>厚生労働省の政策担当部門とは、研究開始にあたり、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング ② 実施の可否及び担当研究員を調整 ③ 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討 ④ 研究開始(※必要に応じて厚生労働省と意見交換) ⑤ 研究結果を厚生労働省に報告し、喫緊の行政課題解決に活用 <p>《活用例》</p> <p>・「副業・兼業の促進に関するガイドライン」(令和2年9月1日付け基発0901第4号) 等</p> <p>オ 過労死等に関する調査研究等</p> <p>○ 過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成30年7月24日閣議決定)の第4の2に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「JILPT」という。)等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っている。令和2年度は、以下の①～③について実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 過労死等事案の解析 <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度の業務上事案調査復命書(延べ703件)の主要項目の入力が済み、入力を終えている平成27、28年度の業務外事案調査復命書(延べ2,531件)の主要項目の確認作業を進めた。 ② 疫学研究 <ul style="list-style-type: none"> ・どのような要因が過労死等のリスク要因として影響が強いのかを調査することを目的に、大手企業を対象とした延べ9企業(約15万人)が参加し、長期間(5～10年)にわたる勤怠記録、ストレスチェック結果及び健康診断等データの収集・分析を進めている。 ・過労死等の防止のための対策に関する大綱(平成27年7月24日閣議決定)で過労死等が多く発生していると指摘されている職種・業種のうち、看護師と自動車運転従事者に対す 	騒音障害防止対策に関する調査【令和2年度終了】		諸外国の振動障害対策に関する調査【令和2年度終了】		くさび緊結式足場の基準について【令和2年度終了】		小規模事業場における化学物質管理支援のあり方に関する研究		ベンジルアルコールの皮膚透過性に関する研究		ロールボックスパレットによる労働災害を防止するための好事例の収集及び分析【令和2年度終了】	継続	交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究	高齢労働者が行為者となる労働災害の分析【令和2年度終了】			
騒音障害防止対策に関する調査【令和2年度終了】																					
諸外国の振動障害対策に関する調査【令和2年度終了】																					
くさび緊結式足場の基準について【令和2年度終了】																					
小規模事業場における化学物質管理支援のあり方に関する研究																					
ベンジルアルコールの皮膚透過性に関する研究																					
ロールボックスパレットによる労働災害を防止するための好事例の収集及び分析【令和2年度終了】	継続																				
交代制勤務・夜勤による発がん性等の健康影響に関する研究																					
高齢労働者が行為者となる労働災害の分析【令和2年度終了】																					

<p>び労働災害の防止対策に貢献できるよう、調査研究を確実に実施すること。</p>	<p>施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。</p> <p>また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置を講ずる。</p> <p>上記ア～オの実施にあたっては、必要に応じて大学や他の研</p>	<p>施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献する。</p> <p>本調査研究にあたっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努める。</p> <p>また、過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置について検討を行う。</p> <p>上記ア～オの実施にあたっては、必要に応じて大学や他の研</p>	<p>施し、過労死等の過重な業務負担による健康障害及び労働災害の防止対策に貢献しているか。</p> <p>・本調査研究にあたっては、個人情報保護等に十分留意するとともに、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について、連絡を密に行い、研究成果が行政施策に反映されるよう努めているか。</p> <p>・過労死等防止調査研究センターで培ったデータベース等の調査研究に係る資産が大規模災害等で遺失しないよう適切に維持・保管するための措置について検討を行っているか。</p> <p>・必要に応じて大学や他の研究機関との役割分担を行いつつ必</p>	<p>る現場介入調査のため、日本看護協会と全日本トラック協会の協力を得て、交代制看護師とトラック運転手を対象とした現場調査研究を引き続き進めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大手鉄鋼メーカーを対象とした現場介入研究に向け、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を鑑みた取り組み方法をメーカーとの間で検討した。 <p>③ 実験研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長時間労働による脳心臓疾患発症のメカニズム解明のため、2つの実験を柱とし、心肺持久力に関する実験では引き続き実験を行い、データ収集を行った。また、過重労働による循環器負担に関する実験では取得したデータの解析を行い、論文化を進めた。 ・ 両実験とも人を対象にしているため、参加者・実験者の感染防止を重視した。 <p>○ 過労死等に関する調査研究で個人情報については、独立行政法人個人情報保護法等の関係法令、関係規程及び指針等に基づく取扱いを行うことは元より、当該研究関係者については、いかなる場合においても個人情報は漏らさないとした誓約書を厚生労働大臣宛て提出しているほか、研究に活用している労災調査復命書は、研究関係者以外は閲覧できないようにセキュリティ管理された保管庫で管理する等、厳格に取り扱っている。</p> <p>○ 過労死等に関する調査研究については、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について密な連携を図るため、令和2年度は計5回の会議等を実施した。 (令和3年1月14日、1月26日、3月5日、3月24日【同日2回実施】)。</p> <p>○ 「令和2年版過労死等防止対策白書」(令和2年10月30日公表)に掲載された本研究の成果について、データ及び掲載原稿を提供するなど労働基準局総務課と協議しながら同白書作成に協力した。</p> <p>○ さらに、総務省からの委託研究である「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関する調査研究」に取り組み、既に解析を行った平成22～29年度(8年間)の公務上事案に、平成30年度に公務上と判断された27件(脳・心臓疾患事案14件、精神疾患・自殺事案13件)を加え、9年間のデータベースを作成するとともに、解析を行い、報告書を提出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害等により、安衛研のサーバーに保存されている過労死等研究のためのデータベース及びこれまでの研究成果の電子情報が遺失しないよう安全性が担保された別の場所にサーバーを設置し、適時バックアップできるような情報システム構築に向けて、専門業者からのアドバイスを基に検討を進めている。 ・ 協働研究は本部研究と位置付け、機構本部主導で外部の研究機関との連絡調整を行っている。例えば協働研究「高分子ポリマー作業労働者における呼吸器疾患予防のための健康管理の手法に関する研究」においては、川崎医科大学放射線科にCT読影の協力や、免疫学的解析を依頼するなど必要に応じて、外部機関と役割分担しながら未知の健康障害の解明に取り組んでいる。 		
---	--	---	---	--	--	--

<p>(3) 研究の実施体制等の強化 ア 理事のうち1人に研究・試験を掌理させ、総合的な企画調整等を行う部門において、機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう体制を強化すること。</p>	<p>究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。 なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。</p> <p>(3) 研究の実施体制等の強化 ア 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。</p>	<p>究機関との役割分担を行いつつ必要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮する。 なお、研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努める。</p> <p>(3) 研究の実施体制等の強化 ア 機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化する。</p>	<p>要な連絡調整を行うとともに、外部資金の活用も図りつつ、中長期的視点から、未知の健康障害の解明、新たな安全衛生機器の開発など最先端研究やチャレンジングな研究の実施に配慮しているか。</p> <p>・研究を通じて開発した機器等については、特許の取得はもとより、JISやISO/IECへの標準化の働きかけ等を行うとともに、作業現場への導入等広く普及されるよう努めているか。</p> <p>・機構における研究・試験等が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究・試験を掌理する理事を中心とした総合的な企画調整等を行う体制及び機能を強化しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな安全衛生機器の開発として、協働研究「せき損等の職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」において歩行支援機器のモデル構想に取り組んでいる。 ○ 放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究 東京電力福島第一原子力発電所の事故収束にあたった緊急作業従事者約2万人の健康管理や放射線影響の有無などについての疫学研究が国の施策として平成26年度から行われている。 平成31年度から5年間実施される研究に応募し、厚生労働省から採択され、補助金を得て安衛研において標記研究を実施している。 当該研究は、緊急作業従事者を生涯（数十年以上）にわたって追跡し、健康状態を調査する研究である。このため、公益財団法人放射線影響研究所、大学、放射線医学総合研究所等の他の研究機関と役割分担を行い、必要な連絡調整を行いながら、研究を実施している。 なお、平成26年度から平成30年度まで当該研究は公益財団法人放射線影響研究所で行われていたことから、当該研究データ等の引き渡しを受け、それらを活用して研究を行っている。 ・ 開発した機器等※は、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけを通じて、広く普及されるよう努めている。新たに7件の特許出願を行い、保有登録特許件数は令和2年度末時点で33件である。 ※安衛研で開発し特許を取得した、あるいは申請中の機器の例は以下のとおりである。 -特許を取得した機器の例- 昇降板用後付け柵、静電気測定装置 -特許申請中の機器の例- イオン生成装置、切羽面吹付用モルタル材料、切羽面監視システム、及びトンネル掘削方法 <p>(3) 研究の実施体制等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究試験を掌理する理事を中心として、下記の事項を行うなど機構における労働安全衛生に係る研究・試験事業が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究試験企画調整部が総合的な企画調整を行った。 <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生労働省から要請のあった研究について、政策担当者から行政ニーズ等を確認し、研究員と厚生労働省との調整を図りながら行政要請研究（9課題）を実施 ② プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究については、研究員と厚生労働省の政策担当部門との調整を図り、意見交換を10回実施 ③ 基盤的研究「COVID—19等による医療従事者のメンタルヘルスへの影響と対策の検討」の実施に当たり、労災病院の事務局との調整を図り、東京労災病院、横浜労災病院、浜松労災病院において新型コロナウイルス感染症の診療に関わった職員を対象としたインタビュー調査を実施 		
--	--	--	--	--	--	--

<p>イ 人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成を担うことができる人材の確保に努めること。</p>	<p>イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、若手研究者の確保はもとより、人材の世代交代も視野に入れ、大学や他の研究機関との連絡調整や若手研究者の指導育成の担い手となる中堅層を担うことができる人材を確保する。</p>	<p>イ 労働安全衛生分野における調査研究及び試験の中核拠点としての機能を維持強化するため、以下のとおり取り組む。</p> <p>① 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進める。</p> <p>② 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与する。</p> <p>③ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行う。</p> <p>④ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行う。</p>	<p>・ 諸大学との連携大学院協定の締結更新のほか他機関と広く研究協力を行い、学術交流を進めているか。</p> <p>・ 研究員を大学の客員教授、非常勤講師として派遣し、若手研究者等の育成に寄与しているか。</p> <p>・ 国内外より研修生、連携大学院生、日本学術振興会特別研究員等の受入れを行っているか。</p> <p>・ 国内外の諸機関の要請に応じて研究員による適切な協力・支援を行っているか。</p>	<p>・ 長岡科学技術大学、日本大学及び北里大学など6機関 と連携大学院協定を締結し、安衛研の研究員を連携准教授、客員教授等として協定先大学院に延べ11人派遣し、指導等を行った。</p> <p>・ 過労死等に関する調査研究等の実施に当たっては、JILPT と連携して研究を行い、労働政策研究に係る学術交流について進めている。</p> <p>・ 同上。</p> <p>・ 東京大学、東京電機大学、東京都市大学、日本大学 など10以上の研究機関 の研修生等21人を受け入れている。</p> <p>・ ドイツの労働安全衛生関連有識者 との電子（WEB）会議システムを活用した研究交流会（令和2年8月6日、9月7日、10月16日、11月13日、12月14日、令和3年1月18日、2月18日、3月16日）、国際労働機関（ILO）が実施する労働市場統計への協力（令和2年8月～令和3年3月）、厚生労働省労働基準局補償課による「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」に委員として参加する等の国内外の機関の要請に応じた協力・支援を行っている。</p>		
<p>ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国</p>	<p>ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、国</p>	<p>ウ 国内外の労働安全衛生研究に係る最新の知見及び動向を把握し、研究の高度化及び効率化を図るため、下</p>				

<p>内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流を一層促進すること。</p>	<p>内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。具体的には、行政や社会のニーズがある多様な研究テーマに対応できるように、引き続き客員研究員やフェロー研究員の活用を進めるとともに、労働安全衛生施策の企画・立案において海外の制度や運用の状況を把握するニーズが高まっていることを踏まえ、研究者等の海外からの招へいや、研究員の海外派遣を引き続き実施する等により、諸外国の研究動向の把握や連携体制の構築を推進する。</p>	<p>記のとおり、国内外の大学や労働安全衛生調査研究機関との連携及び交流の一層の促進に努める。</p> <p>① フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努める。</p>	<p>・フェロー研究員・客員研究員制度等を有効に活用し、他の法人、大学等との連携、研究交流、共同研究を一層促進するとともに、欧米及びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関との間で研究協力協定を締結し、国内外の労働安全衛生関係研究機関との研究協力のための機構職員の派遣及び他機関研究員の受入れの促進に努めているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 他の研究機関の第一線で活躍している研究者、あるいは労働安全衛生において著名な実績を持つ有識者を安衛研のフェロー研究員（41人）、客員研究員（2人）として任命し、これらの人脈を活用した相互交流、共同研究を行っている。 研究協力協定等に基づく国外の研究機関との交流 令和2年度末時点の締結状況は下表のとおり。 <table border="1" data-bbox="1110 632 2145 1864"> <thead> <tr> <th>国</th> <th>研究機関</th> <th>締結（改定）年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アメリカ</td> <td>米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）</td> <td>2001年6月 （2019年5月）</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>フランス国立安全研究所</td> <td>2002年4月 （2018年6月）</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>英国安全衛生研究所（HSL）</td> <td>2001年11月 （2004年11月）</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>ローベルソウベ労働安全衛生研究所</td> <td>2009年2月 （2018年7月）</td> </tr> <tr> <td>ニュージーランド</td> <td>オークランド大学地震工学研究センター</td> <td>2015年10月 （2018年10月）</td> </tr> <tr> <td>マレーシア</td> <td>マレーシア労働安全衛生研究所</td> <td>2016年3月 （2018年11月）</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>国立釜慶大学</td> <td>2001年8月 （2018年9月）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>韓国産業安全衛生公団 労働安全衛生研究院</td> <td>2001年11月 （2018年4月）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国立忠北大学</td> <td>2008年3月 （2018年7月）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>韓国安全学会</td> <td>2018年10月</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ソウル科学技術大学校</td> <td>2019年6月</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学</td> <td>2019年9月</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）</td> <td>2001年6月 （2019年5月）</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>フランス国立安全研究所</td> <td>2002年4月 （2018年6月）</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 韓国雇用労働府等、国外の労働安全衛生研究機関等からの研究員を受入れてきた。また、東京 	国	研究機関	締結（改定）年月	アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	2001年6月 （2019年5月）	フランス	フランス国立安全研究所	2002年4月 （2018年6月）	イギリス	英国安全衛生研究所（HSL）	2001年11月 （2004年11月）	カナダ	ローベルソウベ労働安全衛生研究所	2009年2月 （2018年7月）	ニュージーランド	オークランド大学地震工学研究センター	2015年10月 （2018年10月）	マレーシア	マレーシア労働安全衛生研究所	2016年3月 （2018年11月）	韓国	国立釜慶大学	2001年8月 （2018年9月）		韓国産業安全衛生公団 労働安全衛生研究院	2001年11月 （2018年4月）		国立忠北大学	2008年3月 （2018年7月）		韓国安全学会	2018年10月		ソウル科学技術大学校	2019年6月	ドイツ	ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	2019年9月	アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	2001年6月 （2019年5月）	フランス	フランス国立安全研究所	2002年4月 （2018年6月）		
国	研究機関	締結（改定）年月																																																	
アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	2001年6月 （2019年5月）																																																	
フランス	フランス国立安全研究所	2002年4月 （2018年6月）																																																	
イギリス	英国安全衛生研究所（HSL）	2001年11月 （2004年11月）																																																	
カナダ	ローベルソウベ労働安全衛生研究所	2009年2月 （2018年7月）																																																	
ニュージーランド	オークランド大学地震工学研究センター	2015年10月 （2018年10月）																																																	
マレーシア	マレーシア労働安全衛生研究所	2016年3月 （2018年11月）																																																	
韓国	国立釜慶大学	2001年8月 （2018年9月）																																																	
	韓国産業安全衛生公団 労働安全衛生研究院	2001年11月 （2018年4月）																																																	
	国立忠北大学	2008年3月 （2018年7月）																																																	
	韓国安全学会	2018年10月																																																	
	ソウル科学技術大学校	2019年6月																																																	
ドイツ	ドイツ ヴェルツブルク・シュヴァインフルト応用科学大学	2019年9月																																																	
アメリカ	米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）	2001年6月 （2019年5月）																																																	
フランス	フランス国立安全研究所	2002年4月 （2018年6月）																																																	

<p>エ 自然科学的な側面と社会科学側面を考慮しながら研究を進めなければ十分な成果が期待できない研究分野については、社会科学系の研究に強みを有する他の機関との連携の強化を図ることにより労働分野の総合的な研究を推進すること。</p> <p>オ 化学物質の危険及び有害性に関する情報収集、化学物質による疾病の調査や予防のための</p>	<p>エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、社会科学系他の研究機関との連携等の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。</p> <p>オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質による疾病の調査</p>	<p>② 研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、研究員を派遣する。</p> <p>エ 過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系他の研究機関との連携等の強化を図る。併せて、関係業界団体等と連携した、共同研究も積極的に推進する。</p> <p>オ 中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、安衛研に化学物質情報管理</p>	<p>・研究員の資質・能力の向上等を図るため外国の大学・研究機関において調査・研究を実施する在外研究員派遣制度に基づき、研究員を派遣しているか。</p> <p>・過労死等に関する研究をはじめとした、自然科学的な側面と社会科学側面の両者を考慮する必要がある研究分野については、独立行政法人労働政策研究・研修機構等の社会科学系他の研究機関との連携等の強化を図っているか。</p> <p>・関係業界団体等と連携した、共同研究を積極的に推進しているか。</p> <p>・中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、安衛研に化学物質情報管理研究</p>	<p>大学、東京電機大学、東京都市大学、日本大学など国内の10以上の研究機関の研修生等21人を受け入れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究員の受入れ・国内外の派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による移動制限があり実施を見合わせた。来年度の実施に向けて新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたルールを検討するなど、体制整備を行っている。 過労死等に関する調査研究において、JILPTの研究員が過労死等の事案解析に関し、労働者の人間関係等社会科学側面に着目した解析を行うなど安衛研の研究者と連携・協力して取り組んでいる。また、全日本トラック協会、日本看護協会の協力・連携の下、運送業や医療現場を対象にした共同研究「トラック運転手の働き方の実態にあわせた効果的な過重労働対策に関する研究」、「交代制勤務看護師の勤務間インターバルと疲労回復に関する研究」を行っている。 令和2年4月1日に「化学物質情報管理研究センター」を安衛研に設置し、中期目標に掲げられた化学物質対策を確実に履行するため、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を一元的に実施できるよう体制整備に取り組んでいる。当該センターを中核として化学物質関連の労働安全衛生研究を実施していくほか、行政政策の企画立案に貢献できるよう厚生労働省安全衛生部と密に連携していくため、月1回を目安に安衛研、機構本部及び厚生労働省安全 		
---	--	--	--	---	--	--

<p>研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を効率的かつ総合的に実施するための体制を整備すること。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすこと。</p>	<p>や予防のための研究及び試験、化学物質の危険及び有害性並びに予防対策に係る対外的な情報発信等を一元的に実施できる体制を整備する。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 海外の制度や運用の状況が、国内の労働安全衛生施策の企画・立案に及ぼす影響を踏まえながら、労働安全衛生に係る研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たす。 このため、労働安全衛生分野における研究の中心的機関として、労働安全衛生に関する国内外の技術、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。</p>	<p>研究センターを設置し、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を行う。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 労働安全衛生に係る国際的な研究分野に関し、国際機関やその他国際的な枠組みにおいて、引き続き重要な役割を果たすため、以下のとおり取り組む。</p>	<p>センターを設置し、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を行っているか。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信</p>	<p>衛生部との打ち合わせを実施した。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信</p>		
---	--	---	--	--	--	--

<p>(5) 研究評価</p>	<p>また、世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。</p> <p>(5) 研究評価</p>	<p>ア 効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集する。また、労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供する。</p> <p>イ 最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布する。</p> <p>ウ 世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進する。</p> <p>(5) 研究評価</p>	<p>・効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するために、研究協力協定を締結した海外の研究機関との情報交換等を通じて、国内外の最先端の研究情報を収集しているか。</p> <p>・労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料を収集、整理するとともに、その知見を国内外に提供しているか。</p> <p>・最先端の研究情報の収集と発信を目的として「Industrial Health」誌を年6回、「労働安全衛生研究」誌を年2回以上、それぞれ定期的に発行し、国内外の関係機関に配布しているか。</p> <p>・世界保健機関（WHO）が指定する労働衛生協力センターとしての活動を引き続き推進しているか。</p>	<p>・効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するための主な取り組みは下記のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ドイツの労働安全衛生関連の有識者との電子（WEB）会議システムを活用した研究交流会を実施した（令和2年8月6日、9月7日、10月16日、11月13日、12月14日、令和3年1月18日、2月18日、3月16日）。 ② Global Coalition on OSH TG（国際労働安全衛生連合タスクグループ）に参加した（令和2年5月26日、9月25日、10月8日、令和3年1月8日、1月29日、3月19日）。 ③ 国際労働機関（ILO）が実施する労働市場統計に協力した（令和2年8月～令和3年3月）。 ④ 労働安全衛生に関するWHO協力センターの2019-2020年活動報告をとりまとめ報告した（令和2年9月）。 ⑤ 韓国の労働安全衛生研究所（OSHR）と現在実施中の主な安全分野研究リストを含む情報交換を行った（令和2年12月18日）。 ⑥ 産業医科大学産業生態科学研究所と放射線疫学研究や過労死等に関する調査研究の成果等に係る最新の研究動向等について意見交換、情報交換等を行った（令和3年3月9日）。また、国内外から収集した労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資料等については、安衛研内の研究推進・国際センターにおいて整理し、その知見については大学等の講義や海外での講演等に活用することで、国内外に提供している。 <p>・国際学術誌「Industrial Health」を6回発行し、国内外の大学・研究機関等に配布した。</p> <p>・和文学術誌「労働安全衛生研究」を2回刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。</p> <p>・令和2年7月にWHO労働衛生協力センターとして引き続き指定された（指定期間 令和2年7月13日から4年間）。令和2年度におけるWHOからのTerms of referenceは次の2テーマであり、安衛研の研究員がそれぞれ担当している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 西太平洋地域諸国における過重労働関連健康議会要因に関するツールキットとファクトシートの国際的用途推進 ② 西太平洋地域諸国における職業性熱中症の予防策とツールキットの国際応用と推進 <p>(5) 研究評価の厳格な実施と評価結果の公表</p>		
-----------------	--	--	---	--	--	--

<p>の厳格な実施と評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表すること。</p> <p>研究成果の評価に当たっては、以下の指標を設定すること。</p> <p>ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ること(成果</p>	<p>の厳格な実施と評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。</p> <p>研究成果の評価指標及び中期目標期間中の達成目標は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究において、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を得ること(成果ごと</p>	<p>の厳格な実施と評価結果の公表</p> <p>研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表する。</p> <p>研究成果の評価指標及び令和2年度の達成目標は、以下のとおりとする。</p> <p>ア 令和2年度において業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評</p>	<p>・研究業務を適切かつ効率的に推進する観点から、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、研究課題について第三者による評価を厳格に実施し、評価結果を研究業務に反映するとともに、評価結果及びその研究業務への反映内容を公表しているか。</p> <p>・令和2年度において業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価の対象となる研究について、下記の採点基準により、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の成果について平均点3.25点以上の評価を</p>	<p>・研究評価については「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総理大臣決定)に基づき、評価対象となる研究に精通した第三者による評価を安衛研究部会で厳格に実施した。また、令和2年度の評価結果は、研究業務に反映させるとともに、令和元年度の評価結果及びその研究業務への反映内容は報告書として取りまとめ、ホームページに公表する準備を進めた。</p> <p>・研究者が自身の研究に対する評価に納得感が得られるよう、安衛研究部会における評価の結果や評価委員のコメントを研究者にフィードバックすることで今後の研究活動に資するよう促すとともに、優秀な研究については、理事長表彰(令和2年8月24日実施)を行っている。</p> <p>また、研究者の裁量で研究計画が立案でき、将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的研究の位置づけである基盤的研究という枠組みで意欲的に挑戦できる機会の提供を行っているほか、研究者の希望に応じて機構内他施設の研究者等との協働を機構本部が仲介する等、新たなチャンスを提供できるようにしている。</p> <p>・令和2年度は、プロジェクト研究(7課題)、協働研究(2課題)、行政要請研究(6課題)の事前及び事後評価を実施した。また、協働研究(3課題)の中間評価を実施した。</p> <p>・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の合計12課題については、安衛研究部会の外部評価(事後評価)を受け、評価結果の目標値である平均点3.25以上を全ての課題で上回るとともに、その平均点は3.99であった。</p>		
---	---	---	---	---	--	--

<p>ごとに、5点(優れている)、4点(やや優れている)、3点(概ね妥当である)、2点(やや劣っている)、1点(劣っている))。</p>	<p>に、5点(優れている)、4点(やや優れている)、3点(概ね妥当である)、2点(やや劣っている)、1点(劣っている))。</p>	<p>価を得る(成果ごとに、5点(優れている)、4点(やや優れている)、3点(概ね妥当である)、2点(やや劣っている)、1点(劣っている))。</p>	<p>得ているか。</p>	<p>・プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究の合計12課題の報告書を厚生労働省に提出し、「政策効果が期待できる」かどうかの評価を受けた。その結果、1(非常に政策効果が期待できる)が9課題、2(政策効果が期待できる)が3課題の判定であり、2以上の「政策効果が期待できる」との判定が100%であったことから、目標の80%を上回った。</p>		
<p>イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けること。</p> <p>【目標設定の考え方】</p> <p>類似する研究に係る実績を踏まえ設定した。</p>	<p>イ 中期目標期間中、プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。</p>	<p>イ プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る令和2年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受ける。</p>	<p>・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る令和2年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けているか。</p>	<p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p>		
<p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組むこと。</p> <p>ア 調査及び研究で得られた科学的知見を活用</p>	<p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。</p> <p>ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国</p>	<p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>労働者の健康及び安全に対する研究成果やモデル医療法及びモデル予防法等の成果の普及・活用を一層図る観点から、次の事項に取り組む。</p> <p>ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国</p>	<p>・プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究に係る令和2年度の報告書総数の80%以上について、厚生労働省より「政策効果が期待できる」との評価を受けているか。</p> <p>・行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家</p>	<p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>ア 労働安全衛生に関する法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献</p> <p>行政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、厚生労働省労働基準局等の検討会に委員としての参加や、資料提供等に対応した。主な内容は以下のとおり。</p>		

<p>し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に積極的に貢献すること。具体的には、中期目標期間中の法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、50件以上とすること。</p>	<p>際基準の制改正等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、中期目標期間中に50件以上の労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献する。</p> <p>イ 学会発表等の促進 ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。 ② プロジェクト研究をはじめ</p>	<p>際基準の制改正等への科学技術的貢献 行政機関、公的機関、国際機関等から、専門家としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献する。 令和2年度における、これら法令・基準等への貢献については、10件以上とする。</p> <p>イ 学会発表等の促進 ① 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進する。 ② プロジェクト研究をはじめ</p>	<p>としての知見や研究成果等の提供要請があった場合には、調査及び研究で得られた科学的知見を活用して検討会等への参加や資料提供などに積極的に対応し、労働安全衛生関係法令、関連通知、国内外の労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等に貢献しているか。 ・令和2年度における、これら法令・基準等への貢献については、10件以上貢献しているか。</p> <p>・国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表、原著論文等の論文発表を積極的に推進しているか。 ・プロジェクト研究をはじめと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過労死等の調査研究の研究成果が過労死等防止対策白書に掲載された。 ・ 過労死等防止調査研究センターの知見を活かし、以下のとおり検討会等へ参加している（令和2年度は以下の2件）。 <ol style="list-style-type: none"> ① 厚生労働省労働基準局補償課による「脳・心臓疾患の労災認定の基準に関する専門検討会」（座長：磯博康・大阪大学教授）に委員として参加した（令和2年7月21日、9月29日、令和3年1月19日、2月12日、3月23日）。 ② 国土交通省海事局船員政策課による「船員の健康確保に関する検討会」に関連して、船員に特化した過労死等事案の解析を進め、過労死等事案研究の分担研究報告書をまとめた。 <p>労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等実績は16件（目標値10件、達成度160%）であった。主な内容は下表のとおり。</p> <hr/> <p>制定、改正等を行った法令、通達等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第89号） ○ 粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第128号） ○ 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒュームの濃度の測定の方法等（令和2年厚生労働省告示第286号） ○ ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（令和2年7月20日付け基発0720第2号） ○ 副業・兼業の促進に関するガイドライン（令和2年9月1日付け基発0901第4号） ○ 陸上貨物運送事業における労働災害防止に向けた一層の取組について（令和2年8月3日付け基発0803第2号） <hr/> <p>イ 学会発表等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表（WEBを含む）、原著論文等の論文発表件数について、研究員ごとに目標を設定する等により積極的に推進している。 ・ プロジェクト研究「化学物質のばく露評価への個人ばく露測定の活用に関する研究」（実施期間：平成28年度～平成31年度）について、特別研究報告（SRR）を発行し、共同研究を行 		
--	--	---	---	---	--	--

<p>イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。</p> <p>中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を1200万回以上とすること。</p>	<p>とする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。</p> <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセス数の総数を1200万回以上得る。</p>	<p>とする研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図る。</p> <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。</p> <p>なお、安衛研においては、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームペー</p>	<p>する研究の成果は、特別研究報告（SRR）等としてとりまとめ、広く関係労働安全衛生機関、産業界へ研究成果の広報を図っているか。</p> <p>・調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努めているか。</p> <p>・安衛研において、「Industrial Health」誌及び「労働安全衛生研究」誌については、その掲載論文全文を研究所のホームページ及びJ-</p>	<p>っている大学、業界団体等に送付した。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、プロジェクト研究をはじめとする研究の成果を安衛研のホームページで公開し、併せて安衛研メールマガジンにおいて厚生労働省、事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等に発信することで積極的な広報を行った。 <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の調査及び研究の成果をホームページに掲載するとともに、その際は国民に理解しやすく活用しやすいものになるよう努めたほか、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」（年6回発行） 和文学術誌「労働安全衛生研究」（年2回発行） 特別研究報告等の掲載論文 技術資料 等 「Industrial Health」と「労働安全衛生研究」に掲載している論文全文を研究所のホームページ及びJ-STAGE（化学技術情報発信・流通統合システム/独立行政法人科学技術振興機構）で公開した。 機構本部、安衛研及びバイオにおける研究事業の内容をまとめたパンフレットを作成し、研究協力企業等への説明時にパンフレットを用いて、安全衛生研究等の普及を図った 研究所一般公開及び安全衛生技術講習会等のイベントは開催告知のみならず、終了後の結果報告についても速やかにホームページに掲載した。（なお、イベントの開催は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により開催を中止し、安衛研ホームページ上に研究成果を公開した。） 研究業績・成果等に関するホームページのアクセス数は310万回であり、目標としていた年240万回を大幅に上回った。 		
---	--	--	---	--	--	--

	<p>ジ及びJ-stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開する。</p> <p>令和2年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p> <p>② メールマガジンを毎月1回発行し、安衛研の諸行事や、研究成果等の情報を定期的に広報する。</p> <p>③ 事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積</p>	<p>stage(独立行政法人科学技術振興機構が運営する研究者向け情報発信支援システム)に公開しているか。</p> <p>・令和2年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得ているか。</p> <p>・令和元年度労働安全衛生総合研究所年報を発行するとともに毎月1回メールマガジンを発行し、安衛研の諸行事や研究成果等の情報を定期的に広報しているか。</p> <p>・事業場における労働安全衛生水準の向上に資するため、研究成果を活用した事業場向け技術ガイドライン等を適宜発行するとともに、研究成果の一般誌等への寄稿を積極</p>	<p>・令和元年度労働安全衛生総合研究所年報を令和3年1月22日に発行した。</p> <p>・メールマガジン(安衛研ニュース)は毎月1回配信し、労働安全衛生研究の動向、安衛研主催行事、刊行物等の情報提供を行っている(新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年5、6月は休止)。</p> <p>・「労働安全衛生総合研究所技術指針(工場電気設備防爆指針-国際整合技術指針2020)」を令和2年12月25日に発行し、安衛研ホームページでも公表した。</p> <p>・一般誌等に141件の論文・記事を寄稿し、研究成果の普及を図った。</p> <p>・国内テレビ局等からの取材10件に協力した。</p>		
--	---	---	---	--	--

<p>ウ 研究の成果については、特許権等の知的財産権の取得に努めること。また、機構が保有する特許権のうち実施予定のないもの</p>	<p>極的に行う。</p> <p>エ 講演会等の開催</p> <p>① 職場における労働安全衛生関係者を含めた幅広い領域の人々に機構の主要な調査及び研究成果を紹介する講演会を開催する。</p> <p>② 安衛研の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。</p> <p>オ 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないもの</p>	<p>極的に行う。</p> <p>エ 講演会等の開催</p> <p>① 安全衛生技術講演会を、国内2都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進する。さらに、労働災害防止関係団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設ける。</p> <p>② 安衛研清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行う。また、国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応する。</p> <p>オ 知的財産の活用促進</p> <p>研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないもの</p>	<p>的に行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生技術講演会を、国内2都市で開催するほか、他機関との講演会等の共催を推進しているか。 ・労働災害防止関係団体の主催する大会等に積極的に参加し講演する機会を設けているか。 ・安衛研清瀬地区及び登戸地区の一般公開を実施し、調査及び研究成果の紹介及び研究施設の公開を行っているか。 ・国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しても、その専門分野、要望に応じ柔軟に対応しているか。 ・研究の成果に伴う特許権等の知的財産権の取得を進めるとともに、自ら実施予定のないもの 	<p>エ 講演会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度の安全衛生技術講演会の開催は中止となり、安衛研ホームページ上に研究成果を公開した。令和3年度は開催する方向で開催方法等の検討を行った。 ・中央労働災害防止協会主催の「第79回全国産業安全衛生大会」（令和2年10月7～9日）にて講演する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、開催は中止となり、誌上開催となった。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度の安衛研の一般公開は中止となり、安衛研ホームページ上に研究成果を公開した。国内外の労働安全衛生関連機関及び団体等の見学希望者に対しての見学対応については、問い合わせがあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大を理由に見学を見合わせた。 <p>オ 知的財産の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究の成果は、知的財産権の取得を進めるため、特許申請を行っており、令和2年度末時点では、保有登録特許件数は33件、特許出願中は7件となっている。令和2年度中に開放特許情報データベースに登録したものは無いが、今後の活用促進を図るため、当該データベースの登録を検討していく。なお、安衛研が取得している特許権等はホームページでの広報等により、その活用促進を図っている。 		
---	---	--	---	---	--	--

<p>のについては、当該特許権の実施を促進するため、その全数について、積極的な公表を行い、知的財産の活用を促進すること。</p> <p>【目標設定の考え方】</p> <p>法令等の制定及び改正等への貢献の件数は、法改正等大規模な法令改正等の有無により年度によってばらつきがあるため、前中期目標期間中の目標水準であった年 10 件の 5 倍の 50 件を中期目標期間における目標とした。</p> <p>ホームページ中の研究業績等へのアクセス数は、平成 29 年度実績の 240 万回を踏まえ、その 5 倍の 1200 万回以上とした。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生</p>	<p>は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。</p>	<p>は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図る。</p>	<p>は、開放特許情報データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その活用促進を図っているか。</p>			
--	---	---	---	--	--	--

<p>関係法令、国内基準及び国際基準の制定及び改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。</p> <p>業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会の外部評価において高評価を得ることは、労働安全衛生行政の重要課題に対応した研究を的確に実施し、当該研究成果が労働安全衛生施策の企画・立案に貢献できているか及び質の高い研究成果を公表できているかを客観的に判断するために極めて重要であるため。また、労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究を推進する観点からは、政策担当部門による評価が重要であるため。</p> <p>労働安全衛生行政上の課題に対応した研究成果が、周知広</p>						
--	--	--	--	--	--	--

報を通じて作業現場へ導入される等広く普及されることにより、労働災害の減少に結び付くため。						
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

令和2年度 調査・研究発表会プログラム

No.	議題名	発表者
1	脊髄損傷者用動力付歩行支援機器の使用実態調査とリスク分析	労働安全衛生 総合研究所
2	非電離放射線と労働衛生－医療施設における調査事例	労働安全衛生 総合研究所
3	労働者放射線障害防止研究センターの発足について	労働安全衛生 総合研究所
4	ベリリウム及びその化合物の健康障害と職場における労働衛生管理－ベリリウム感作と免疫学的検査の重要性	労働安全衛生 総合研究所
5	化学物質の吸入曝露による発がん性：日本バイオアッセイ研究センターの結果から	日本バイオアッセイ 研究センター

令和2年度 調査・研究発表会ポスターセッションテーマ

No.	議題名	発表者
1	墜落災害発生時に人体に生じる加速度と衝撃力などについて	労働安全衛生 総合研究所
2	燃焼の3要素に着目した化学物質の危険性に対するリスクアセスメント実施支援策	労働安全衛生 総合研究所
3	身体負荷を考慮に入れた個人磁界ばく露調査	労働安全衛生 総合研究所

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1-2	労災疾病等に係る研究開発の推進		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号、同項第5号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 平均値 等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホームページ アクセス数 （計画値）	中期目標期間中に研究業績等へのアクセス数1,200万回以上	—	240万回	240万回				予算額（千円）	3,057,079	4,030,486			
ホームページ アクセス数 （実績値）	—	240万回 （H29年 度実績）	296万回	310万回				決算額（千円）	3,109,963	4,101,414			
達成度	—	—	123.5%	129.3%				経常費用（千円）	3,081,555	3,265,725			
								経常利益（千円）	110,335	68,045			
								行政コスト（千円）	3,366,283	3,512,119			
								従事人員数（人）	122	131			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>労働災害の発生状況等を踏まえ、時宜に応じた研究に取り組むために以下の3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を行うこと。</p> <p>ア 職業性疾病等の原因、診断</p>	<p>1 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>ア 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、次のおり取り組む。</p> <p>① 職業性疾病等の原因と診</p>	<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>ア 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>中期目標に示された3領域については、協働研究と連携を図りつつ、研究を遂行し、業績評価委員会医学研究評価部会において評価を受ける。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>令和2年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・3領域（「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、「労働者の健康支援」、「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」）の研究について、協働研究と連携を図りつつ、研究を行っているか。</p>	<p>1 勤労者医療、労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等</p> <p>(2) 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>ア 労災疾病等に係る研究開発の推進</p> <p>労災疾病等医学研究については、中期目標に示された3領域について平成29年10月から「メタボローム」テーマの研究を、平成30年7月からその他9テーマの研究を開始し、合計10テーマの研究を行っている。</p> <p>3領域10テーマの研究について、令和3年2月26日及び3月5日に業績評価委員会医学研究評価部会（以下「医学研究部会」という。）を開催し、令和2年度における新型コロナウイルス感染症の影響による症例数確保等の困難な状況も含めた研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関して中間評価を受け、全10テーマについて令和3年度における研究・開発、普及の継続が承認された。</p> <p>協働研究「せき損等職業性外傷の予防と生活支援に関する総合的研究」テーマにおける医療データ分析について、労災疾病等医学研究「運動器外傷機能再建」テーマで構築した「運動器外傷データベース」のデータを提供するとともに、当該研究代表者等が協働研究に参加し連携を図っている。</p> <p>① 職業性疾病等の原因と診断・治療</p> <p>○ 「運動器外傷機能再建」テーマ 「運動器外傷データベース」に登録された1,233症例の予後等について追跡調査（6か月</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>定量的指標の対年度計画値120%以上を達成したことに加え、労災補償の対象疾患ではあるものの明確な診断基準がない良性石綿胸水については、診断基準及び診断のためのチェックシートを作成し、英文医学誌に掲載されたことは、労災保険給付に係る認定の迅速化・適正化に寄与する可能性があること。開発した予防法・指導法などについて、積極的な広報活動の結果、SMSで話題になる等、労働者の健康確保につき社会的に大きな影響を与えたこと。など、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。</p> <p>・3領域10テーマの研究について、令和3年2月26日</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>労災疾病等に係る研究開発における3領域10テーマの研究において、大学・大学病院・労災指定医療機関と連携体制を構築し、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行うなどの取組を行った結果、労災補償の対象疾患であるものの明確な診断基準がない良性石綿胸水について、新たな診断基準案、診断のための項目を記載したチェックシート案を策定し、国の労災保険給付に係る認定の迅速化・適正化に寄与している。</p> <p>研究の実施体制等の強化に関して、予防医療データベースの利活用については、予防医療モデル調査研究として、中高年齢の労働者の体組成分析結果から「サルコペニア」をきたしやすい職種・業種群をはっきりさせ、効果的な指導介入のターゲットを明らかにするための研究を行っている。病職歴データベースの更なるデータ集積と基本解析、研究での利活用等につなげるため、誤入力防止の警告機能等を追加した新たな病職歴システムを運用し、外部有識者による統計解析の検討及び疫学専門家に参画いただく形で研究を実施している。</p> <p>また、令和元年度に構築した両立支援データベースについては、令和2年4月からデータ集積を開始した。</p>	

<p>及び治療</p>	<p>断・治療 被災労働者の早期の職場復帰を促進するため、職業性疾病等の原因と診断・治療に関する研究・開発に取り組む。</p>			<p>後、1年後、2年後フォローアップ)を行った。フォローアップ率は、6か月後70.2%、1年後65.0%、2年後44.6%。 また、受傷後6か月、1年、2年の時点で就労状況が判明した症例を対象として、復職状況を調査した。その結果、多変量解析であるロジスティック回帰分析により、2年後の復職に影響する要因を見出した。 令和2年度は、収集したデータの欠損値の確認、補充作業などのデータクリーニング作業を実施した。</p> <p>○ 「職業関連癌」テーマ 膀胱癌352例、上部尿路上皮癌25例、それ以外の疾患のコントロール453例について、網羅的に関連性が示唆される遺伝的要因を探索し、喫煙、飲酒、職業・産業分類などの膀胱癌の発生に寄与すると考えられる環境因子も説明変数に入れて、GWAS、gene-wise解析を行った結果、膀胱癌・尿路上皮癌と関連する一塩基遺伝子多型(SNP)遺伝子が浮上し、これについて病理学的解析を実施した。</p>	<p>及び3月5日に医学研究部会を開催し、令和2年度における研究開発計画の達成度及び今後の研究開発計画の妥当性等に関して中間評価を受けた。全10テーマについて令和3年度における研究・開発、普及の継続が承認された。</p> <p>・3領域10テーマの労災疾病等医学研究・開発においては、帝京平成大学等の大学に加え、埼玉医科大学総合医療センター、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属埼玉医療センター等の大学病院や、国保旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者と連携体制を構築し、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。</p> <p>・第3期中期目標期間中に開発された予防法・指導法を、健康保険組合雑誌への連載や産業保健21への掲載、リーフレットの配布等により幅</p>	<p>調査及び研究の成果等については、国民が理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、ホームページでの公開に加え、機関が発行している情報誌「産業保健21」に掲載している。また、「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報用のリーフレットを両立支援コーディネーター研修等の各種研修会参加者へ配付する取組を行っている。さらに、産業保健総合支援センターのメールマガジンを用いて「労災疾病等医学研究普及サイト」の周知を継続して実施した結果、ホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスが310万回に達している。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を達成していると評価でき、評定はBが妥当である。</p>
<p>イ 労働者の健康支援</p>	<p>② 労働者の健康支援 就労年齢の延長に伴い基礎疾患を有する労働者が増加する中で、労働能力や疾病増悪リスク、復職を視野においた支援や治療方針の選択等労働者の健康支援のための研究・開発に取り組む。</p>			<p>② 労働者の健康支援</p> <p>○ 「生活習慣病」テーマ</p> <p>① 「地域社会における社会的ストレス及び社会関係資本と生活習慣病との関連に関する研究」については、研究代表施設及び研究分担施設で974症例を収集。ストレスについてのアンケートを解析中。また、より広範囲なデータ収集のため、労災病院職員を対象としたアンケートを令和2年度から実施した。</p> <p>② 「孤独死の要因となる動脈硬化疾患の発症・再発に関する研究」については、心血管系動脈硬化性疾患患者を単独世帯患者グループと複数世帯患者グループとに分けて、血液検査、生活習慣、ストレス調査を施行し、動脈硬化性疾患の発症・進行に関して「単身世帯者」特有の危険因子の調査を行い、日本職業・災害医学会会誌(vol.68)で中間報告を行った。</p> <p>③ 「教員の過労死を予防するモデルの構築に関する調査研究」については、宮城県教職員の時間外労働の実態調査を行い、時間外勤務時間、休日勤務と抑うつ関係の調査を行い、日本職業・災害医学会会誌(vol.68)で中間報告を行った。</p> <p>④ 「抑うつ傾向と脳・心臓疾患発症リスクとの関係」については、宮城県亘理町住民2,977人を対象とするコホート調査として、労働時間や抑うつに関するアンケート調査を実施。回収率は66.9%であった。</p> <p>⑤ 「就労者の疲労(ストレス)に対する客観的指標の実用的な応用に関する研究」については、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、研究対象である交代制勤務の看護師、病院の事務職員等から検査への協力を得ることが非常に難しく、研究者自身も呼吸器内科医師として感染症対策の最前線で対応していることから、今後、目標とした研究成果を得るためのプランが立てられない状況であり、医学研究部会に諮り中止した。</p> <p>○ 「メンタルヘルス」テーマ 複数の企業から協力を得て、勤務する労働者308人に対してアンケート調査を行った。また、認知機能検査等のベースライン評価を基に、フォローアップ及び認知トレーニングの効果検証を行った。今後はフォローアップしたデータを基に解析を予定している。</p> <p>○ 「メタボローム」テーマ</p> <p>① 「労働者における体内代謝産物の網羅的解析(メタボローム解析)による過労死、過重労働、ストレスを予測する生化学的指標の確立」については、同一の病院職員について残業時間の多い月(過重労働時)及び少ない月(通常労働時)、急性冠症候群を発症した患者(ACS群)、健康診断受診者(対照群)の各群について、血漿、尿、唾液を採取し、メタボローム解析を行った。メタボローム解析の結果、通常労働時と過重労働時の血漿中の代謝物濃度が異なるパターンを示した。この結果を踏まえ、令和2年度は症例を増やしデータを解析した。</p>	<p>・3領域10テーマの労災疾病等医学研究・開発においては、帝京平成大学等の大学に加え、埼玉医科大学総合医療センター、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属埼玉医療センター等の大学病院や、国保旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者と連携体制を構築し、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。</p> <p>・第3期中期目標期間中に開発された予防法・指導法を、健康保険組合雑誌への連載や産業保健21への掲載、リーフレットの配布等により幅</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> (有識者からの意見) ・機構のどのサイトに、どのような方がアクセスしたのかを把握した上で、利用者がアクセスしやすくなる施策を実施していただきたい。【安井先生】</p> <p><その他事項> 特になし。</p>

<p>ウ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p>	<p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化 被災労働者の迅速・適正な労災保険給付に資する研究・開発に取り組む。</p>		<p>② 「早期慢性膵炎の疾患概念の研究と新規診断法の開発」については、症例（アルコール性慢性膵炎患者、アルコール性早期慢性膵炎患者、健常者（飲酒群・非飲酒群））を増やすため、令和元年度に大阪労災病院、熊本労災病院、総合病院国保旭中央病院を研究分担施設に加えた。症例については、令和元年度で各群10例～20例ほど集め、各群10例ずつ中間解析を実施したところ、早期慢性膵炎のバイオマーカーとなる候補物質を複数発見した。対照飲酒群以外の症例は令和2年度に収集できたため、令和3年度にメタボローム解析を実施することとしている。</p> <p>○ 「医療従事者の安全」テーマ 研究協力施設である帝京平成大学においてターゲット抗がん剤の模擬薬剤を用いた飛散実験を実施し、調製時により飛散量の少ない細目を追加した標準手順書の作成を行っている。 今後は、標準手順書を用いた場合の飛散量について、より多くの抗がん剤取扱者において検証を行うほか、調製時のみならず、患者投与時を想定した手順についても検討することとしている。</p> <p>○ 「勤労世代肝疾患」テーマ インターフェロン・フリー治療で持続的ウイルス陰性化（SVR）を達成した勤労世代（15歳～65歳）患者の症例909例を収集し、肝発癌の有無の評価を行いながら、インターフェロン・フリー治療の開始前や終了時の病理学的検査結果と発癌との関連を検討し、特定の検査値が、その後の肝発癌予測因子となる可能性があることがわかった。また、マウスを用いて肝腫瘍発生率を評価し、マウスモデルでは抗酸化作用を持つ特定の薬剤の投与による酸化ストレス抑制が肝発癌の抑制に有用である可能性が示唆された。</p> <p>○ 「早期復職」テーマ 平成30年6月の医学研究部会における事前評価において、介入群と対照群を割付するに当たり適切なランダム化を行うことを条件に実施が承認された。このため、大阪大学データセンターを研究協力者に加えるとともに、より詳細にランダム化について記載した「臨床研究実施計画書」及び「症例取扱い規準」を新たに策定し、大学病院医療情報ネットワーク研究センター臨床試験登録システム（UMIN-CTR）への症例登録を可能とした。こうした大学との連携により適切なランダム化を行った。 令和2年度は、研究結果に影響を及ぼす恐れのある新型コロナウイルス感染症陽性者を症例除外基準に加え、患者に対しPCR検査を実施するなど研究の質を担保した。</p> <p>③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化</p> <p>○ 「じん肺」テーマ 膿性喀痰中エラスターゼ活性測定の研究では、ミラー・ジョーンズ法との比較において、喀痰中の好中球との相関が示唆された。一方で、相関がみられない検体について、原因検索を行った。 じん肺にみられる間質性肺炎の実態調査では、559症例収集し、間質性肺炎の有無を検討した。過去のCT画像が十分検討できた89例について、粉じん吸入開始年齢から間質性肺炎を認めた年齢までの期間、間質性肺炎を認めた時期から最終観察時までの画像を検討した。 肺MRIによるじん肺大陰影と肺がんの鑑別における有用性の研究では、大陰影をもつ49名のじん肺患者、133病変を検討した。</p> <p>○ 「アスベスト」テーマ 労災補償の対象疾患であるものの明確な診断基準がない良性石綿胸水について、診断基準策定のための研究として、労災病院で良性石綿胸水と診断された105症例を収集し、新たな</p>	<p>広く普及啓発を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度から開始した予防医療モデル調査研究（19件）について、中間評価を行い、いずれも継続として承認された。 ・予防医療モデル調査研究において、予防医療データベースを活用した。 ・病職歴データベースの更なるデータ集積と基本解析、研究での利活用等につなげるため、誤入力防止のワーニング機能等を追加した新たな病職歴システムを運用し、外部有識者による統計解析の検討及び疫学専門家に参画いただく形で研究を実施した。 ・両立支援データベースについては令和2年4月よりデータ集積を開始した。 ・調査及び研究の成果について、「労災疾病等医学研究普及サイト」において随時公開した。 ・研究成果を国民
------------------------------	--	--	--	---

<p>なお、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を引き続き行うこと。</p>	<p>また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、症例蓄積が重要であることから、労災病院のネットワークの活用のみならず、労災指定医療機関等からも症例データを収集できるような連携体制の構築を図る。</p> <p>イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進</p> <p>過労死等については過労死等防止調査研究センターと連携を図りつつ、過労</p>	<p>また、労災疾病等に係る研究開発の推進に当たっては、大学病院等の労災指定医療機関に所属する研究協力者と引き続き連携体制の構築を行う。</p> <p>イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進</p> <p>第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支</p>	<p>・労災指定医療機関に所属する研究協力者と連携体制の構築を行っているか。</p> <p>・第3期中期目標期間中に開発した予防法・指導法について、産業保健総合支</p>	<p>診断基準案、診断のための項目を記載したチェックシート案を策定した。</p> <p>その成果はJournal of Occupational Health, 2021 1月号 (J Occup Health. 2020;62:e12182 Kishimoto T et al.) に掲載された。この点、労災保険給付に係る認定の迅速化・適正化に寄与する可能性がある</p> <p>石綿繊維計測の研究については、石綿小体計測を実施した後、石綿繊維計測を実施した症例を収集し、石綿小体数と石綿繊維数の間に正の相関関係を認めた。引き続き症例の集積を継続し、どのような背景因子が乖離を生じさせるか検討している。また、各症例の職業歴等との関連性も検討している。</p> <p>また、3領域10テーマの労災疾病等医学研究・開発については、労災病院ネットワークの活用はもちろん、帝京平成大学等の大学に加え、埼玉医科大学総合医療センター、和歌山県立医科大学附属病院、大阪大学医学部附属病院、自治医科大学附属埼玉医療センター等の大学病院や、国保旭中央病院等の労災指定医療機関の研究者との連携体制も構築しており、症例データの収集及び基礎的・臨床的研究を協力して行った。</p> <p>イ 過労死に係る生活習慣病等の予防法・指導法の開発の推進</p> <p>・第3期中期目標期間中に開発された予防法・指導法については、健康保険組合雑誌への連載や産業保健21への掲載等により幅広く普及啓発を図った。また、成果物のうち、「深夜勤務者のための食生活ブック」については、産業保健21に掲載したところSNS上で話題となったため、当該冊子を2万部増刷し、確実に産業医、労務担当者に届くよう全国の産保センターが実施する研修等で配付した。</p> <p>また、メディアに出演するなど積極的に勤労者への研究成果の普及を行った。</p> <p>・令和元年度から開始した予防医療モデル調査研究(19件)について、令和3年3月に開催し</p>	<p>に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、モデル予防法について、食生活の改善や腰痛予防等7テーマの研究成果をまとめたリーフレット等をホームページにおいて公開。「労災疾病等医学研究普及サイト」広報用リーフレットを作成し、各種研修参加者への配付を行った。</p> <p>・産業医、事業場労務担当者等を対象とした産保センターのメールマガジンを活用し、当該普及サイトの周知を行った。</p> <p>・以上の取り組みにより、機構本部等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数は、310万回を得た。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
--	--	--	---	--	---	--

<p>(3) 研究の実施体制等の強化 力 予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組むこと。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、諸外</p>	<p>死に係る生活習慣病等の予防対策の指導の実践により、指導事例等の集積及び予防医療データベースを活用し、予防法・指導法の分析、検証、開発を行い、産業保健総合支援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。</p> <p>(3) 研究の実施体制等の強化 力 研究データ収集を行う事務補助スタッフの確保等を図り、予防医療、病職歴及び両立支援データベースの整備及び活用等に取り組む。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 アスベスト等について、諸外</p>	<p>援センター等を介し、事業場への普及啓発を行う。</p> <p>令和元年度から開始した予防法・指導法の開発については、事例の集積を行うため、引き続き指導を実践する。</p> <p>(3) 研究の実施体制等の強化 力 更新した予防医療及び病職歴データベースを活用した基本解析及び研究を進めるとともに、令和元年度に構築した両立支援データベースについてはデータ集積を行う。</p> <p>(4) 国際貢献、海外への発信 さらに、アスベスト等につい</p>	<p>援センター等を介し、事業場への普及啓発を行っているか。</p> <p>・令和元年度から開始した予防法・指導法の開発については、事例の集積を行うため、引き続き指導を実践しているか。</p> <p>・更新した予防医療及び病職歴データベースを活用した基本解析及び研究を進めるとともに、令和元年度に構築した両立支援データベースについてはデータ集積を行っているか。</p> <p>・アスベスト等について、機構</p>	<p>た「予防医療モデル調査研究に関する検討会」において、各治療就労両立支援センター（以下「両立支援センター」という。）研究者が作成した進捗状況報告書を基に、進捗状況及び今後の予定について中間評価を行い、いずれも継続として承認された。</p> <p>(3) 研究の実施体制等の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防医療データベースの利活用については、予防医療モデル調査研究として、中高年齢労働者の体組成分析結果からサルコペニアを来しやすい職種・業種群を明らかとし、より効果的な指導介入のターゲットを明らかとするための研究を行っている。 ・ 病職歴調査における新規調査項目を追加し、安全性や利便性等の各種機能強化を充実させた新病職歴データベースの運用を令和2年1月から開始し、データ集積を行った。 集積した新調査項目データ等について、外部有識者による「入院患者病職歴調査統計処理専門委員会」を2回開催し、基本解析について検討した。 また、当該専門委員会の活動結果を「入院患者病職歴調査基礎解析」として取りまとめ、労災疾病等医学研究普及サイトに掲載した。 さらに、病職歴データベースの解析により、未だ明らかとなっていない職業関連疾病を探索し、労働環境の改善や働き方改革の根拠を創出することを目的として、疫学専門家が参画する「入院患者病職歴調査による疾病予防と復職に関する疫学研究」を実施し、令和3年2月に開催した病職歴調査企画・評価委員会で報告を行った。 また、病職歴データベースを活用した「入院患者病職歴調査による疾病予防と復職に関する医学研究」結果として、特殊健康診断受検経験のある有害業務従事者と有害作業をしたことのない者をマッチングして抽出し、がんの有害業務経験と生活習慣要因の複合影響についてのケースコントロール研究を行った学術論文「がん罹患に及ぼす有害業務経験と生活習慣要因の複合影響について」が英文医学誌Cancer Science2020;111:4581-4593に掲載され、がん予防対策としての有害業務従事者に対する健康習慣指導の重要性が確認されるなど、積極的にデータベースの活用を行った。 研究結果については、労災疾病等医学研究普及サイトに公開するなど普及に努めている。 ・ 令和元年度に構築した両立支援データベースについては、令和2年4月からデータ集積を開始した（新規登録件数：426件）。 <p>(4) 国際貢献、海外への発信</p> <p>アスベスト等について、機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等を行うべく、独立行政法人国際協力機構（JICA中国）からの依頼により「日中石綿関連癌診断技術向上プロジ</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼を踏まえ、機構の有する診断技術等の諸外国への情報提供に取り組むこと。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用 イ 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載すること。</p> <p>中期目標期間中におけるホームページ中の研究業績等へのアクセス数の総数を1200万回以上とすること。</p>	<p>国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>① 労働者の健康及び安全に関する調査及び研究の成果並びにモデル医療法及びモデル予防法等の成果については、原則としてホームページに掲載し、中期目標期間中における機構本部、安衛研、労災病院、日本バイオアッセイ研究センター等のホームページ中の研</p>	<p>て、諸外国からの要請に基づく独立行政法人国際協力機構等からの協力依頼により機構が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努める。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用 ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>① 調査及び研究の成果については、原則として、ホームページにおいて公開する。その際、研究成果等がより国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるように努める。</p> <p>令和2年度中における機構本部、安衛研、労災病院及び日本バイオアッセイ研</p>	<p>が有する診断技術等の諸外国への普及、情報提供等に努めているか。</p> <p>・調査及び研究の成果について、ホームページにおいて公開し、国民がより活用しやすくなるよう努めているか。</p>	<p>エクト」に協力することとしていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、計画していた実習生の受入れは中止となった。</p> <p>(6) 研究成果の積極的な普及・活用</p> <p>ウ インターネット等による調査及び研究成果情報の発信</p> <p>調査及び研究の成果等を公開している「労災疾病等医学研究普及サイト」について、労災疾病等医学研究10テーマの中間報告を掲載したほか、論文掲載されたものなど、研究成果に係るお知らせを随時掲載するとともに、働く女性の健康に関する研究の成果を普及した「女性医療フォーラム」開催に関するページを公開した。</p> <p>各種の研究成果については国民に理解しやすく、かつ、活用しやすいものとなるようにするため、ホームページにおける公開に加え、機構が発行している情報誌「産業保健21」に掲載したところ、予防医療モデル事業で作成した「深夜勤務者のための食生活ブック」（健康を意識するなら深夜に食事をしない。理解はするが、仕事の都合上、現実的には難しいという人向けのきめ細やかなアドバイスが掲載）がSNSで2.1万RTと3万越えの「いいね」となるなど話題となり、各種メディアからの取材も積極的に受けるなど対応した。取材や記事に関する依頼テーマも新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で「巣ごもり中の方」、「子育て中の方など仕事も家庭も多忙な方」などのテーマもあり、多くの勤労者に研究成果を利用いただいた。</p> <p>また、「労災疾病等医学研究普及サイト」広報用リーフレットについて、両立支援コーディネーター研修等の各種研修会参加者へのリーフレット（3,500部）配付を行った。</p> <p>さらに、産保センターのメールマガジン（産業医、事業場労務担当者等が対象）による「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報も継続して実施した。</p> <p>以上の取り組みを行い、機構本部、安衛研、労災病院及びバイオ等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数について、310万回のアクセスを得た。</p> <p>【参考】労災疾病等医学研究の成果については、国内外の各種学会での発表、論文投稿等を行っ</p>		
--	--	---	---	---	--	--

	<p>究業績・成果等へのアクセス数の総数を1200万回以上得る。</p>	<p>究センター等のホームページ中の研究業績・成果等へのアクセスの総数を240万回以上得る。</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学会発表 国内39件、国外14件 ・ 論文発表 和文21件、英文15件 ・ 講演会等 45件 ・ メディア等への掲載 5件 		
--	--------------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報					
特になし					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	労働災害調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-01

2. 主要な経年データ														
② 主要なアウトプット（アウトカム）情報								① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
依頼元からの評価（計画値）	依頼元からの評価の平均点 2.0点以上	—	2.0点	2.0点					予算額（千円）	83,246	79,312			
依頼元からの評価（実績値）	—	（新規項目）	2.73点	2.83点					決算額（千円）	78,545	86,799			
達成度	—	—	136.5%	141.5%					経常費用（千円）	71,342	62,104			
									経常利益（千円）	5,945	12,370			
									行政コスト（千円）	71,442	62,104			
									従事人員数（人）	3	2			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
2 労働災害の原因調査の実施	2 労働災害の原因調査の実施	2 労働災害の原因調査の実施	<p><主な定量的指標></p> <p>・災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点2.0点以上の評価を得る（3点（大変役に立った）、2点（役に立った）、1点（あまり役に立たなかった）、0点（役に立たなかった））。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p>	2 労働災害の原因調査の実施	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>定量的指標の対年度計画値120%以上を達成したことに加え、行政から依頼された災害調査等を迅速かつ適切に行い、調査結果等を厚生労働省に報告し、調査元から前年度を上回る高い評価を得るなど、以下のとおり、所期の目標を上回る成果が得られている。</p> <p>・災害調査報告に関するアンケート結果の平均点が2.83点であり、目標である2.0点を大幅に上回った。</p> <p>・「漁船の揚網機で発生した巻き込まれ災害」、「クレーンのジブの破損災害」、「アルミ粉製造工場で発生した爆発災害」、「合金鉄工場における高</p>	評価	A	
						<p><評価に至った理由></p> <p>厚生労働省からの依頼に基づく労働災害の原因の調査については、労働災害調査分析センターの下で調整を行い、迅速かつ適切に実施している。</p> <p>実施体制については、あらゆる事案に対応できるよう、建設分野、機械分野、化学分野等の複数の専門家によるチームを編成し、労働安全衛生総合研究所が有する高度な科学的知見が必要とされる災害調査等を実施している。</p> <p>また、災害調査分析センターの体制強化や災害情報のデータベース化に着手するなど新たな取組を行っていることが認められる。</p> <p>令和2事業年度は、災害調査（高純度シリカによる肺疾患事案）を契機として更なる科学的エビデンスを収集するため、労災病院と労働安全衛生総合研究所等による協働研究を開始している。</p> <p>また、同事業年度においては「漁船の揚網機で発生した巻き込まれ災害」、「クレーンのジブの破損災害」など5件の災害調査報告書を労働安全衛生総合研究所のホームページで公表している。</p> <p>加えて、同事業年度に災害調査報告、鑑定等の結果を29件報告し</p>		

<p>労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第96条の2に基づく災害調査等の実施について、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行うとともに、調査結果等について、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速やかに厚生労働省に報告を行うこと。</p> <p>また、厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うこと。</p> <p>さらに、調査実施後、調査内容については、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報への保護に留意しつつ、その公表を積極的</p>	<p>労働災害の原因の調査については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）に定められた機構の重要業務であり、高度な専門的知見に基づく災害要因の究明を行い、これらの調査結果について、厚生労働省の立案する再発防止対策への活用を図ることから以下のとおり取り組む。</p> <p>（1）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速や</p>	<p>（1）厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、労働基準監督機関等の協力を得て、高度な専門的知見を有する研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、高度な実験や解析等により時間を要するものを除き、速や</p>	<p><評価の視点></p> <p>・厚生労働省からの要請に基づき、又は災害原因究明のため必要があると判断するときは、研究員の現地派遣などにより、迅速かつ適切に労働災害の原因調査等を行い、調査結果等は、速やかに厚生労働省に報告しているか。</p>	<p>災害調査（12件）、鑑定・捜査事項照会等（以下「鑑定等」という。）（14件）のほか、行政機関等からの意見照会等（3件）について実施し、依頼元である行政機関に報告した。なお、災害調査等に当たっては、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、速やかに報告している。</p> <p>(1) 災害調査 厚生労働省からの依頼に基づく災害調査で、令和2年度内に報告が終了したものは過年度開始分を含む14件であった。また、令和2年度末時点で実施中の災害調査は0件である。</p> <p>(2) 鑑定等 労働基準監督署や警察署等からの依頼に基づく鑑定等で、令和2年度内に回答が終了したものは、過年度開始分を含む14件であった。また、令和2年度末時点で実施中の鑑定等は0件である。</p> <p>(3) 行政からの意見照会等 令和2年度に新たに着手した行政からの意見照会等は3件であり、令和2年度内に報告した。</p> <p>(4) 災害分析等 令和2年度に厚生労働省から受け取った全621件の災害調査復命書に過年度受取分を加えた2,325件について、局別、年月別、事故の型別、起因物別、死傷者数別及び業種別に分析し、その結果を厚生労働省に報告した。</p> <p>行政要請研究「高齢労働者が行為者となる労働災害の分析」において、令和2年度は、平成27年から29年に発生した労働災害の災害調査復命書から該当事例を抽出して分析を行った。</p>	<p>温物死亡災害」、「ビル新築工事現場で発生した型枠支保工の倒壊災害」の5件の災害調査報告書を再発防止の観点から安衛研のホームページにおいて公表した。</p> <p>・災害調査（高純度シリカによる肺疾患事案）を契機として更なる科学的エビデンスを収集するため、令和2年度より労災病院と安衛研等による協働研究を開始している。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>ているが、同調査等の依頼元に対して実施したアンケート結果で、目標である平均2.0点を大きく上回る2.83点であった。</p> <p>なお、令和2事業年度に依頼元に調査結果等を報告した件数は、厚生労働省からの依頼による災害調査が12件、労働基準監督署、警察署等の捜査機関からの依頼に基づく鑑定等が14件、行政機関からの意見照会が3件であった。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評価はAが妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	---	--	---	---	---	---

<p>に行い、同種災害の再発防止対策の普及等に努めること。</p>	<p>かに厚生労働省に報告する。</p> <p>(2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。</p> <p>(3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。</p> <p>(4) 調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら公表等を行う。</p>	<p>かに厚生労働省に報告する。</p> <p>(2) 災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した緊急時も含めた連絡体制を引き続き維持する。</p> <p>(3) 厚生労働省が行った調査も含め災害調査等の結果を体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う。</p> <p>(4) 調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、厚生労働省における捜査状況、企業の秘密や個人情報の保護の観点に留意しながら安衛研のホームページ等で公表等を行う。</p>	<p>・災害調査等を迅速に実施できるよう、前中期目標期間において整備した連絡体制を引き続き維持しているか。</p> <p>・災害調査等の結果について体系的に整理及び分析を行い、再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行っているか。</p> <p>・調査結果のうち、同種災害の再発防止対策の普及に資する情報について、安衛研のホームページ等で公表等を行っているか。</p>	<p>災害調査等に関しては、労働災害調査分析センターを中心とし行政からの要請に迅速に対応できるよう体制を維持している。</p> <p>また、あらゆる事案に対応できるよう、建設分野、機械分野及び化学分野等の複数の専門家によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が必要とされる災害調査等を実施している。</p> <p>・労働災害調査分析センターの体制を強化し、災害情報のデータベース化に着手した。今後、構築した当該データベースを使用して、体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行う予定である。</p> <p>・報告書等は行政機関等により、同種災害の再発防止や刑事事件の捜査・公判の資料として活用されている。</p> <p>・過去には、災害調査結果から架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんの製造事業場で発生した肺障害の業務上外に関する検討会報告書「呼吸器疾患と架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物の吸入性粉じんのばく露に関する医学的知見」を厚生労働省が策定・公表する契機となった。また、架橋型アクリル酸系水溶性高分子化合物による労働者の健康障害を防止するための行政通達が発出される契機にもつながった(平成31年4月15日基安労発0415第1号「特定の有機粉じんによる健康障害の防止対策の徹底について」)。さらに、厚生労働省から要請され、平成29年度に安衛研が実施した高純度結晶性シリカ取扱事業場の災害調査結果により、厚生労働省から平成30年9月に「高純度結晶性シリカの微小粒子を取り扱う事業場における健康障害防止対策等の徹底について」が発出されたが、極めて短期間に発症・進行するけい肺の原因、臨床病像、労働現場での予防対策及び経過観察の方法等さらに検討すべき課題があったため、これらを明確化することを目的に令和2年度から新たな協働研究「高純度結晶性シリカにばく露して発症した呼吸器疾病に関する労働衛生学的研究」を実施している。</p> <p>災害調査報告書から以下の5件を同種災害の再発防止対策の観点から、個人情報保護等にも留意の上編集し、要約版として安衛研ホームページで公開した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「漁船の揚網機で発生した巻き込まれ災害」 ・「クレーンのジブの破損災害」 ・「アルミ粉製造工場で発生した爆発災害」 ・「合金鉄工場における高温物死亡災害」 ・「ビル新築工事現場で発生した型枠支保工の倒壊災害」 		
-----------------------------------	--	--	---	---	--	--

<p>評価に当たっては、災害調査報告及び鑑定結果報告について、厚生労働省等依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得ること(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。</p> <p>【目標設定の考え方】</p> <p>類似する調査等に係る実績を踏まえ設定した。</p>	<p>なお、災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。</p>	<p>令和 2 年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、下記の基準により、平均点 2.0 点以上の評価を得る(3点(大変役に立った)、2点(役に立った)、1点(あまり役に立たなかった)、0点(役に立たなかった))。</p>	<p>・令和 2 年度に報告した災害調査報告、鑑定結果報告については、依頼元へのアンケート調査等を実施し、平均点 2.0 点以上の評価を得ているか。</p>	<p>災害調査報告、鑑定等の結果を29件報告し、それぞれの調査の依頼元を対象にアンケート調査を実施した。アンケート回答数24件の平均点は2.83点(前年度比0.1点増)となり、目標を大きく上回る評価を得た。</p>		
---	--	---	--	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	化学物質等の有害性調査事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第4号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-01

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
									予算額（千円）	1,064,484	1,308,188		
									決算額（千円）	1,059,246	1,266,186		
									経常費用（千円）	1,145,890	1,145,986		
									経常利益（千円）	6,389	2,525		
									行政コスト（千円）	1,211,963	1,213,607		
									従事人員数（人）	122	131		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価													
				業務実績	自己評価	評価	C												
<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>中期目標期間中において、日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施すること。</p>	<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設である日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。</p>	<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設である日本バイオアッセイ研究センターにおいては、発がん性等の有害性が疑われるとして国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を、動物愛護にも留意しつつ計画的に実施する。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・発がん性等の有害性が疑われる化学物質として国が指定する化学物質について、GLP（優良試験所基準）に従い、がん原性試験（長期吸入試験、中期発がん性試験）及び発がん性予測試験法である形質転換試験を含め、安衛法第58条に規定する化学物質の有害性の調査を計画的に実施できているか。</p> <p>・長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な</p>	<p>3 化学物質等の有害性調査の実施</p> <p>○ 国が指定した化学物質について、①長期吸入試験、②ラット肝中期発がん性試験、③遺伝子改変動物を用いたがん原性試験、④培養細胞を用いる形質転換試験、以上4つの試験等を実施しており、試験結果は、厚生労働省に報告した。</p> <p>①から④については以下のとおり（令和2年度に実施又は実施に向けて検討を行った物質）。</p> <p>① 長期吸入試験</p> <table border="1"> <tr> <td>ブチルアルデヒド</td> <td>アリルアルコール</td> <td>塩化ベンゾイル</td> </tr> </table> <p>長期吸入試験実施スケジュールは下表のとおり。</p> <p>② ラット肝中期発がん性試験</p> <table border="1"> <tr> <td>3,5,5-トリルメチルヘキサノ酸</td> </tr> <tr> <td>炭酸ジフェニル</td> </tr> </table> <p>③ 遺伝子改変動物を用いたがん原性試験</p> <table border="1"> <tr> <td>クロロエタン</td> <td>ジブロモメタン</td> </tr> <tr> <td>1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン</td> <td>モノ(～テトラ)ブロモ(又はクロロ)ベンゼンモノ(又はジ)カルボン酸(又はクロライド、無水物) 注1</td> </tr> <tr> <td>4-アミノフェノール 注1</td> <td>フルオロベンゼン 注2</td> </tr> <tr> <td>p-ニトロベンゾイルクロリド 注2</td> <td>ブロムブタン(別名:2-ブロムブタン) 注2</td> </tr> </table> <p>注1 令和3年3月4日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部長より発出された「厚生労働省から日本バイオアッセイ研究センターに対して実施を指示している試験の取扱いについて」において、労働基準局化学物質対策課の指示があるまで試験を中断するよう指示され、令和3年3月6日に試験を中止した。</p> <p>注2 令和3年3月4日付け厚生労働省労働基準局安全衛生部長より発出された「厚生労働省から日本バイオアッセイ研究センターに対して実施を指示している試験の取扱いについて」において、労働基準局化学物質対策課の指示があるまで試験を開始しないよう指示され、実施は未定。</p>	ブチルアルデヒド	アリルアルコール	塩化ベンゾイル	3,5,5-トリルメチルヘキサノ酸	炭酸ジフェニル	クロロエタン	ジブロモメタン	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン	モノ(～テトラ)ブロモ(又はクロロ)ベンゼンモノ(又はジ)カルボン酸(又はクロライド、無水物) 注1	4-アミノフェノール 注1	フルオロベンゼン 注2	p-ニトロベンゾイルクロリド 注2	ブロムブタン(別名:2-ブロムブタン) 注2	<p><評定と根拠></p> <p>評定：C</p> <p>国が指定した化学物質について、発がん性試験等を実施していたが、一部の試験について、遵守すべき試験方法に関する手順書から逸脱して試験が行われたことが明らかになり、試験を中断したことから年度計画に定める目標の水準を満たしていないため、自己評価をCとした。なお、当該事案は「日本バイオアッセイ研究センターにおける試験方法に関する手順書からの逸脱行為について」（令和3年3月5日に厚生労働省報道発表、同日付け機構本部ホームページ）として公表済みである。</p> <p><課題と対応></p> <p>厚生労働省に設置された調査委員会等による調査に全面的に協力する</p>	<p>評定</p> <p>C</p> <p><評定に至った理由></p> <p>国が指定した化学物質について、遺伝子改変動物を用いた発がん性試験、長期吸入試験を含む4つの試験等を実施した。</p> <p>また、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）へ長期吸入試験結果を、厚生労働省を通じて情報提供している。</p> <p>他方、化学物質等の発がん性等を調査するための動物試験を実施している日本バイオアッセイ研究センターにおいて、試験方法に関する手順書から逸脱する行為が行われていた事実が確認されたところである。</p> <p>今回の調査で確認された逸脱事項については是正策を速やかに検討の上、改善を図ること、同様な逸脱の有無を自己点検の上、必要な改善を図ること、今回確認された逸脱事案に関する操作手順以外でも試験手順書等からの逸脱が生じないように、今後、計画的に標準操作手順書（SOP）の自主的な点検・見直しを行っていくこと、日本バイオアッセイ研究センターも含めた全ての試験研究に従事する職員に対し、速やかに研究者倫理の研修を行うとともに、研究者倫理研修の中長期計画を定めること、内外組織の交流の実施に向けた方策を検討すること、機構と厚生労働省との間での協議の場を</p>
ブチルアルデヒド	アリルアルコール	塩化ベンゾイル																	
3,5,5-トリルメチルヘキサノ酸																			
炭酸ジフェニル																			
クロロエタン	ジブロモメタン																		
1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン-2,4,6-トリオン	モノ(～テトラ)ブロモ(又はクロロ)ベンゼンモノ(又はジ)カルボン酸(又はクロライド、無水物) 注1																		
4-アミノフェノール 注1	フルオロベンゼン 注2																		
p-ニトロベンゾイルクロリド 注2	ブロムブタン(別名:2-ブロムブタン) 注2																		

<p>また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討すること。</p>	<p>また、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等を検討する。</p>	<p>また、長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設として、試験の質を維持するための取組や試験手法の的確な選定に加え、遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データの収集・分析等、試験の迅速化・効率化を図るため</p>	<p>選定に加え、試験の迅速化・効率化を図るための試験法等も検討できているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の有害性調査の成果の普及については、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関（IARC（国際がん研究機関）等）への情報発信に努めているか。 ・ 安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施しているか。 	<p>④ 培養細胞を用いる形質転換試験</p> <table border="1" data-bbox="1121 136 2110 548"> <tr> <td>4-ノニルフェノール(分枝)</td> <td>ジヘキサン-1-イル=アジパート</td> </tr> <tr> <td>7-メチル-3-メチレン-1,6-オクタジエン</td> <td>1,1-ジフルオロエテン重合体</td> </tr> <tr> <td>3,7,11-トリメチルドデカ-2,6,10-トリエン-1-オール</td> <td>DL-p-メンタン-3-オール</td> </tr> <tr> <td>3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアナート</td> <td>ジペンタエリスリトール</td> </tr> <tr> <td>ヘキサン-1,6-ジイル=ジアクリラート</td> <td>ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド</td> </tr> <tr> <td>臭素化ポリスチレン</td> <td>2-エチルヘキシル=ホスファート</td> </tr> </table> <p>※ 令和3年3月5日付け「日本バイオアッセイ研究センターにおける試験方法に関する手順書からの逸脱行為について」を公表。</p> <p>【機構において確認した事実】</p> <p>日本バイオアッセイ研究センターで行われている動物試験のうち、現在実施している「2-クロロベンゾイルクロリド」という化学物質に対する強制経口投与試験を担当する職員1名が、試験方法に関する手順書から逸脱して、一部に弱った動物が発生した場合に規定量の化学物質を投与しなかったときに、投与したように記録していた。</p> <p>こうした行為を行った期間、試験、内容を全て特定するには至っていない。</p> <p>厚生労働省に設置された調査委員会等による調査に全面的に協力するとともに、再発防止対策の徹底等、必要な対応を行うこととしている。</p> <p>○ 長期吸入試験を実施できる国内唯一の研究施設としての試験の質の維持及び迅速化・効率化に向けた試験法等について検討した。主な取り組みは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験の質を維持するため、試験責任者等の研修を定期的実施した。 ・ 遺伝子改変動物を用いた試験実施のための背景データを収集し分析を行った。 	4-ノニルフェノール(分枝)	ジヘキサン-1-イル=アジパート	7-メチル-3-メチレン-1,6-オクタジエン	1,1-ジフルオロエテン重合体	3,7,11-トリメチルドデカ-2,6,10-トリエン-1-オール	DL-p-メンタン-3-オール	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアナート	ジペンタエリスリトール	ヘキサン-1,6-ジイル=ジアクリラート	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド	臭素化ポリスチレン	2-エチルヘキシル=ホスファート	<p>とともに、再発防止対策の徹底等、必要な対応を行うこととしている。</p>	<p>設置、参加すること、研究不正等の通報窓口を速やかに実効性ある形で確保等することとしている。</p> <p>なお、一部の試験について、遵守すべき試験方法に関する手順書から逸脱して試験が行われたことが明らかになり試験を中断したことに伴い、年度計画に定める目標が未達成となったことから、評定をCとした。</p> <p>＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞</p> <p>（有識者からの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、逸脱行為等が、この部門に限らず他の部門でも起こらないよう対応していただきたい。【土井先生】 ・ 逸脱の原因がどこにあって、今回提示されているような再発防止対策が実効的に機能するよう、例えば組織だとか、人事評価の在り方なども含めて設計が必要。【三宅先生】 <p>＜その他事項＞</p> <p>特になし。</p>
4-ノニルフェノール(分枝)	ジヘキサン-1-イル=アジパート																	
7-メチル-3-メチレン-1,6-オクタジエン	1,1-ジフルオロエテン重合体																	
3,7,11-トリメチルドデカ-2,6,10-トリエン-1-オール	DL-p-メンタン-3-オール																	
3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアナート	ジペンタエリスリトール																	
ヘキサン-1,6-ジイル=ジアクリラート	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド																	
臭素化ポリスチレン	2-エチルヘキシル=ホスファート																	

<p>化学物質の有害性調査の成果の普及については、前記1(6)の目標に沿って行うとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努めること。</p> <p>安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性調査等も含め、がん原性試験等の化学物質の有害性調査を、事業場等からの依頼に応じて積極的に受託し、実施すること。</p> <p>【重要度：高】 国が化学物質の規制等を行うためには、その有害性についてのエビデンスが必要であるため。</p>	<p>化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努める。</p> <p>安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。</p>	<p>の試験法等を検討する。</p> <p>化学物質の有害性調査の成果は、ホームページへの掲載、学会発表等によりその普及を図るとともに、特に、国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)への情報発信に努める。</p> <p>安衛法第57条の5第1項に規定する化学物質の有害性の調査等も含め、日本バイオアッセイ研究センターの高度な技術力を要する化学物質の有害性調査を事業場等からの依頼に応じ実施する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期吸入試験等の結果は厚生労働省及び機構のホームページに掲載しているほか、学会発表等を行うことで、成果の普及を図っている。 ・ 国内外の化学物質の有害性評価の進展に資する観点から、長期吸入試験の結果は、海外の研究機関(IARC(国際がん研究機関)等)へ、厚生労働省を通じて提供されている。 ・ 過去に実施したアクロレイン及びクロトンアルデヒドの試験結果が、IARC monographs Vol. 128 会議(令和2年10月29日~11月13日)で評価され、その結果が Lancet Oncology 誌(令和2年11月27日)に掲載された。 また、昨年開催された IARC monographs Vol. 125 会議の論文が併せて発行され、4物質(アリルクロリド、1-ブロモ-3-クロロプロパン、ブチル 2,3-エポキシプロピルエーテル、メタクリル酸 2,3-エポキシプロピル)の試験結果が詳細に掲載された。 ・ アクロレインの論文が Regulatory Toxicology and Pharmacology 誌電子版(令和3年1月7日)に掲載された。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 化学物質の有害性調査について民間事業者等の依頼に応じ実施。 		
---	--	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

長期吸入試験実施スケジュール表

物質名		平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1	ブチルアルデヒド	6ヶ月遺伝子 改変マウス	(標本作成等)		
		2年間 ラット		(標本作成等)	
2	アリルアルコール	6ヶ月遺伝子 改変マウス	(標本作成等)		
		2年間 ラット		(標本作成等)	
3	塩化ベンゾイル	14日・マウス	4週・マウス		
		14日・ラット	14日 (再試験)	亜慢性・ラット	
		<p>予備試験の結果より、厚労省/有害性評価小検討会にて6ヶ月及び2年間長期試験の実施可否を決定</p>			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	労災病院事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合決定）において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
患者紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の基準以上	—	76.0%	76.0%					予算額（千円）	307,209,923	314,039,066		
患者紹介率 （実績値）	—	72.7% （H26-30 実績平均）	78.0%	79.1%					決算額（千円）	296,067,999	304,610,630		
達成度	—	—	102.6%	104.1%					経常費用（千円）	300,027,565	288,341,516		
逆紹介率 （計画値）	地域医療支援病院の基準以上	—	63.0%	63.0%					経常利益（千円）	△8,137,791	20,718,141		
逆紹介率 （実績値）	—	61.0% （H26-30 実績平均）	66.8%	70.3%					行政コスト（千円）	301,285,931	288,861,035		
達成度	—	—	106.0%	115.6%					従事人員数（人）	15,022	14,973		
症例検討会・講習会開催回数 （計画値）	中期目標期間中、延べ4,200回以上実施	—	840回	840回									
症例検討会・講習会開催回数 （実績値）	—	822回 （H26-29 実績平均）	892回	310回									
達成度	—	—	106.2%	36.9%									
受託検査件数 （計画値）	中期目標期間中、延べ17万5千件以上実施	—	35,000件	35,000件									
受託検査	—	35,824件	36,570件	32,698件									

件数 (実績値)		(H26-29 実績平均)																		
達成度	—	—	104.5%	93.4%																
患者満足度 (計画値)	80%以上の満足度を確保	—	80.0%	80.0%																
患者満足度 (実績値)	—	84, 2% (H29 実績)	83.1%	86.6%																
達成度	—	—	103.9%	108.3%																
治験症例数 (計画値)	中期目標期間中 10,900 件以上確保	—	4,180 件	4,180 件																
治験症例数 (実績値)	—	4,187 件 (H26-29 実績平均)	4,780 件	4,546 件																
達成度	—	—	114.4%	108.8%																

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。 ・地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ 4200 回以上実施する。 ・患者満足度調査において全病 <p>地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた受託検査を延べ 3 万 5000 件以上実施する。</p>	4 勤労者医療及び地域医療における役割の推進	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大という予測しえない外的要因により事業の実施を制限されたが、可能な限り実施に向け取り組み、以下のとおり、所期の目標を上回る成果をあげている。</p> <p>・「疾病に関する高度・専門的な医療の提供」において、①地域の中核的役割を果たすため、「地域医療支援病院」や「地域がん診療連携拠点病院」の施設数の維持に努めるとともに、急性期医療への対応として、病院の診療機能の特性に応じて特定集中治療室（ICU）を2床増床し、ハイケアユニット（HCU）を8床増床したほか、高度医療機器についても計画的に更新、②患者等が抱える問題の解決に向けて、メデ</p>	評価	A
						<p><評価に至った理由></p> <p>労災病院における高度・専門的な医療の提供等においては、①地域の中核的役割を果たすため、「地域医療支援病院」や「地域がん診療連携拠点病院」の施設数の維持に努めるとともに、急性期医療への対応として、病院の診療機能の特性に応じて特定集中治療室（ICU）を2床増床し、ハイケアユニット（HCU）を8床増床したほか、高度医療機器についても計画的に更新、②患者等が抱える問題の解決に向けて、メディカルソーシャルワーカーが様々な問題に係る相談に対応等の取り組みを行っている。特に、①のうち「特定集中治療室等の拡充」や「高度医療機器の計画的整備」については、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進において重要な項目であるだけでなく、総合的な医療レベルの向上、専門的スタッフの充実等の取組として実施している。</p> <p>大規模災害等への対応においては、「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会又は近隣の労災病院等と協同し、感染防止対策に配慮しつつ合同訓練等を実施するとともに、「令和2年7月豪雨」に対して、DMATを速やかに派遣した。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症については、自治体の要請等を踏まえ、患者受入病床の確保（コロナ専用病床 259.4 床、休床病床</p>	

<p>疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組むこと。</p> <p>(1) 疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供</p> <p>疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療による総合的な取組について、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を図ること。</p>	<p>疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組む。</p> <p>(1) 疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>疾病の予防、治療、職場復帰、治療と仕事の両立支援等の勤労者医療の総合的な取組については、地域社会における保健活動及び産業保健活動との連携のもと、先導的に実践し、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により、推進を</p>	<p>(1) 疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>勤労者医療の総合的な取組について、得られた知見を他の医療機関にも効果的に普及させる等により推進を図るとともに、メディカルソーシャルワーカー等が患者や家族等へ支援を行い、早期の職場復帰を図る。</p>	<p>院平均で 80%以上の満足度を確保する。</p> <p>・ 労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を 4180 件以上確保する。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・ 疾病の予防から職場復帰等までを行う勤労者医療の中核的な拠点としての役割を担うとともに、地域医療への貢献等に取り組んでいるか。</p>	<p>(1) 疾病に関する高度・専門的な医療の提供</p> <p>地域の中核的役割の推進</p> <p>地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の新規指定や維持に積極的に取り組み、旭労災病院が地域医療支援病院、香川労災病院が地域がん診療連携拠点病院（高度型）として指定されるなど、診療機能の充実を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1133 1402 1457 1520"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>25施設</td> <td>26施設</td> </tr> </table> <p>・ 地域がん診療連携拠点病院</p> <table border="1" data-bbox="1133 1591 1457 1709"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>11施設 (1施設)</td> <td>11施設 (2施設)</td> </tr> </table> <p>※ () 内は、高度型の指定施設数である。</p> <p>急性期医療への対応</p> <p>救急医療における地域での役割を果たすため、診療機能の維持、強化を図った。</p>	令和元年度	令和2年度	25施設	26施設	令和元年度	令和2年度	11施設 (1施設)	11施設 (2施設)	<p>ィカルソーシャルワーカーが様々な問題に係る相談に対応等の取り組みを行った。特に、①のうち「特定集中治療室等の拡充」や「高度医療機器の計画的整備」については、各労災病院の病院機能向上及び勤労者医療の推進において重要な項目であるだけでなく、総合的な医療レベルの向上、専門的スタッフの充実等、難易度が高い取り組みを行った。</p> <p>・ 「地域医療への貢献」においては、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、回復期リハビリテーション病棟を新たに1施設導入している。また、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」、「地域連携パス」について目標値を達成しているが、「症例検討会・講習会開催回数」については、密となる集合形式での開催が困難であったこと、「受託検査件数」については、開業医への受診抑制により依頼件数が減少したことにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け目標値を達成することができなかったものの、感染対策に考慮しつつ可能な限り件数の確保に向けた取り組みを行っていった。1施設導入した。</p> <p>・ 「地域の医療機関等との連携強化」においては、連携医療機関からの意見・要望を踏まえ業務改善を行うなどの取り組みを実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」については、目標</p>	<p>350.0 床)、入院患者を 26 病院で受入 (入院患者 22,063 人)、帰国者・接触者外来の設置 (外来患者 24,460 人)、「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」11 病院、「新型コロナウイルス感染症協力医療機関」8 病院が指定を受けるなどの対応を行っている。</p> <p>地域医療への貢献として、地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を考慮した上で、最適な病床機能区分を検討し、回復期リハビリテーション病棟を新たに1施設に導入している。また、連携医療機関からの意見・要望を踏まえて業務改善を行うなどの取組を実施した結果、「紹介率」、「逆紹介率」、「地域連携パス」について目標値を達成しているが、「症例検討会・講習会開催回数」については、密となる集合形式での開催が困難であったこと、「受託検査件数」については、開業医への受診抑制により依頼件数が減少したことにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け目標値を達成することができなかったものの、感染対策に考慮しつつ可能な限り件数の確保に向けた取り組みを行っていった。救急搬送患者数については、前事業年度実績より減少したものの、74,390 人と多くの搬送を受け入れている。</p> <p>患者の意向の尊重と医療安全の充実においては、病院全体の医療安全に関するシステム等を組織的・継続的に確認しながら医療安全の充実に取り組んでいる。患者満足度調査では、前事業年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画</p>
令和元年度	令和2年度													
25施設	26施設													
令和元年度	令和2年度													
11施設 (1施設)	11施設 (2施設)													

特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な疾病については、協働研究及び労災疾病等に係る研究の研究結果を踏まえ、積極的に医療を提供すること。

図る。
特に、脊髄損傷、アスベスト関連疾患や化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害等、一般的に診断が困難な労災疾病については、協働研究及び労災疾病研究の研究結果を踏まえ、積極的に対応する。

ア 勤労者医療の推進

ア 勤労者医療の推進

・ 救急医療に係る病床の整備

区分	令和元年度	令和2年度
救命救急病床	21床	21床
特定集中治療室病床	124床	126床
ハイケアユニット病床	81床	89床

・ リハビリテーション体制の強化

区 分	令和元年度	令和2年度
脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	29施設	29施設
心大血管リハⅠ・Ⅱ	24施設	24施設
運動器リハⅠ	29施設	29施設
呼吸器リハⅠ	28施設	28施設
がん患者リハ	27施設	27施設

※施設数は令和2年度末時点

i 多職種の協働によるチーム医療の推進

医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な医療の提供を行った。

・ チーム医療の実践（一例）

がんセンターボード	19施設	褥瘡対策チーム	29施設
ICT（感染対策チーム）	29施設	緩和ケアチーム	23施設
NST（栄養サポートチーム）	28施設	呼吸ケアチーム	15施設

※施設数は令和2年度末時点

ii 高度医療機器の計画的整備

高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を進めた。

・ 令和2年度における機器整備（更新）状況

機 器	令和2年度	整備状況
ダヴィンチ（内視鏡手術支援ロボット）	1施設増設	5施設整備済
アンギオグラフィー（血管撮影装置）	1施設増設、4施設更新	29施設整備済
ガンマナイフ	—	2施設整備済
リニアック	—	21施設整備済
CT（コンピュータ断層撮影装置）	5施設更新	29施設整備済
MRI（磁気共鳴画像診断装置）	—	29施設整備済
PET（陽電子放射断層撮影装置）	—	2施設整備済
PACS（医療用画像管理システム）	—	29施設整備済

※施設数は令和2年度末時点

ア 勤労者医療の推進

達成したものの、「症例検討会・講習会開催回数」、「受託検査件数」については新型コロナウイルス感染症拡大の影響により目標値を達成することができなかったが、感染対策を考慮しながら可能な限り件数の確保に向けた取り組みを行った。また、救急搬送患者数についても同様の影響から、前年度から大幅に減少し74,390人（▲10,431人）となった。

・「大規模災害の対応」においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、本部内に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、情報の共有等を図り各労災病院に対する必要な指示等を行っている。また、各労災病院に対する必要な対応に係る指示等を伝えている。また、自治体からの病床確保要請等を踏まえ、新型コロナウイルス陽性

を策定し、改善に取り組んだ結果、令和2事業年度の調査において、入院92.5%、外来81.9%、入外平均86.6%の患者満足度を得て目標を達成している。

医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図ることを目的として、全ての労災病院においてクリニカルパスの活用を推進しており、令和2事業年度のパス件数4,990件、パス見直し件数1,186件となっている。

治験については、自院の体制強化はもとより、製薬メーカー等からの評価も依頼件数に影響を与えるため、難易度が高い取組であるが、「治験の推進」においては、引き続き体制強化に取り組み、年度計画を上回る4,546件（計画達成度108.8%）の治験を実施している。

また、労災病院治験ネットワークを介した治験については、9件の調査依頼を受けている。

アスベスト疾患センターではアスベスト健康診断や地域住民等からの健康相談に対応しており、令和2事業年度は健康診断6,401件相談等849件の対応を行っている。

労災指定医療機関で呼吸器疾患を扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の知識を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合形式での研修を中止し、オンデマンド形式により研修（受講者数383名）を実施した。さらに、

<p>研究・開発で得られた知見を臨床の現場で実践し、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及させる等により推進を図る。</p> <p>イ 社会復帰の促進</p> <p>メディカルソーシャルワーカー等が、患者に対して、社会復帰に関する相談を受けるなどの支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>労災病院における臨床機能の維持及び向上や医師等の確保及び養成、さらには地域の医療水準の向上に貢献するため、都道府県が策定する医療計画(地域医療構想を含む。)や医療圏における医療ニーズも勘案の上、保有するデータベースを活用し</p>	<p>研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図る。</p> <p>イ 社会復帰の促進</p> <p>メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、労災病院が当該地域で目指すべき役割を明確にした上で、病床機能区分の変更や効果的な地域医療連携の強化に取り組む。各労災病院の診療機能については、引き</p>	<p>これまでに研究・開発で得られた知見については、臨床の現場で実践するとともに、フォーラムや症例検討会等で他の医療機関に普及を図る。</p> <p>イ 社会復帰の促進</p> <p>メディカルソーシャルワーカー等が、患者や家族等が抱える経済的又は社会的問題の解決に向けた調整・援助等の支援を行うことにより、社会復帰の向上に努める。</p> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>所在する医療圏の人口動態、疾病構造、他の医療機関の診療機能等の調査を行い、地域における中核病院としての役割を担いつつ、必要に応じて地域医療構想等において求められている診療機能等の見直しを実施し、地域医療に貢献しているか。</p>	<p>勤労者医療フォーラム、症例検討会等を開催し、労災病院における研究・開発で得られた知見について広く普及を図った。</p> <p>勤労者医療フォーラムについては、令和2年9月に「メンタルヘルスの治療と仕事の両立支援シンポジウム～心の病気と付き合いながら働くこと～」を開催した。</p> <p>イ 社会復帰の促進</p> <p>患者や家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加えて、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカーが行うことにより、患者の社会復帰の促進に努めた。</p> <p>・ メディカルソーシャルワーカー業務実績件数(相談件数) (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="1136 814 1810 974"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>199,640</td> <td>199,073</td> </tr> <tr> <td>(再掲)退院援助・社会復帰援助関係</td> <td>143,482</td> <td>144,161</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地域医療への貢献</p> <p>労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病院の方針や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを行った。</p> <p>・ 主な病床機能区分の見直し状況</p> <table border="1" data-bbox="1124 1407 1706 1759"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I C U</td> <td>16施設 (6施設)</td> <td>16施設 (5施設)</td> </tr> <tr> <td>H C U</td> <td>11施設</td> <td>12施設</td> </tr> <tr> <td>急性期一般入院料1</td> <td>22施設</td> <td>22施設</td> </tr> <tr> <td>地域包括ケア病棟</td> <td>15施設</td> <td>15施設</td> </tr> <tr> <td>回復期リハビリテーション病棟</td> <td>2施設</td> <td>3施設</td> </tr> <tr> <td>障害者病棟</td> <td>1施設</td> <td>0施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※I C Uのうち()内は、上位施設基準の届出施設数である。 ※施設数は令和2年度末時点</p>	区分	令和元年度	令和2年度	相談件数	199,640	199,073	(再掲)退院援助・社会復帰援助関係	143,482	144,161	区分	令和元年度	令和2年度	I C U	16施設 (6施設)	16施設 (5施設)	H C U	11施設	12施設	急性期一般入院料1	22施設	22施設	地域包括ケア病棟	15施設	15施設	回復期リハビリテーション病棟	2施設	3施設	障害者病棟	1施設	0施設	<p>入院患者を26病院で受入れた。また、災害支援として、令和2年7月豪雨においては、熊本労災病院内にDMAT活動拠点本部を立上げ、DMAT隊32隊受入れるなどの対応を行った。</p> <p>・「患者の意向の尊重と医療安全の充実」においては、病院全体の医療安全に関するシステム等を組織的・継続的に確認しながら医療安全の充実に取り組んだ。</p> <p>・患者満足度調査では、前年度の調査結果を分析し、各施設において、患者サービス委員会等で改善計画を策定し、積極的に改善に取り組んだ結果、令和2年度の調査において、入院92.5%、外来81.9%、入外平均86.6%の患者満足度を得て目標を達成できた。</p> <p>・治験については、自院の体制強化はもとより製薬メーカー等からの評価も依頼件数に影響を与えるため、難易度が高い取組</p>	<p>全国の労働基準監督署からの依頼に基づき、医学的に石綿関連疾患の診断が困難な事案の確定診断を実施している。</p> <p>各労災病院の目標管理の実施においては、機構本部と各労災病院との協議により目標値を設定、四半期ごとの実績を機構本部で取りまとめた上、機構本部主催の会議等にて各労災病院の取組の進捗状況を確認するとともに、目標達成に向け、必要に応じて行動目標の追加・修正を行っている。</p> <p>以上のように、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により目標値を達成することができなかった項目があるものの、新型コロナウイルス感染症患者への対応、専用病床の確保、業績改善の取組を実施している状況を踏まえると、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから評価はAが妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>・定性的な要素や新型コロナウイルス感染症といった特殊要因を考慮して評価する。【今村主査】</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
区分	令和元年度	令和2年度																																	
相談件数	199,640	199,073																																	
(再掲)退院援助・社会復帰援助関係	143,482	144,161																																	
区分	令和元年度	令和2年度																																	
I C U	16施設 (6施設)	16施設 (5施設)																																	
H C U	11施設	12施設																																	
急性期一般入院料1	22施設	22施設																																	
地域包括ケア病棟	15施設	15施設																																	
回復期リハビリテーション病棟	2施設	3施設																																	
障害者病棟	1施設	0施設																																	

<p>つつ労災病院の役割や機能を分析・検証した上で、病床機能区分の変更等、診療体制の検討を実施し、効果的な地域医療連携を行うこと。</p> <p>また、地域医療を支援するため、紹介患者の受入れ等地域の医療機関等との連携を強化する等により、地域医療支援病院の要件を充足するとともに、地域の医療機関等を対象にした症例検討会、講習会及び地域の医療機関等からの高度医療機器を用いた受託検査を実施すること。</p>	<p>続きホームページ等において適宜情報提供を行っていく。また、都道府県において策定する医療計画（地域医療構想を含む）や医療圏における医療ニーズも勘案の上、診療機能等の見直しを行う。</p> <p>ア 地域の医療機関等との連携強化</p> <p>地域の医療機関等との連携機能を強化する等により労災病院において地域医療支援病院の要件である「患者紹介率、逆紹介率」を確保する。地域医療支援病院については、引き続き紹介率、逆紹介率等を維持し、要件を適合させていく。</p> <p>また、地域連携パスの導入など、地域医療への積極的な参加を図る。</p>	<p>域医療に貢献していく。また、各労災病院の診療機能については、引き続きホームページ等において適宜情報提供を行う。</p> <p>ア 地域の医療機関等との連携強化</p> <p>患者紹介に関する地域の医療機関等との連携機能を強化すること等により、労災病院全体で地域医療支援病院の基準以上である「患者紹介率を76%以上、逆紹介率63%以上」を確保する。</p> <p>また、地域連携パスの導入等、地域医療への積極的な参加を図る。</p>		<p>また、見直しを行った各労災病院の診療機能に係る最新情報は適宜ホームページで公開している。</p> <p>ア 地域の医療機関等との連携強化</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染リスク回避による開業医への患者受診抑制に伴い、紹介件数、逆紹介件数ともに前年度を下回ったものの、分母となる初診患者数も前年度を下回ったため、紹介率は年度計画の76%を上回る79.1%となった。逆紹介率についても、年度計画の63%を上回る70.3%となった。</p> <p>また、地域での医療機能分化を図る観点から、地域連携パスの運用維持に努めた。</p> <p>一方で、救急搬送患者数については、政府が策定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」による不要不急の外出自粛の影響から、外傷症例数の減少や病院への受診抑制へとつながり、結果として前年度に対して10,431人減となる74,390人となった。</p> <p>・ 紹介率</p> <table border="1" data-bbox="1136 1241 1457 1318"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>78.0%</td> <td>79.1%</td> </tr> </table> <p>・ 逆紹介率</p> <table border="1" data-bbox="1136 1423 1457 1501"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>66.8%</td> <td>70.3%</td> </tr> </table> <p>・ 地域連携パス (単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1136 1612 1768 1814"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>脳卒中</td> <td>20</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>大腿骨頸部骨折</td> <td>23</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>その他（がん、糖尿病等）</td> <td>115</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>158</td> <td>158</td> </tr> </tbody> </table>	令和元年度	令和2年度	78.0%	79.1%	令和元年度	令和2年度	66.8%	70.3%	区 分	令和元年度	令和2年度	脳卒中	20	20	大腿骨頸部骨折	23	23	その他（がん、糖尿病等）	115	115	合 計	158	158	<p>みであるが、「治験の推進」においては、引き続き体制強化に取り組み、年度計画を上回る4,546件（計画達成度108.8%）の治験を実施した。また、労災病院治験ネットワークを介した治験については、調査依頼件数が9件であった。</p> <p>・「病院ごとの目標管理の実施」においては、本部と各労災病院との協議により目標値を設定した紹介率等については、毎月の実績を本部にて取りまとめた上、年度目標の達成に向け、業務指導等にて各労災病院の取り組みの進捗状況を確認・フォローアップを行った。</p> <p>その結果、紹介率、逆紹介率ともに29病院中22病院が目標を達成した。</p> <p>・「アスベスト関連疾患への対応」においては、アスベスト疾患センター等において、アスベスト健診等に取り組みとともに、労災病院等に設置</p>
令和元年度	令和2年度																											
78.0%	79.1%																											
令和元年度	令和2年度																											
66.8%	70.3%																											
区 分	令和元年度	令和2年度																										
脳卒中	20	20																										
大腿骨頸部骨折	23	23																										
その他（がん、糖尿病等）	115	115																										
合 計	158	158																										

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を中期目標期間中、延べ 4200 回以上実施する。

【目標設定等の考え方】

平成 26 年度から平成 29 年度までの実績（平均）822 回を踏まえ、4200 回以上とした。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた

イ 症例検討会等の実施

地域医療を支援するため、地域の医療機関の医師等に対し、診療時間帯に配慮しながら症例検討会や講習会等を行うことにより、年間 840 回以上の講習を実施する。

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

地域における高度医療機器の利用促進を図るため、ホームページ、診療案内等による広報を実施し、高度医療機器を用いた

・ 救急搬送患者数（単位：人）

令和元年度	令和 2 年度
84,821	74,390

※参考

令和 2 年全国医療機関の 1 施設当たり救急搬送患者数：643 人
（出典：令和 3 年 3 月 26 日総務省公表資料「令和 2 年中の救急出動件数等（速報値）」）

イ 症例検討会等の実施

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、密となる集合形式での症例検討会等が開催困難な状況であったことから、年度計画の 840 回を達成することができなかったが、症例検討会等によっては、電子（WEB）会議システムを活用した形式での開催や、密を回避した集合形式で実施したことにより、四半期毎での開催回数では回復傾向となっている

・ 症例検討会・講習会開催回数（単位：回）

令和元年度	令和 2 年度
892	310

・ 令和 2 年度症例検討会・講習会開催回数四半期推移（単位：回）

	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期
開催回数	26	71	105	108
（再掲）WEB形式	7	15	30	26

ウ 高度医療機器を用いた受託検査

CT・MRI、ガンマカメラ及び血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報を行い、32,698 件の検査を受託した。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、開業医への受診抑制に伴い労災病院への検査依頼が大きく減少したが、開業医訪問の再開、検査時における感染対策の徹底及び病院における感染対策状況をホームページ・広報誌で周知といった取り組みを行い、可能な限り受託検査を受け入れるよう努めた結果、第 2 四半期以降は回復が図られている。

・ 受託検査件数（単位：件）

した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。また、全国の労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関するオンデマンド研修を実施し、診断技術の普及、向上に努めた。

<課題と対応>

—

<p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>労災病院は、国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に適切に対処するため、緊急対応を速やかに行えるような体制を確保すること。</p>	<p>受託検査を中期目標期間中、延べ17万5000件以上実施する。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成26年度から平成29年度までの実績(平均)3万5824件等を踏まえ、17万5000件以上とした。</p> <p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>国の政策に基づく医療を担う病院グループとして、大規模労働災害をはじめとした災害や新型インフルエンザ等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合に備えて、緊急対応が速やかに行えるよう適宜危機管理マニュアルの見直しを行う。</p>	<p>受託検査を延べ3万5000件以上実施する。</p> <p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>大規模災害をはじめとした災害が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できるよう研修・訓練等を実施する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症については、「新型インフルエンザ等対策業務計画」等に基づき、必要な対応を行う。</p>	<p>・災害等が発生した場合に、災害対策要領に基づき、組織的、体系的に対応できているか。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症について、「新型インフルエンザ等対策業務計画」等に基づき、必要な対応を行っているか。</p>	<table border="1" data-bbox="1136 90 1457 163"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>36,570</td> <td>32,698</td> </tr> </table> <p>・ 令和2年度受託検査件数四半期推移(単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="1136 275 1941 348"> <tr> <th></th> <th>第1四半期</th> <th>第2四半期</th> <th>第3四半期</th> <th>第4四半期</th> </tr> <tr> <td>検査件数</td> <td>6,923</td> <td>8,240</td> <td>9,551</td> <td>7,984</td> </tr> </table> <p>(3) 大規模労働災害等への対応</p> <p>「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会又は近隣の労災病院等と協同し、感染防止対策に配慮しつつ合同訓練等を実施した。</p> <p>また、災害拠点病院(13病院)、DMAT指定医療機関(13病院)の機能を維持しつつ、令和2年7月豪雨に対して、以下のとおり支援活動を実施した。</p> <p>○ 令和2年7月豪雨(令和2年7月3日~31日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本労災病院内にDMAT活動拠点本部を立上げ、DMAT隊32隊(130人)受入 ・ 熊本労災病院において被災地の医療機関等からの患者を45名受入 ・ DMAT: 4病院(中国労災、山口労災、香川労災、熊本労災)から延べ18人を派遣 ・ 産保センターに被災者のための心の相談ダイヤル及び健康相談ダイヤルをフリーダイヤルで設置(相談件数: 5件) <p>さらに、令和元年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に対して、新型インフルエンザ等対策業務計画に基づき、以下のとおり組織的に対応した。</p> <p>① 本部における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長から各労災病院長へ新型インフルエンザ等対策業務計画や各施設にて策定した関連マニュアル等に基づき適切に対応するよう引き続き指示 ・ 理事長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を機構本部に設置し、指揮総括班、情報通信班、物資調整班等の役割ごとの班を設け、各部室がそれぞれの役割を担えるよう効率的な体制を構築(令和2年2月26日設置)し、引き続き対応 ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部会議を令和2年度11回開催し、各施設の検査体制(PCR検査68,499件、LAMP法等検査13,299件、抗原検査32,376件、検体採取のみ7,884件)等の情報共有や課題に対する対応策等を検討(令和2年度末時点: 累計16回開催) 	令和元年度	令和2年度	36,570	32,698		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	検査件数	6,923	8,240	9,551	7,984		
令和元年度	令和2年度																			
36,570	32,698																			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期																
検査件数	6,923	8,240	9,551	7,984																

<p>(4) 医療情報のICT化の推進 医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化の一層の推進を図ること。 また、研究等に診療情報等及び臨床試験のデータを利用する際は、個人が特定できない形に変換するとともに、暗号化を行う等、「医療情報システムの安全</p>	<p>(4) 医療情報のICT化の推進 医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。 また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定</p>	<p>(4) 医療情報のICT化の推進 医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化については、経営基盤の強化、システム更改の時期や個人情報の取扱いも勘案の上、一層の推進を図る。 また、研究等のために診療情報等、臨床データを利用する際は、個人が特定</p>	<p>・医療の質の向上と効率化を図るため、医療情報のICT化を推進しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各労災病院の状況を把握し、必要な情報及び物資を提供する等各労災病院の感染対策を支援 ・新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省からの感染予防、健康管理の強化の要請通知等について各施設へ情報提供するとともに、必要な対応を指示 ・労災病院において標準的院内感染対策の徹底（消毒、マスク、フェイスシールドの着用等）、患者や地域住民へのホームページ等での広報活動、感染疑い者の行政機関への連絡及び職員の健康管理徹底などを指示 <p>②各労災病院における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体からの要請等を踏まえ患者受入病床を確保 (令和2年度末時点受入可能病床数：392床、平均確保病床数609.4床（専用病床259.4床、休床病床350.0床）) ・新型コロナウイルス感染症陽性入院患者について26病院で受入（令和2年度実績：延入院患者数22,063人、延外来患者数24,460人） ・自治体からの要請等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症重点医療機関」11病院、「新型コロナウイルス感染症協力医療機関」8病院の指定（令和2年度末時点） ・帰国者・接触者外来を24病院に設置（令和2年度末時点） ・新型コロナウイルスワクチン接種の先行接種に係るコホート調査へ参加（21病院が参加） また、医療従事者等への優先接種の基本型接種施設又は連携型接種施設に32病院が協力 ・大阪コロナ重症センターへ職員を派遣（看護師2名） なお、令和3年度も引き続き、自治体からの要請による病床確保、陽性患者受入れ及び感染拡大地域への職員派遣等の対応を行っている。 <p>(4) 医療情報のICT化の推進</p> <p>本部にCIO（情報化統括責任者）、CIO補佐官及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら計画的にシステム更新を行っている。 電子カルテシステム等の更新については、主に以下の4点を目的に計画的に更新を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 医療の質・安全の向上、業務の効率化（部門システムとの連携等） ② 診療情報の一元管理・利活用（DWHの導入等） ③ 地域医療連携の強化（地域の医療情報ネットワークシステムとの連携等） ④ システムの安定稼働、コスト削減（仮想サーバ、クラウド化等） <p>○ 更新状況 電子カルテシステムについては、令和2年度末現在、全ての労災病院（29病院）において導入済みであり、適宜更新を行っている。</p> <p>・更新施設数</p> <table border="1" data-bbox="1136 1839 1466 1913"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>4施設</td> <td>2施設</td> </tr> </table>	令和元年度	令和2年度	4施設	2施設		
令和元年度	令和2年度									
4施設	2施設									

<p>管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づく運用管理を図ること。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>国民の医療に対する安心と信頼を確保するため、患者の意向を十分に尊重し、良質かつ適切な医療を提供すること。</p> <p>そのため、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p>	<p>できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づいた運用管理を図る。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、患者サービス向上委員会活動、クリニカルパス委員会等の院内委員会活動等を通じて、良質かつ適切な医療を提供する。</p> <p>これらにより、患者満足度調査において全病院平均で80%以上の満足度を確保する。</p>	<p>できない形にデータを変換するとともに、データの暗号化を行う等、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成17年3月31日付け医政発第0331009号・薬食発第0331020号・保発第0331005号厚生労働省医政局長・医薬食品局長及び保険局長連名通知別添)に基づいた運用管理を図る。</p> <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>ア 病院機能評価の受審</p> <p>良質な医療を提供するため、日本医療機能評価機構等の病院機能評価について認定有効期限を迎える施設の更新に取り組む。</p> <p>イ 医療の標準化と質の向上</p> <p>医療の標準化を図るため、クリニカルパス検討委員会の活動</p>	<p>・良質な医療を提供するため、病院機能評価の更新に取り組んでいるか。</p> <p>・医療の標準化を図るため、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進しているか。</p>	<p>○ 診療情報等の取扱い</p> <p>研究等のために診療情報等を利用する際は、従来より個人が特定できない形にデータの変換等を行っている。また、診療情報の漏えい、目的外利用が生じないよう「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に基づき主に以下の点に留意し、適切に管理している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織的安全管理対策（管理体制・規程の整備） ・ 物理的安全対策（サーバー室入退室管理、盗難防止等） ・ 技術的安全対策（アクセス管理、不正ソフトウェア対策等） <p>(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実</p> <p>ア 病院機能評価の受審</p> <p>良質な医療を提供するため、病院機能評価の更新時期を迎えた施設について再受審・更新予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度中の訪問審査は全ての施設（7施設）で延期となった（令和3年度は新たに4施設で更新予定）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院機能評価の認定施設数の推移 <table border="1" data-bbox="1136 1346 1650 1467"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定</td> <td>28施設</td> <td>27施設</td> </tr> <tr> <td>(認定率)</td> <td>96.6%</td> <td>93.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※全国病院認定率（推計）：25.5%（令和3年4月2日現在）</p> <p>※施設数は令和2年度末時点</p> <p>イ 医療の標準化と質の向上</p> <p>(ア) クリニカルパスの活用</p> <p>医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図ることを目的として、全ての労災病院においてクリニカルパスの活用を推進しており、クリニカルパスの使用状況を勘案して1,186件の見直しを実施した。また、活用の推進を図った結果、4,990件のクリニカルパスを活用した診療が提供された。</p>	区分	令和元年度	令和2年度	認定	28施設	27施設	(認定率)	96.6%	93.1%		
区分	令和元年度	令和2年度													
認定	28施設	27施設													
(認定率)	96.6%	93.1%													

平成 29 年度実績 84.2%であること等を踏まえ、80%以上とした。

また、医療安全チェックシートによる自主点検、医療安全相互チェック、医療安全に関する研修、医療安全推進週間等を継続して実施するとともに、患者の医療安全への積極的な参加を推進し、医療安全の充実を図る。

等を通じて、クリニカルパス及び地域連携パスの活用を推進する。
また、医療の質の評価等に関する検討委員会において、各労災病院の医療の質の評価等を行うことにより、質の向上に取り組む。

ウ 患者満足度の確保
患者の意向を尊重し、良質で適切な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で入院 90%以上、外来 75%以上、入外平均 80%以上得る。

・患者満足度調査を実施し、患者の意向を尊重し、良質で適切な医療の提供につなげているか。

・ クリニカルパス導入状況

区分	令和元年度	令和2年度
パス件数	5,095件	4,990件
パス利用率	51.0%	49.4%
見直し件数	1,310件	1,186件
パス見直し率	25.7%	23.8%

(イ) 各労災病院の医療の質の評価

機構本部において「医療の質の評価等に関する検討委員会」を令和2年11月に開催し、労災病院の医療の質の評価・向上を目的として策定した「労働者健康安全機構臨床評価指標」に係る算出定義の見直し及びホームページで公表する指標の内容等について検討を行い、一部指標について算出定義の見直し並びに追加調査を行うことを決定した。

(ウ) 「医療の質向上のための体制整備事業」への協力

公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している標記事業に令和元年度から協力しており、臨床評価指標に係る定義の標準化、当該指標を活用した医療の質改善支援等についての検討を行う「医療の質向上のための協議会」（令和2年度は4回開催）に担当理事が委員として参加した。

併せて、標記事業の一環として、標準化指標の策定等を目的としたパイロット事業（世界的に指標の標準化がなされている「糖尿病」、「脳卒中」、「人工股関節置換術（THA）」の3つが検討テーマ）が令和3年度から実施されることとなっており、令和2年度においては、当該事業の「糖尿病」テーマを中部労災病院、「人工股関節置換術（THA）」テーマを横浜労災病院に対してそれぞれ協力依頼し、開始に向けた準備作業を行った。

ウ 患者満足度の確保

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、規模を縮小し全ての労災病院で調査を実施した（令和2年10月6日～11月2日）。
- ・ 入院患者については、調査期間（令和2年10月6日から令和2年11月2日まで）に退院した患者のうち7,888人から、外来患者については、調査日（令和2年10月6日から令和2年10月20日までのうち病院任意の2日間）に通院した患者のうち9,698人から回答を得た。
結果、満足度は、入院 92.5%、外来 81.9%、入外合計 86.6%と目標を達成した。
- ・ 調査項目を診療面、接遇面、療養環境面、設備面としているため、患者満足度については新型コロナウイルス感染症の影響は小さいものと推察された。また、診察待ち時間、病院スタッフの説明や接遇等の各項目は改善されており、これは新型コロナウイルス感染症の影響による受診抑制もあり患者数の減少が影響したことも考えられる。

・ 患者満足度（単位：%）

年度	令和元年度	令和2年度
入院	92.3	92.5
外来	78.3	81.9
入外平均	83.1	86.6

		<p>エ 医療安全の充実</p> <p>安全な医療を推進するため、「医療安全チェックシート」及び「労災病院間医療安全相互チェック」を活用した取組を継続する。さらに、相互チェックについては、他医療機関との連携を引き続き実施する。</p> <p>また、医療安全の充実を図るため、すべての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修を年2回以上実施するとともに、患者・地域住民も広く参加する医療安全推進週間等に引き続き取り組む。</p> <p>さらに、労災病院における医</p>	<p>・安全な医療を推進しているか。</p>	<p><患者満足度調査結果を踏まえた取り組み></p> <p>得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足度が高く、環境に対する満足度と院内設備に対する満足度が相対的に低かった。これについては、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、運用や清掃などで可能な限り満足度を高めるよう取り組んでいる。</p> <p>各施設においては、上記の結果などを踏まえ、患者サービス委員会で改善計画を策定し、満足度の向上に努めている。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染防止対策の観点から、従前の対面式調査方式を備え付けの回答箱へ投函する方法などに変更する事にした。また、設問に関しても新型コロナウイルス感染症防止対策の取り組みに関する新たな項目を設置することを検討している。</p> <p>エ 医療安全の充実</p> <p>(ア) 医療安全チェックシート</p> <p>労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた自主点検を2回実施し、全ての労災病院で行った。</p> <table border="1" data-bbox="1151 636 1635 842"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>項目数</td> <td>249</td> <td>249</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>99.0%</td> <td>98.9%</td> </tr> <tr> <td>対前回</td> <td>+0.1</td> <td>▲0.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 労災病院間医療安全相互チェック等</p> <p>「労災病院間医療安全相互チェック」を、全ての労災病院11グループ（1グループ当たり2～4病院）に分けて32回実施した。</p> <p>【令和2年度の主なテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者誤認防止 ・食物・薬物等アレルギー ・内服の安全管理 ・災害時の危機管理 ・放射線読影報告書確認について ・転倒転落対策の取り組み <p>なお、他医療機関との連携については、安全対策・感染対策に関する取り組みとして相互チェックやカンファレンスを、地域の大学病院や自治体病院等と実施している。</p> <p>(ウ) 職員研修</p> <p>職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、全ての労災病院において全職員を対象とした医療安全に関する研修（転倒・転落予防、医療コミュニケーションスキル、医薬品の安全使用等）を年2回以上実施した。</p> <p>(エ) 医療安全推進週間</p> <p>厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」※(令和2年11月22日～28日)に全ての労災病院が参加し、共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」の下、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行ったうえ、患者・地域住民及び職員を対象に次の取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療相談コーナーの設置 ・患者・地域住民を対象とした公開講座 	区分	令和元年度	令和2年度	項目数	249	249	達成率	99.0%	98.9%	対前回	+0.1	▲0.1		
区分	令和元年度	令和2年度																
項目数	249	249																
達成率	99.0%	98.9%																
対前回	+0.1	▲0.1																

<p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を、中期目標期間中2万900件以上確保すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成26年度から平成29年度までの実績(毎年度平均)</p>	<p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を派遣することにより治験実施体制を強化するとともに、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を中期目標期間中2万900件以上確保すること。</p>	<p>療上の事故等の公表、原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底と共有化を継続する。</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>新医薬品等の開発促進に資するため、各労災病院から治験コーディネーター研修等へ積極的に職員を参加させることにより治験実施体制を強化する。</p> <p>また、労災病院治験ネットワークの強化と広報活動を行うことにより、治験症例数を4180件以上確保する。</p>	<p>・新医薬品等の開発促進に資するため、治験実施体制を強化しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医療安全パトロール（医療安全委員会メンバーによる院内巡視） 職員を対象とした研修・講習会 <p>※ 医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取り組みの促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、令和2年11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図っている。</p> <p>(オ) 公表と再発防止</p> <p>医療の安全性及び透明性の向上のため毎年公表している労災病院における医療上の事故等の発生状況（インシデント・アクシデント含む）について、令和2年度分をホームページ上で公表した。</p> <p>「医療安全対策者会議」、「各種本部集合研修」及び「医療安全情報誌」等において、労災病院における事例等を基に、情報の共有化と再発防止対策の徹底を図った。</p> <p>(6) 治験の推進</p> <p>治験を推進するため、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」（日本臨床薬理学会認定）に労災病院の職員を参加させる予定としていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により参加を見送った。</p> <p>令和2年度においては製造販売後臨床試験件数を含め、年間計画4,180件を上回る4,546件の症例に対して治験等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労災病院における治験等実績（単位：件） <table border="1" data-bbox="1136 1003 2041 1163"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>治験件数</th> <th>製造販売後臨床試験件数</th> <th>合計件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>619</td> <td>4,161</td> <td>4,780</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>696</td> <td>3,850</td> <td>4,546</td> </tr> </tbody> </table> <p>労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、引き続き製薬メーカーを訪問するなど情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった9件の実施可能性調査を行い、治験契約へ向けた調査の手続を実施（令和2年度末時点において、3件調査継続中）。</p> <p>なお、平成29年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続等の中央化などにより受託体制の強化を図っている。</p> <p>また、厚生労働省からの要請を受け新型コロナウイルスワクチンのコホート調査（当機構のほか国立病院機構及び地域医療機能推進機構（以下「JCHO」という。）が参加）に協力するため、令和3年2月から労災病院に勤務する医療従事者に対してワクチンの先行接種を実施し、1,762件の症例について調査を実施した。併せて、新型コロナウイルスワクチンの一般使用成績調査（PMS）にも参加し、1,551件の症例について調査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労災病院治験ネットワークを活かした治験の実施 <table border="1" data-bbox="1136 1724 2041 1883"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th rowspan="2">新規調査依頼件数</th> <th rowspan="2">前年度からの調査継続件数</th> <th colspan="2">契約件数</th> </tr> <tr> <th>契約件数</th> <th>契約施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>15件</td> <td>2件</td> <td>3件</td> <td>3施設</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>9件</td> <td>4件</td> <td>6件</td> <td>45施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年度末時点における「調査手続中」の案件：3件</p>	年度	治験件数	製造販売後臨床試験件数	合計件数	令和元年度	619	4,161	4,780	令和2年度	696	3,850	4,546	年度	新規調査依頼件数	前年度からの調査継続件数	契約件数		契約件数	契約施設数	令和元年度	15件	2件	3件	3施設	令和2年度	9件	4件	6件	45施設		
年度	治験件数	製造販売後臨床試験件数	合計件数																																
令和元年度	619	4,161	4,780																																
令和2年度	696	3,850	4,546																																
年度	新規調査依頼件数	前年度からの調査継続件数	契約件数																																
			契約件数	契約施設数																															
令和元年度	15件	2件	3件	3施設																															
令和2年度	9件	4件	6件	45施設																															

<p>4187 件を踏まえ、2万900 件以上とした。</p> <p>(7) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図ること。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運</p>	<p>(7) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>事業場における産業医等の実践活動を通じて多様な勤労者の健康課題に的確に対応していくため、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センターを含む）において、高度な専門性と実践的活動能力を持った産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図りつつ、産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用した上で、各病院の機能・運</p>	<p>(7) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目指し、引き続き産業医科大学と連携を図り、労災病院及び勤労者医療総合センター（治療就労両立支援センター（部）を含む）において産業医の活動に必要な臨床医学的素養の維持、向上のための育成支援体制の充実を図る。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>本部と各労災病院とで協議の上、各病院の機能・運営環境に応じて設定することが可能な指</p>	<p>・高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医の育成支援体制の充実を図っているか。</p> <p>・機構が有する臨床評価指標をはじめとする各種データ等を活用し、病院ごとの目標管理を行</p>	<p>(7) 産業医等の育成支援体制の充実</p> <p>高度な専門性と実践的活動能力を持つ産業医等の育成、確保を目的に、労災病院及び勤労者医療総合センター（両立支援センター（部）を含む。）における産業医育成支援の充実に向け、産業医科大学と連携の上、各勤労者医療総合センターの産業医活動計画の見直しを図った。</p> <p>(8) 労災病院ごとの目標管理の実施</p> <p>本部と各労災病院との協議により目標値を設定した紹介率等については、毎月の実績を本部にて取りまとめた上、年度目標の達成に向け、業務指導等にて各労災病院における取り組みの進捗状況を確認・フォローアップを行った。</p> <p>・紹介率（目標達成22施設）</p> <table border="1" data-bbox="1101 1850 2190 1896"> <thead> <tr> <th>病院名</th> <th>目標値</th> <th>令和2年度実績</th> <th>病院名</th> <th>目標値</th> <th>令和2年度実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	病院名	目標値	令和2年度実績	病院名	目標値	令和2年度実績								
病院名	目標値	令和2年度実績	病院名	目標値	令和2年度実績													

営環境に応じて設定することが可能な指標について、病院ごとの目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにすること。

営環境に応じて設定することが可能な指標について、PDCAサイクルの視点を取り入れて目標の達成状況を定期的に検証・評価する目標管理を行い、その実績を業務実績等報告書において明らかにするとともに、業務の質の向上に努める。

標について目標値を設定し、四半期ごとに病院ごとの実績の評価、検証を行い、年度目標の達成を図る。

っているか。

道央	36.8%	45.3%	大阪	79.8%	90.7%
釧路	73.1%	80.5%	関西	79.8%	101.6%
青森	63.6%	71.7%	神戸	63.6%	60.7%
東北	83.4%	75.8%	和歌山	63.6%	81.3%
秋田	36.8%	15.8%	山陰	63.6%	93.1%
福島	63.6%	95.3%	岡山	63.6%	76.8%
千葉	73.1%	85.9%	中国	73.1%	79.3%
東京	73.1%	76.2%	山口	63.6%	84.3%
関東	79.8%	89.6%	香川	73.1%	92.7%
横浜	79.8%	80.5%	愛媛	36.8%	32.2%
新潟	63.6%	60.8%	九州	73.1%	78.7%
富山	63.6%	57.2%	門司	52.6%	77.3%
浜松	63.6%	76.9%	長崎	63.6%	93.2%
中部	83.4%	74.5%	熊本	73.1%	78.6%
旭	52.6%	71.7%			

※紹介率算定式：(紹介状持参患者+救急自動車搬送患者) ÷ 初診算定患者数

・逆紹介率(目標達成22施設)

病院名	目標値	令和2年度実績	病院名	目標値	令和2年度実績
道央	32.6%	42.8%	大阪	83.0%	132.7%
釧路	57.4%	46.6%	関西	83.0%	83.0%
青森	47.5%	59.3%	神戸	47.5%	122.6%
東北	74.9%	48.3%	和歌山	47.5%	81.4%
秋田	32.6%	11.8%	山陰	47.5%	82.5%
福島	47.5%	75.4%	岡山	47.5%	72.7%
千葉	57.4%	66.4%	中国	57.4%	68.9%
東京	57.4%	63.6%	山口	47.5%	74.0%
関東	83.0%	57.9%	香川	57.4%	75.2%
横浜	83.0%	67.3%	愛媛	32.6%	23.8%
新潟	47.5%	48.6%	九州	57.4%	93.1%
富山	47.5%	41.8%	門司	44.7%	49.8%
浜松	47.5%	62.1%	長崎	47.5%	65.5%
中部	74.9%	85.7%	熊本	57.4%	64.4%
旭	44.7%	67.8%			

※逆紹介率算定式：(診療情報提供料Ⅰ+診療情報提供料Ⅱ) ÷ 初診算定患者数

(9) 行政機関等への貢献
労災病院に所属する医師等

(9) 行政機関等への貢献
ア 国が設置する委員会等へ

(9) 行政機関等への貢献
ア 国が設置する委員会等への

(9) 行政機関等への貢献

ア 国が設置する委員会等への参画

<p>は、国が設置している検討会、委員会等からの参加要請、労災請求等に対する認定に係る意見書の迅速・適正な作成等について、積極的に協力すること。</p> <p>また、アスベスト関連疾患に対して、健診、相談及び診療に対応するとともに、医療機関に対する研修等により診断技術の普及、向上を積極的に図ること。</p>	<p>の参画</p> <p>勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る医学的意見書への取組</p> <p>労災認定に係る意見書の作成については、複数の診療科にわたる事案について、院内の連携を密にするなど適切かつ迅速に対応するとともに、特に専門的な知見を要する事案については、労災病院のネットワークを活かして対応する。</p> <p>ウ 医学的知見の提供</p> <p>労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見については、政策立案等との連携を深めるため、速やかに行政機関に</p>	<p>参画</p> <p>労災認定基準等の見直しに係る検討会に参加するほか、国が設置する委員会等への参加、情報提供等により、行政機関に協力する。</p> <p>イ 労災認定に係る医学的意見書への取組</p> <p>労災病院内においては、特に複数診療科にわたる事案について回答管理を徹底し、迅速に対応するとともに、労災病院未設置の労働局での意見書作成に対応するために構築した枠組みを活用して、専門的知見を要する事案についても適切に対応する。</p> <p>ウ 医学的知見の提供</p> <p>労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供する。</p>	<p>・勤労者の健康を取り巻く新たな問題等について、行政機関に協力しているか。</p> <p>・労災認定に係る意見書の作成について、労災病院のネットワークを活かして適切かつ迅速に対応しているか。</p> <p>・労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見が得られた場合は、速やかに行政機関に情報を提供しているか。</p>	<p>国（地方機関を含む。）の要請に応じて、労災病院の医師等が医員・委員の委嘱を受けるとともに、審議会、委員会、検討会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供している。</p> <p>令和2年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 中央じん肺診査医（2人）、地方労災医員（55人）、労災保険診療審査委員（25人）、地方じん肺診査医（10人）等計237人が医員・委員を受嘱。 58種類の審議会、委員会、検討会等（中央じん肺診査医会、中央環境審議会等）に参画。 <p>イ 労災認定に係る医学的意見書への取組</p> <p>複数の診療科にわたる事案については、一度の受診で複数科の意見書作成が行えるよう事務局において日程調整を行うなど院内の連携を図るとともに、返書の進捗管理を徹底し、迅速かつ適切に対応した。</p> <p>1件当たり意見書処理日数：令和2年度実績 15.3日 [参考]平成16年度 20.7日（5.4日削減）</p> <p>意見書処理日数（単位：日）</p> <table border="1" data-bbox="1130 978 1451 1056"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>17.8</td> <td>15.3</td> </tr> </table> <p>特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、機構本部で対応病院をコーディネートする体制を整備している。</p> <p>令和2年度においては、当該制度により2件の事例を対応病院に紹介した。</p> <p>ウ 医学的知見の提供</p> <p>労災疾病等に係る研究・開発、普及事業等を通じて得られた医学的知見として、学会発表53件、論文掲載36件を行った。</p> <p>労災補償の対象疾患である良性石綿胸水については明確な診断基準がないため、労災疾病等に係る研究・開発、普及により得られた医学的知見に基づき、診断基準及び診断のためのチェックシートを作成し、英文医学誌Journal of Occupational Health 2021 1月号（J Occup Health. 2020;62:e12182 Kishimoto T et al.）に掲載された内容を厚生労働省に報告した。</p>	令和元年度	令和2年度	17.8	15.3		
令和元年度	令和2年度									
17.8	15.3									

提供する。

エ アスベスト
関連疾患への対応

アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応するとともに、労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象とする当該疾患診断技術研修会を開催する。

また、労災認定、救済認定に必要な肺内の石綿小体計測及び石綿繊維計測について、行政機関等からの依頼に基づき積極的な受け入れを図る。

エ アスベスト
関連疾患への対応

アスベスト関連疾患に係る診断・治療、相談等について引き続き積極的に対応する。

労災指定医療機関等の医師、産業医等を対象にアスベスト関連疾患の診断技術向上等を目的として、全国各地で研修会を開催する。

また、労働基準監督署長等からの依頼に基づき、必要に応じて石綿小体及び石綿繊維計測を行った上で、労災認定に必要なアスベスト関連疾患の診断を確定させる。

・アスベスト関連疾患に対応するため、診断・治療、相談等について積極的に対応し、当該疾患診断技術研修会や労災認定、救済認定に必要な検査を実施しているか。

エ アスベスト関連疾患への対応

○ アスベスト健診及び健康相談への取り組み

「アスベスト疾患センター」等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民等からの健康相談に対応した。

アスベスト疾患センター等における相談等件数（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度
健診	7,092	6,401
相談	1,014	849

○ 石綿関連疾患診断技術研修への取り組み

労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を開催計画したが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合形式での研修を中止し、オンデマンド形式により研修（受講者数 383 名）を実施した。

○ 肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施

環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、TEM 法による石綿繊維計測や肺内石綿繊維計測業務の一般化に資するために、計測した症例などから問題の抽出や写真資料を収集し、観察資料の作製方法及び石綿繊維計測方法についての作業手順書の改訂及び測定誤差の取扱いに関する調査などを実施した。

○ 石綿小体計測検査への取り組み

全国7か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び3か所のアスベスト疾患センター計10か所において石綿小体計測検査を実施。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を当機構で実施しており、迅速かつ公正な診断で当該認定に貢献している。

石綿小体計測件数（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度
件数	150	112

○ 「石綿確定診断等事業」の実施

全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、148件の依頼を受け、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。

【重要度：高】

労災病院は、労災認定に係る意見書の作成等に関し国に協力してきたところであるが、今後特に、アスベストについては、石綿使用建築物の解体工事が今後さらに増加することが見込まれており、「アスベスト問題に係る総合対策」(平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係

オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力する。

・地域障害者職業センターにおいて実施しているうつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力しているか。

石綿確定診断実施件数（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度
件数	159	161

オ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力

うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組に関し、医療面において協力を継続している。
・ 「精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援事業）」について、7人の患者に対し当該事業の紹介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行った。

<p>閣僚による会合決定)において、労災病院に設置された「アスベスト疾患センター」において、アスベスト関連疾患に係る健康相談、診療・治療、症例の収集及び他の医療機関に対する支援を行うこと等が求められており、一層の協力が求められているため。</p>						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	産業保健活動総合支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	労働安全衛生法第19条の3 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。</p> <p>【難易度：高】 小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。 また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-02

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門的研修等実施回数（計画値）	各年度に5,300回以上実施	—	5,300回	5,300回					予算額（千円）	6,455,548	6,613,878		
（実績値）	—	5,257回 (H26-H29 実績平均)	5,781回	3,655回					決算額（千円）	5,979,100	6,081,881		
達成度	—	—	109.1%	69.0%					経常費用（千円）	5,996,086	6,103,510		
産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談件数（計画値）	各年度に122,600件以上実施	—	122,600件	122,600件					経常利益（千円）	△8,791	7,023		
（実績値）	—	116,189件 (H29 実績)	136,346件	123,056件					行政コスト（千円）	6,818,942	6,105,373		
達成度	—	—	111.2%	100.4%					従事人員数（人）	121	121		
研修利用者から有益であった旨の評価（計画値）	研修利用者から産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保	—	90.0%	90.0%									

(実績値)	—	93.9% (H29 実績)	93.6%	94.1%										
達成度	—	—	104.0%	104.6%										
相談利用者から有益であった旨の評価 (計画値)	相談利用者から産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保	—	90.0%	90.0%										
(実績値)	—	94.7% (H29 実績)	95.5%	95.8%										
達成度	—	—	106.1%	106.4%										
事業が利用者に与えた改善効果の割合 (計画値)	アウトカム調査の有効回答のうち80%以上について具体的な改善事項がみられるようにする	—	80.0%	80.0%										
(実績値)	—	87.0% (H26-H29 実績平均)	84.3%	81.4%										
達成度	—	—	105.4%	101.8%										

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を5,300回以上実施する。 ・各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を併せて12万2600件以上実施する。 ・研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。 ・研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち 	5 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>産業保健活動総合支援事業は、医師会等関係機関と連携し、小規模事業場を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう事業の充実・強化等の見直しを図る必要があるが、東電福島第一原発の健康支援相談窓口の設置・運営について、医師会をはじめ東北地域の関係機関との連携の強化により実施体制の一層の充実を図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による移動制限下においても、電子（WEB）会議システムを活用した形式による協議会の実施や東北地域の関係者の一層の協力により、相談窓口の運営を維持したこと。両立支援について、社会における取り組みへの理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主</p>	評価	A
				<p><評価に至った理由></p> <p>事業場における産業保健活動の促進及び産業保健関係者育成のため、メンタルヘルス、過重労働等の労働災害防止計画の重点事項をテーマとした専門的研修について、3,655回実施している。実施に当たっては、アンケート調査等により地域のニーズを的確に反映するとともに、新型コロナウイルス感染対策として、密を避ける対策等を講じた上で集合形式又は電子（WEB）会議システムを活用した形式により開催し、着実に専門的研修の実施回数の確保に努めている。産業保健総合支援センターにおける相談対応については、123,056件と目標（122,600件）を上回っている。</p> <p>また、産業保健総合支援センター、治療就労両立支援センター、労災病院が連携する形で両立支援相談窓口を設置し、がん等の患者のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応した。</p> <p>加えて、労災病院以外の医療機関にも両立支援出張相談窓口を設置し、相談に対応した。</p> <p>研修内容・方式又は相談対応の評価及び事業場における産業保健活動への効果の把握については、産業保健総合支援センター及び地域窓口が行う専門的研修や相談の際にアンケート調査を実施し、その調査結果は、研修利用者から有</p>			

<p>働き方改革の着実な推進を支援する観点から、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図ること。</p> <p>特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者の二</p>	<p>働き方改革の着実な推進を支援する観点から、産業保健機能の強化や治療と仕事の両立について、事業場や地域で労働者の健康管理に関する業務に携わる者に研修、情報提供及びその他の援助を行う中核的な機関として、引き続き機能の充実及び強化を図る。</p> <p>特に、産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機</p>	<p>産業保健総合支援センターにおいては、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)や第13次労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう医師会等の関係機関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図る。</p>	<p>80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにする。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・産業保健総合支援センターにおいて、労働者の健康確保対策の推進に寄与できるよう関係機関等との連携の下、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援するとともに、産業保健機能の充実及び強化を図っている。</p>	<p>○ 過重労働による健康障害への対応、メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の円滑な実施のための対応等、事業場のニーズを踏まえた研修テーマの設定や専門相談に対応できる相談員の体制整備を行うとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のなか、電子(Web)会議システムの導入や密を避ける対策等を講じたうえでの集合研修、新型コロナウイルス感染症の感染防止に係る動画作成や相談対応を実施する等の事業場における産業保健活動の支援に努めて、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えた。</p>	<p>治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要なことから、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった両立支援コーディネーター養成のための応用研修に代わる両立支援に係る多職種が参加する事例検討会を23産保センターで計29回開催し、関係者の資質向上やネットワーク構築に努めたこと。など、難易度が高い理由に著実に取り組み、以下のとおり所期の目標を上回る成果をあげている。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、専門的研修を令和2年5月末まで原則中止又は延期せざるを得なかったが、緊急事態宣言解除後の6月以降は新型コロナウイルス感染症の感染リスクに十分配慮して密を避ける対策等を講じた上で集合形式又は電子(Web)会議システムを活用して開催することとし、着実に専門的研修の実施回数の確保に努めていたとこ</p>	<p>益であった旨の評価は94.1%、相談利用者から有益であった旨の評価95.8%と、共に目標(90.0%)を上回っており、評価できる。</p> <p>また、利用者に対し、同センター等で実施する事業が与えた効果を把握・評価するためのアウトカム調査を実施したところ、事業場に具体的な改善事項がみられた割合は目標(80.0%)を上回る81.4%であった。</p> <p>以上のとおり、多くの実施項目において、目標を上回る実績を上げており、中期目標における所期の目標を達成していると評価できることから評価はAが妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
---	--	--	--	--	---	--

<p>ズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援すること。</p> <p>(1) 産業医及び産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>産業医が、産業保健の専門家として実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図ること。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討を通じ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用すること。</p>	<p>関等との連携の下、産業保健に携わる者のニーズの把握に努めながら、地域における産業保健サービスの提供、事業場における自主的な産業保健活動の促進を支援する。</p> <p>(1) 産業医・産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、カリキュラム及び実施体制の見直しを図る。</p> <p>その際、現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テ</p>	<p>(1) 産業医・産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>① 産業医が、産業保健の専門家として、事業者や労働者が必要とする実践的な知識及び指導能力を習得できるよう、産業保健総合支援センターにおける産業医研修について、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図っているか。</p> <p>・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用しているか。</p>	<p>・産業保健総合支援センターにおける産業医研修については、実践力を高めるための実地研修に加え、カリキュラム及び実施体制の見直しを図っているか。</p> <p>・現場のニーズを収集するための受講者アンケート等を実施し、その結果の検討をすることにより、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用しているか。</p>	<p>(1) 産業医・産業保健関係者への支援</p> <p>ア 産業医の資質向上のための研修の実施</p> <p>産保センターで実施する産業医研修について、産業医の能力向上や事業場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、机上の研修から職場巡視などをテーマに事業場で現場を見ながら行う実地研修を取り入れる等の研修内容の見直しを図った。</p> <p>また、本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を配置し、本部で作成する動画教材、本事業のアウトカム調査、保健師実態調査、調査研究選考等への助言や各産保センターで受けた相談内容の取りまとめ等、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制を整備したことから、より早く各産保センターへの指示や情報提供が可能となった。そのようなことから事業の質的向上が図られ、受講者から前年度を上回る高評価を受けた。</p> <p>なお、併せて受講者からアンケート調査を行っており、その結果を踏まえ、地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用した。</p> <p>-アンケート結果から要望が高かった研修テーマの具体例-</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェック集団分析結果を活かす職場環境改善 ・両立支援コーディネーターの必要性と役割 ・いまさら聞けない職場巡視：衛生管理者編 ・アフターコロナ対策①リモートワーク疲れをぶっ飛ばそう！メンタルヘルス予防 ・新型コロナウイルス感染症と事業場でのメンタルヘルス対策 <p>【研修テーマの設定等の活用実績】</p> <p>事業場からの要望に応え、令和2年度当初は職場における新型コロナウイルス感染症防止対策をテーマに取り上げた。さらに、新型コロナウイルス感染症の蔓延が長期化することによるメンタルヘルス対策やリモートワークにおける健康管理をテーマとして取り上げる等、事業場のニーズが高かった研修の実施に努めた。</p>	<p>ろ、年度後半において再び緊急事態宣言等が発令されたため、目標未達成となったが、研修利用者から得た有益であった旨の評価は94.1%と前年度を上回る高評価を受けた。</p> <p>・専門的相談については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面による相談業務の実施が困難である状況のなか、在宅勤務中の労働者に対する面接指導方法に係る相談等、利用者のニーズを的確に踏まえた相談対応を実施している旨を各産保センターのホームページ等で積極的に広報するとともに、従来から実施している電話やメールによる相談対応に加え電子（WEB）会議システムを活用した相談等も一部の産保センターで新たに実施するなど可能な限り相談に対応できる体制整備を行ったことにより、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても定量的指標を上回る相談を実施するとともに、相談利用者から得た有益であった旨の評価は95.8%と質的</p>
---	--	--	---	--	--

<p>イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医</p>	<p>一マの設定等に活用する。 なお、嘱託産業医に対する、研修テーマの設定、カリキュラムの作成に当たっては、主として嘱託産業医の実践力を高めるための実地研修が行えるよう配慮する。 また、産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図る。また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。</p>	<p>地域ごとの特性も含めた研修テーマの設定等に活用する。 ② 産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施できるよう、「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図る。 また、産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討する。 イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備 ① 産業保健総合支援センターの地域窓口（以下「地域窓口」という。）に登録されている産業医</p>	<p>・「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する検討委員会」と連携を図っているか。 ・産業医の生涯研修について実践力を高める点から効果的、効率的に実施できるよう産業医科大学との連携・協力について検討しているか。 ・対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバイザー産業医の</p>	<p>産業医を対象とした研修を効果的、効率的に実施することで産業医の質的向上を図ることを目的に設置された産業医学振興財団主催による「産業医の資質向上に向けた産業医研修等に関する委員会」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未開催となったが、令和3年度は当該委員会が開催される場合には参画予定である。 また、産業医ネットワークモデル事業を通じて、熊本産業保健総合支援センターでは、令和2年10月24日、25日、30日に産業医科大学実務研修センターの教授、准教授、助教及び産業医科大学病院両立支援科の准教授を講師に迎え、産業医を対象に必要な知識及びスキルの習得を図り、産業医の活動の活性化につなげることを目的とした「実践的な産業医活動ができるようになる研修会」を実施した（受講者：計31人）。</p> <p>イ 産業医の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>本部に産業保健ディレクター（常勤医師）を配置し、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制を整備した。 また、令和元年度から引き続き登録産業医及び登録保健師が事案の対応に苦慮した際に専門的な相談に応じられるよう、アドバイザー産業医（計9人）を本部で委嘱し、全産保センターから問い合わせが可能な相談体制（毎日2～3時間程度）を構築した。相談対応日及び時間についてはホームページ上で公開し、電話相談のみならずメール相談にも対応できる形とし、効果的に運用した。</p>	<p>にも高い成果をあげた。 ・治療と仕事の両立支援に関して、サラリーマン金太郎を広告塔にした両立支援冊子の配布、芸能人（のん、谷原章介）による産保センターや地産保を紹介する動画をYouTubeで掲載する等、当事業の広報に努めた。 ・事業場における感染防止のための動画教材として、「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を進める上でのポイント」、「会議を行うに当たって新型コロナウイルス感染防止対策のためのポイント」及びその英語版、やさしい日本語版を作成した。また、通達の改正を踏まえ、「オンラインによる医師の面接指導を実施するにあたっての留意事項」に係る動画教材を作成した。 ・職場におけるストレスチェック制度の普及のための取り組み、「東京電力福島第一原子力発電所で働く方の健康管理のための健康相談」の週1回定期的な実施や、令和2年7月に発生した豪雨災害により被災され</p>	
---	---	--	---	--	--	--

<p>及び保健師が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用すること。</p>	<p>(以下「登録産業医」という。)及び保健師(以下「登録保健師」という。)が、対応に苦慮する事案等に接した際に、アドバイザー産業医が専門的な相談に応じられるよう体制を早急に整備した上で、効果的に運用する。</p> <p>また、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。</p>	<p>(以下「登録産業医」という。)及び保健師(以下「登録保健師」という。)が、対応に苦慮する事案等に接した際に、専門的な相談に応じられるようアドバイザー産業医の体制を整備し、効果的に運用する。</p> <p>② 地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業を実施し、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討する。</p>	<p>体制を整備し、効果的に運用しているか。</p> <p>・地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業として、特に経験の浅い嘱託産業医が意見交換や悩みの相談ができる体制の構築などについて検討しているか。</p>	<p>産保センター8施設(石川、長野、静岡、大阪、愛媛、福岡、佐賀、熊本)において、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業については、次のような取り組みを行った。</p> <p>ー地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業の具体例ー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川産業保健総合支援センター 県医師会と連携することで、通常は集合形式で実施される認定産業医生涯研修の単位付与対象となる研修を、情報通信技術(ICT)を活用した電子(WEB)会議システムで計4回実施した。 ・福岡産業保健総合支援センター PHR(Personal Health Record)の周知・活用に係る研修会を開催した(令和2年8月27日)。 <p>※ PHRとは、福岡産業保健総合支援センターが開発した産業医が長時間労働者及び高ストレス者の面接指導や両立支援関係の業務を行う際に、当該労働者の健康情報を収集・蓄積したものを活用し、より経年的な情報を基にした面接や支援の実施を可能とするツールであり、携帯電話等で使用できるようアプリとして配布している。</p>	<p>た住民の方(事業者、労働者及びその家族等)からのメンタルヘルス及び健康に関する相談に応じるため、「令和2年7月豪雨被災者のための心の相談ダイヤル」及び「令和2年7月豪雨被災者のための健康相談ダイヤル」の専用フリーダイヤルの設置・対応を行うなど政策的・社会的要請の大きい事業に速やかに対応した。</p> <p><課題と対応> ー</p>	
<p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について、検討す</p>	<p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討す</p>	<p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討する</p>	<p>・事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討する</p>	<p>ウ 保健師等の産業保健関係者の活動に対するサポート体制の整備</p> <p>事業場における保健師の活動実態の調査・把握、産業保健分野における保健師の活躍促進について検討するために令和元年度に立ち上げた「事業場における保健師等の活動実態に関する調査」委員会において、これまで詳細に把握できなかった産業保健分野の保健師・看護師の人数、実態を明らかにすることを目的に、労働者300人以上の全ての事業場、全国健康保険協会、外部労働衛生機関及び産業保健活動に従事する保健師・看護師を対象とするアンケート調査(調査期間:令和2年12月~令和3年1月)を実施した。現在、アンケート結果の取りまとめ及び分析を行っている。</p>		

<p>ること。</p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施すること。</p>	<p>る。</p> <p>また、産業保健関係者向け研修の企画・運営、登録保健師や地域で産業保健活動に従事する保健師の実地指導とネットワークの構築、労働者の健康情報の取扱い等についての事業者からの相談対応等への活用を図る。</p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおける事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会（都道府県医師会、事業者団体、都道府県労働局等で構成。以下同じ。）での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定</p>	<p>ため、アンケート調査等を実施し実態の把握を図る。</p> <p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>① 事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たっては、運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施する。</p> <p>また、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策・治療と仕事</p>	<p>ため、アンケート調査等を実施し実態の把握を図っているか。</p> <p>・国の施策や地域のニーズを踏まえた研修テーマを設定するとともに、研修実施計画を策定して計画的に実施しているか。</p> <p>・労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げているか。</p>	<p>(2) 事業場における産業保健活動の支援</p> <p>ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施</p> <p>事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たり各産保センターで実施する運営協議会での議論等を踏まえつつ、国の施策や地域のニーズを踏まえた衛生委員会の活性化や新型コロナウイルス感染症に関する研修テーマを設定するとともに、令和2年度当初に研修実施計画を策定し計画的に実施した。</p> <p>具体的には、以下のPDCAサイクルを継続的に運用することで、受講者の拡大と併せて質の向上を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(計画)「運営協議会において研修実施計画を策定」 ・(実施)「計画に基づく研修の実施」 ・(評価)「アンケート調査により、受講者からの評価・ニーズ・要望を収集し、相談員協議会等において検討・分析」 ・(改善)「受講者のニーズ、時節に応じた研修テーマの設定」 <p>○ 働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立支援の取り組みの強化が求められるなか、平成28年2月に策定された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の普及・啓発を目的として事業者・産業保健スタッフ等を対象とする研修・セミナーや、事業場への個別訪問支援、相談対応等を新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催が制限される中、電子（WEB）会議システムを活用し可能な限り開催した。</p> <p>【治療と仕事の両立支援】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 両立支援に関する研修（176回） ② 両立支援意識啓発教育（154回） ③ 両立支援啓発セミナー（134回） ④ 両立支援事業場訪問・個別調整支援（2,039件） 		
---	---	---	---	--	--	--

	<p>して計画的に実施する。</p>	<p>の両立支援などの労働衛生行政上重点的に取り組むテーマや社会的関心の高いテーマを積極的に取り上げる。</p> <p>② 事業場の事例等について討議・検討する事例検討会を実施するとともに、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策を題材にした啓発セミナーを実施する。</p> <p>なお、セミナーの実施に当たっては、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図る。</p>	<p>・事例検討会を実施するとともに、労働者の健康管理やメンタルヘルス・生活習慣病対策を題材にした啓発セミナーを実施しているか。</p> <p>・セミナーの実施に当たって、事業者団体、商工団体等との共催とする等、効率的な実施を図っているか。</p>	<p>○ 両立支援やメンタルヘルス等の事業場で問題となる事例を取り上げ、問題解決に向けグループで討議・検討する事例検討会（計93回）を実施した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、両立支援コーディネーター養成のための応用研修が実施できなかったため、応用研修に代わる両立支援に係る事例検討会について積極的に開催した（計29回【再掲】）。</p> <p>－事例検討会の具体例－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 両立支援症例カンファレンス（産業医科大学病院両立支援科） ・ 広島県地域両立支援推進チームによる両立支援事例検討会 ・ メンタルヘルス不調者の職場復帰支援 ・ 職場巡視の事例検討 <p>○ 効率的に多数の事業者・労働者等へ実施できるよう事業者団体、商工団体等と共催し、職場における労働者の健康管理等に関して事業者、労働者等の理解と自主的な取り組みを促すための啓発セミナーを実施した（計353回）。また、衛生委員会活性化テキストの講師用資料及び映像教材を作成のうえ、全産保センターに配布し、労働衛生週間準備月間における他団体との共催セミナー等に活用するとともに、産保センター主催のセミナー等にも活用した。</p> <p>－啓発セミナーの具体例－</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス情報に翻弄されないために ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止によるメンタルヘルス不調者へのラインケア・セルフケアについて ・ 会社が健康診断後に実施していただきたいこと ・ 始まっています「事業場における働く人の治療と仕事の両立支援」に対する支援 ・ 高齢労働者の安全と健康確保のための職場改善に向けて ・ 衛生委員会活性化セミナー（全13回） <p>○ ストレスチェック制度については、ストレスチェックサポートダイヤルの運用、ストレスチェック制度に関する研修及びセミナーを引き続き実施することに加えて、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等を支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ストレスチェック制度に関する研修 148回（延べ2,386人受講） ・ 長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 38回（延べ675人受講） ・ 管理監督者向けメンタルヘルス教育 1,743回 ・ 若年労働者向けメンタルヘルス教育 719回 <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、専門的研修を5月末まで原則中止又は延期としたため、4、5月の計画数883回に対して実績が8回（達成率0.9%）となった。</p> <p>緊急事態宣言解除後の6月以降は新型コロナウイルス感染症の感染リスクに十分配慮し</p>		
	<p>研修の実施に当たっては、地域ごとに研修内</p>	<p>以上の取組により、5300回以上の専門的研修</p>	<p>・5300回以上の専門的研修等を実施している</p>			

<p>イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を</p>	<p>容等が大きく異なることのないように配慮する。この他、他団体との共催、必要なセミナー等を実施する。これらを併せて中期目標期間中において、研修実施計画を踏まえ産業保健関係者への専門的研修等を2万6500回以上実施する。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>研修実施計画を踏まえ実施された、産業保健関係者への専門的研修、事業者向けセミナー等の平成26年度から平成29年度までの実績（平均）5257回を踏まえ、2万6500回以上とした。</p> <p>イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾病を</p>	<p>等を実施する。</p> <p>イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>① 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルヘルスや疾</p>	<p>か。</p> <p>・産業保健総合支援センターにおいて、様々な課題に対する専門的相談への対応を行っているか。</p>	<p>て密を避ける対策等を講じた上で集合形式又は電子（WEB）会議システムを活用した形式により開催し、着実に専門的研修の実施回数の確保に努めていたところ、年度後半に再び緊急事態宣言が発令されたため、予定していた研修の目標値に届かなかった。</p> <p>以上のように新型コロナウイルス感染症拡大の影響により専門的研修の実施が制限されたなか、副所長会議について電子（WEB）会議システムにより例年より早期開催し、年度目標達成に向けた指示及び説明を実施し、電子（WEB）会議システムを活用した研修の実例や研修前の準備に係る好事例について発表会を開催し、全産保センターに共有する等、各産保センターにおける研修実施を支援する取り組みを行った結果、緊急事態宣言が発令された期間を除く9～11月においては、計画数1,325回に対して1,489回実施（達成率112.4%）と目標値を上回る成果を上げた。</p> <p>イ 産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談の実施</p> <p>メンタルヘルスを始めとする産業保健に関する各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 産保センターにおいて、電話、メール及びFAXでの相談受付を継続するとともに、全国共通の電話番号で所在地の産保センターに着信することができる全国统一ダイヤルを引き続き運用し、相談しやすい環境づくりを行うなど相談の利用勧奨に努めた。 ○ 令和2年7月に発生した豪雨災害により被災された住民の方（事業者、労働者及びその家族等）からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、「令和2年7月豪雨災害被災者のための心の相談ダイヤル」及び「令和2年7月豪雨災害被災者のための健康相談ダイヤル」を設置し、5件の相談に対応した。 		
--	--	---	---	--	--	--

<p>有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談への対応に的確に応じること。</p>	<p>有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。</p>	<p>病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に対する専門的相談への対応を行う。</p>	<p>・地域窓口は、地域の小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービスを発揮して一体的に対</p>	<p>【産業保健に造詣の深い精神科医、カウンセラー等による相談体制の整備】 メンタルヘルス対策や過重労働による健康障害等への対応、治療と仕事の両立支援への対応、法改正への的確な対応等を支援するため、1,169人の産業保健相談員を委嘱し、事業場から専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。</p> <p>【ストレスチェック制度の円滑な実施のための対応】 ストレスチェック制度導入及び実施に係る支援策として、東京、大阪及び福岡の3つの産保センターに専用の電話相談窓口（ストレスチェック制度サポートダイヤル）を引き続き運用し、全国の事業場からの様々な相談に対応（相談件数3,431件）した。</p> <p>【イベント開催時及び研修終了時における相談窓口の設置】 産業保健フォーラム等のイベント開催時及び研修終了後に別途相談コーナーを設け、当該イベント、研修のテーマに関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。</p> <p>○ 両立支援に係る相談については、以下のとおり対応した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援相談窓口 産保センター（47か所）、両立支援センター（9か所）、労災病院（29か所）が連携する形で設置し、がん等の患者（労働者）のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応（相談件数3,693件）した。 ・両立支援（出張）相談窓口 労災病院以外の医療機関（がん診療連携拠点病院等中心）に設置（令和2年度231医療機関。対前年度44医療機関増）し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部相談窓口を閉鎖せざるを得なかったなか、前年を上回る件数の相談に対応（相談件数2,971件。対前年度17件増）しており、世間からのニーズが非常に高いと考えられる両立支援の相談に、適切に対応した。 <p>○ 職場における新型コロナウイルス感染症対策に係る相談や、在宅勤務中の労働者に対する面接指導方法に係る相談等、利用者のニーズを的確に踏まえた相談対応を実施している旨を各産保センターのホームページ等で積極的に広報することにより、事業所等からの新型コロナウイルス感染症関連の相談は2,007件寄せられた。また、各産保センターに寄せられた質問は本部で集約し、産業保健ディレクターが確認のうえ周知すべき事項について全産保センターにフィードバックした。</p> <p>○ 登録産業医による健康診断実施後の意見陳述や登録産業医・登録保健師等による地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談、長時間労働者や高ストレス労働者に対する面接指導等の実施などに適切に対応し、また、利用者の利便性、きめ細やかなサービスを実施するため以下の取り組みを実施した。</p> <p>【ワンストップサービス機能の発揮】 小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産保センターと地域窓口（以下「地産保」という。）が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。</p> <p>ーワンストップサービスの具体的事例ー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に対する医師の意見聴取について、事業所が利用しやすい場所にある地産保を紹介し、登録産業医が対応した。 ・産保センターに小規模事業場から「健康診断の結果について、医師からの意見聴取をどの 		
<p>また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談にワンストップ</p>	<p>また、地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワン</p>	<p>② 地域窓口は産業保健総合支援センターと連携し、地域の小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップ</p>	<p>・地域窓口は、地域の小規模事業場（労働者50人未満の事業場。以下同じ。）からの労働者の健康管理に関する相談について、ワンストップサービスを発揮して一体的に対</p>			

<p>プサービスとして一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供すること。</p>	<p>ストップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。</p> <p>なお、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。</p>	<p>ップサービス機能を発揮して一体的に対応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供する。</p>	<p>応する等、利用者の利便性を図り、きめ細かなサービスを提供しているか。</p>	<p>ように実施すればよいか」との相談があり、最寄りの地産保を案内し登録産業医が分かりやすく対応した。</p> <p>【積極的な周知・勸奨】 労働基準監督署を始めとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極的な周知・利用勸奨に努めた。</p>		
<p>産業保健総合支援センター及び地域窓口における相談対応件数は、中期目標期間中で計 12 万 2600 件以上とすること。</p>	<p>中期目標期間の各年度において、産業保健総合支援センター及び地域窓口における専門的相談件数の実績を併せて 12 万 2600 件以上実施する。</p>	<p>①及び②の取組により、12 万 2600 件以上の相談を実施するとともに、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用する。</p>	<p>・12 万 2600 件以上の相談を実施するとともに、各地域における相談内容や対応結果については、本部において取りまとめと分析を行い、産業保健総合支援センターと情報共有して業務の改善等に活用しているか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により対面による相談業務の実施が困難である状況のなか、相談件数増への取り組みを通して可能な限り相談に対応できる体制（WEB 方式の活用等）を整備したことで、目標 122,600 件を上回る 123,056 件（達成度 100.4%）の相談に対応した。</p> <p>また、本部において事業実績システムにより得られた集計結果を毎月各産保センターに情報提供し、各産保センターにおけるバランススコアカード（以下「BSC」という。）を用いた目標管理に活用している。</p> <p>【相談件数増への取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職場における新型コロナウイルス感染症対策に係る相談受付をしている旨を各産保センターのホームページにて掲示した。 ・ 各地域における相談内容等については、本部で取りまとめと分析を行い、新型コロナウイルス感染症に関する全国的な傾向も含めた周知すべき情報を発信することにより、各産保センターとの情報共有を図った。 ・ 従来から実施している電話やメールによる相談対応に加え、相談に当たって的確な回答に必要な相談者の職種や要件等の必要項目を、ホームページ上の「入力フォーム」に設定する等、効率的に対応するためのシステム整備を行った。 ・ 電子（WEB）会議システムを活用した相談等を一部の産保センターで新たに実施した。 		
<p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 限られた予算と人員の中で効</p>	<p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 地域窓口に対する小規模事業</p>	<p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 限られた予算と人員の中で効</p>	<p>・ 支援すべき事項について優先</p>	<p>ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実</p> <p>「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」（平成 30 年 3 月 29 日付け基安労発 0329 号第 1 号）に基づき、地域産業保健センター事業の支援対象には総括産業医が</p>		

率的に事業を推進できるよう、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めること。

具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医を選任する小規模事業場は支援対象に含めないこと。

場からの支援ニーズは今後も拡大していくものと想定されることから、限られた予算と人員の中で効率的に事業を推進できるよう、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。

具体的には、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない。

また、支援ニーズの拡大に備え、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充する。あわせて、産業保健に知見のある登録保健師の拡充にも取り組む。

工 産業保健関

工 産業保健関

率的に事業を推進できるよう、真に支援を必要とする小規模事業場の支援を優先するため、総括産業医がいる小規模事業場は支援対象に含めない、地域窓口の運営協議会での議論を踏まえ、支援すべき事項について優先順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進める。

また、事業場の個別訪問による産業保健指導・支援を行う登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充するとともに、産業保健に知見のある登録保健師の拡充に取り組む。

工 産業保健関

順位を付ける等、取組の重点化及び効率化を進めているか。

・登録産業医について、地域の医師会の協力を得ながら拡充するとともに、登録保健師の拡充に取り組んでいるか。

在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規事業場を優先的に支援する等、取り組みの重点化及び効率化に取り組んだ。また、地域の医師会や看護協会・日本産業衛生学会産業看護部会・日本産業保健師会の都道府県支部に協力を依頼するなど登録産業医、登録保健師の拡充にも積極的に取り組んだ。

登録産業医、登録保健師の推移（単位：人）

	令和元年度	令和2年度
登録産業医	8,724	8,874
登録保健師	356	360

工 産業保健関係助成金の充実及び活用促進

<p>係助成金の充実及び活用促進</p> <p>小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、その活用の促進を図ること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>産業保健総合支援センター及び地域窓口のワ</p>	<p>係助成金の充実及び活用促進</p> <p>小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討する。また、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討する。</p>	<p>係助成金の充実及び活用促進</p> <p>小規模事業場を対象とした産業保健関係助成金の充実に向け、現場のニーズを踏まえた事業案を検討するとともに、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討する。</p> <p>オ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援</p> <p>① 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康管理体制の向上に資するテーマを内容とした研修会を実施する。</p> <p>② 事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口等を開設する。</p>	<p>・現場のニーズを踏まえた事業案を検討するとともに、既存の産業保健関係助成金の活用促進に向け、申請手続きの改善等について検討しているか。</p> <p>・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康管理体制の向上に資するテーマを内容とした研修会を実施しているか。</p> <p>・事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口等を開設しているか。</p>	<p>現場のニーズを踏まえた事業案を検討し、複数の事業場に使用される労働者の一般健康診断を促進するため、令和2年4月に「副業・兼業労働者の健康診断助成金」を新設し、既存の助成金とともにリーフレットの作成、ホームページによる周知等により活用促進を図った。また、産業保健関係助成金の申請手続きについて、「治療と就労の両立支援助成金」の利用を促進するため、申請に係る手引き等を改善するとともに、環境整備計画及び制度活用計画を申請要件から外すことで手続きの簡素化を図り、関係規程等の改正を行うこととした（令和3年度改正予定）。</p> <p>オ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援</p> <p>事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康管理体制の向上に資するテーマを内容とした研修会を福島第一原子力発電所内で実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者、安全衛生推進者等対象研修実施回数 3回 テーマ 「新型コロナウイルス感染対策について」等 ・ 廃炉作業員対象研修実施回数 6回 テーマ 「コンビニ、外食の上手な組み合わせ」等 <p>東電福島第一原発の健康支援相談窓口の設置・運営について、医師会をはじめ東北地域の関係機関との連携の強化により実施体制の一層の充実に図るとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による移動制限下においても、電子（WEB）会議システムを活用した形式による協議会の実施や東北地域の関係者の一層の協力により、事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象とした相談窓口の運営を維持した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康支援相談窓口開設回数 56回 ・ 健康支援相談件数 294件 		
---	--	---	--	--	--	--

<p>ストップサービス機能の強化の観点から、両者の平成29年度実績（4万2640＋7万3549件＝11万6189件）の概ね5%増である12万2600件を第4期中期目標期間の目標として設定した。</p> <p>（3）メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備すること。</p> <p>また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮すること。</p> <p>（4）産業保健活動総合支援事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健活動総合支援事業</p>	<p>（3）メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、支援体制を整備する。</p> <p>また、事業場におけるメンタルヘルス対策を推進する上で、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及が効果的であるので、研修の実施に当たっては、この点に配慮する。</p> <p>（4）産業保健活動総合支援事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健活動総合支援事業</p>	<p>（3）メンタルヘルス対策の推進</p> <p>事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実を図るとともに、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施する。</p> <p>（4）産業保健活動総合支援事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健活動総合支援センター</p>	<p>・事業場におけるメンタルヘルス対策をより一層進めるため、メンタルヘルス対策促進員の充実を図るとともに、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向けて産業保健関係者等を対象とした研修を実施しているか。</p>	<p>（3）メンタルヘルス対策の推進</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症拡大のなか、電子（WEB）会議システムを活用し、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改善の実践及び実践例の普及に向け、産業保健関係者等を対象とした研修を以下のとおり実施した。</p> <p>また、各産保センターでメンタルヘルス対策促進員会議を開催することにより、事業場におけるメンタルヘルス対策支援体制の質的向上に努めた。</p> <table border="0"> <tr> <td>・ストレスチェックに係る研修</td> <td>139回</td> </tr> <tr> <td>・管理監督者向けメンタルヘルス教育</td> <td>1,743回</td> </tr> <tr> <td>・若年労働者向けメンタルヘルス教育</td> <td>719回</td> </tr> <tr> <td>・メンタルヘルス個別訪問支援</td> <td>10,016件</td> </tr> <tr> <td>（再掲）ストレスチェック導入に関する支援</td> <td>887件</td> </tr> <tr> <td>・ストレスチェックに係る相談</td> <td>3,425件</td> </tr> </table> <p>○ 増加する外国人労働者向けにメンタルヘルスに係るリーフレット「こころの健康 気づきのヒント集」及び「職場における災害時のこころのケアマニュアル」を13か国語の翻訳版を作成し、各産保センターを通じての配布やホームページにアップした。</p> <p>（4）産業保健総合支援センター事業の利用促進</p> <p>ア 産業保健総合支援センター事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p>	・ストレスチェックに係る研修	139回	・管理監督者向けメンタルヘルス教育	1,743回	・若年労働者向けメンタルヘルス教育	719回	・メンタルヘルス個別訪問支援	10,016件	（再掲）ストレスチェック導入に関する支援	887件	・ストレスチェックに係る相談	3,425件		
・ストレスチェックに係る研修	139回																	
・管理監督者向けメンタルヘルス教育	1,743回																	
・若年労働者向けメンタルヘルス教育	719回																	
・メンタルヘルス個別訪問支援	10,016件																	
（再掲）ストレスチェック導入に関する支援	887件																	
・ストレスチェックに係る相談	3,425件																	

<p>に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用すること。</p> <p>インターネットの利用等による情報提供</p> <p>インターネットその他の方法により、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、労働安全衛生総合研究所等を含む機構の研究成果等</p>	<p>に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリングやアンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。</p> <p>インターネットの利用等による情報提供</p> <p>産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ、メールマガジン、動画等により利便性の向上に努め、産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事</p>	<p>事業に対する市場ニーズ調査の実施等</p> <p>産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用する。</p> <p>また、従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリング等について方法を検討する。</p> <p>インターネットの利用等による情報提供</p> <p>産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により産業保健に関する情報、治療就労両立支援モデル事業の成果、安衛研等を含む機</p>	<p>・産業保健総合支援センター、地域窓口の利用を促進するため、アンケート調査等を実施し、その結果を踏まえた利用促進策を検討し、広報等に活用しているか。</p> <p>・従来行ってきた利用者アンケートに加え、これまでに利用実績のない事業者等のニーズを把握するため、地域の事業者団体や労働組合等に対するヒアリング等について方法を検討しているか。</p> <p>・産業保健関係者に対し、情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得るなどして積極的に取り組んでいる</p>	<p>産保センター及び地産保の利用に関するアンケート調査については、産保センター利用者と今まで産保センターを利用したことがない事業場の担当者を調査対象として、令和2年10月～12月に実施した。アンケート調査実施の際には、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったが、従来の窓口による配布・回収とともに直接郵送による配布・回収を行い、令和元年度を上回るアンケート回収数を得た。</p> <p>また、地域の事業者団体等に対するヒアリングの実施に際しては、電子（WEB）会議システムを活用したヒアリングを中心に実施し、可能な限り調査が実施できるよう取り組んだ。</p> <p>アンケート結果では、利用のきっかけとして「所属団体からの紹介」の割合は1割にも満たないが、事業者団体等に対するヒアリング調査からは「傘下事業主への紹介は可能」との回答があり、この未開拓の紹介ルートに取り組むことが有用であると考えられる。</p> <p>イ インターネットの利用等による情報提供</p> <p>○ 研究成果等を紹介している産業保健情報誌「産業保健21」の発行に加え、産業保健に係る最新情報のホームページ掲載、産保センターを利用している事業場等に対する治療と仕事の両立支援、メンタルヘルス対策関連などの最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載したメールマガジンの配信などを積極的に行っている。</p> <p>なお、「産業保健21」で東京労災病院治療就労両立支援センターが作成した「深夜勤務者のための食生活ブック」を紹介したところ、産業保健スタッフの中で話題となりSNS等のメディアで紹介「2.1万RT・3万いいね」超えの大反響となったことを受け、当該食生活ブックを2万部増刷のうえ全国の産保センター及び地産保を通じて産業保健関係者や労働者に配布し、産業保健指導に活用する等、周知広報に努めた。</p> <p>○ 事業場における新型コロナウイルス感染症の感染防止及び「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について」の改正に係る動画教材として、次の3つを作成し、ホームページに公開し</p>		
---	---	--	--	---	--	--

<p>について情報発信を進めること。</p>	<p>業の成果、安衛研等を含む機構の研究成果等について情報提供を行う。</p> <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等を行うとともに、労働者に対する効果的な情報提供について専門家の助言を得るなどして積</p>	<p>構の研究成果等に関する情報も含め情報発信に努めるとともに、労働者に対する効果的な情報提供については専門家の助言を得るなどして積極的に取り組む。</p> <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行う。</p>	<p>か。</p> <p>・事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても情報提供を行っているか。</p>	<p>た。</p> <p>① 「職場における新型コロナウイルス感染症予防対策を進める上でのポイント」 (動画再生 10,660回)</p> <p>② 「会議を行うに当たって新型コロナウイルス感染防止対策のためのポイント」(英語版及びやさしい日本語版も作成) (動画再生 3,613回)</p> <p>③ 「オンラインによる医師の面接指導を実施するにあたっての留意事項」 (動画再生 471回)</p> <p>○ 企業及び医療機関における治療と就労の両立支援の取り組みの普及促進を効果的に図り、両立支援の内容、その重要性を周知するため、治療と仕事の両立支援に係る情報を集約した両立支援ポータルサイトの充実を図るとともに、より人目に付きやすく気楽に読むことができるよう漫画キャラクター「サラリーマン金太郎」が中小企業の社長となり、がん罹患した部下を支え共に働くために両立支援制度の導入に奔走する内容のリーフレットを作成し、がん診療連携拠点病院などの医療機関、労働局、産保センターなどに150,000枚配布するとともに、機構ホームページ上に公開した。</p> <p>○ 産保センター及び地産保の業務内容を知ってもらい利用促進につなげるため、芸能人(のん)を起用し、産保センター及び地産保を紹介する動画をYouTubeで引き続き配信した。(動画再生 9,150回)</p> <p>○ 令和3年2月からは、動画及び広告コンテンツに視聴者に親しみやすく安心感のある芸能人(谷原章介)を起用し、産業保健等のキーワードを検索する人事労務担当者等の産業保健関係者を対象としてインターネット広告を展開した。なお、広告のアクセス先に特設サイト「さんぽセンターWEBひろば」を開設し、特設サイトでは産保センター等について分かりやすく解説する動画を掲載した。 また、特設サイトとの相乗効果を図るべく芸能人(谷原章介)を起用したポスター及びリーフレットを作成し、関係機関に配付した(動画広告再生 926,806回)。</p> <p>こうした積極的な広報により、専門研修等の活動が地元テレビや地元新聞等に取り上げられている。</p> <p>◆ 主な広報実績事案： 山陽新聞：WEB研修会「新型コロナの基本と産業保健」の紹介 両立支援相談窓口と産保センターとの取組内容紹介 北陸中日新聞：熱中症予防研修会の紹介 山陰中央新報：益田市内で開かれたがんサロンで講演し、両立支援の進め方を紹介 上毛新聞：職場の感染症(コロナ)対策についてのセミナーについて掲載</p> <p>また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても積極的にホームページへの掲載やメールマガジンの配信等により情報提供を行った。</p> <p>－事業者に対する国の施策の広報、啓発の具体例－ ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行に伴う労働安全衛生法関係通達の整備について(令和2年5月26日付け基発 526012号) ・健康管理手帳所持者及び船員健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について〔労働安全衛生法〕(令和2年5月26日付け 基発 526012号) ・石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について(令和2年8月4日付け基発804008号) ・剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について(令和2年8月17日付け基安化発 817002号)</p>		
------------------------	--	---	--	---	--	--

<p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p>	<p>極的に取り組む。</p> <p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p> <p>以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全て</p>	<p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p> <p>以下の取組により、小規模事業者を含む地域の事業者ニーズの的確な把握に努め、多様な働き方をする全て</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について（令和2年8月27日付け 基発 827001号） ・ じん肺法施行規則等の一部を改正する省令の施行について〔労働安全衛生法〕（令和2年8月28日付け 基発 828001号） ・ 職場における腰痛予防対策の推進について（令和2年8月28日付け 基発 828001号） ・ 除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン等の改正について（令和2年8月28日付け 基発 828001号） ・ 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等について（令和2年10月27日付け基発1027第4号） ・ 変異原性が認められた化学物質の取扱いについて（令和2年12月7日付け基発1207第2号） ・ 定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて（令和2年12月23日付け基発1223第7号） ・ 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等の施行等について（令和2年12月25日付け基発1225第1号） ・ 特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の施行等について（令和3年1月26日付け基発0126第2号） ・ 「事業場における労働者の健康保持増進のための指針の一部を改正する件」の周知について（令和3年2月8日付け基発0208第1号） ・ 「有害性の調査の基準及び有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準の適用について」の一部改正について（令和3年2月10日付け基発0210第1号） ・ 緊急事態宣言延長に伴う職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の強化について（令和3年2月12日付け基発0212第8号） ・ 情報通信機器を用いた産業医の職務の一部実施に関する留意事項等について（令和3年3月31日付け基発0331第4号） ・ 「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務することについて」の一部改正について（令和3年3月31日付け基発0331第5号） ・ 「専属産業医が他の事業場の非専属の産業医を兼務する場合の事業場間の地理的關係について」の廃止について（令和3年3月31日付け基安労発0331第2号） <p>(5) 研修内容・方式又は相談対応等の評価、事業場における産業保健活動への効果の把握</p>		
---	---	---	--	--	--	--

<p>研修又は相談の利用者から、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保すること。</p>	<p>の労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、更なる事業の充実・強化等を図る。</p> <p>ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。</p>	<p>の労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、更なる事業の充実・強化等を図る。</p> <p>ア 産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、その内容を分析し更なる向上に努め、産業保健に関する職務及び労働者の健康管理に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を90%以上確保する。</p>	<p>・産業保健活動の質及び利便性の向上を図るため研修、相談の利用者にアンケートを実施し、有益であった旨の評価を90%以上確保しているか。</p>	<p>○ 産保センター及び地産保が行う専門的研修及び相談に対する利用者の評価を図るため、研修終了時又は相談対応の際にアンケートを実施した。アンケート結果については、研修利用者から有益であった旨の評価94.1%、相談利用者から有益であった旨の評価が95.8%といずれも高い評価を得た。各産保センターでは新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、密にならない工夫や電子（WEB）会議システムを活用するなど適切かつ質の高いサービスを提供することができた結果と考えられる。</p> <p>－主な評価理由－</p> <p>○ 専門的研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方改革以後の産業医の立ち位置の説明があり、有意義でした。また、職場の安全衛生管理の体制の見直しや整備を行うため、大変参考になった。 ・ ストレスチェックの集団分析が職場環境の改善、生産性の向上に繋がるということを知ることができた。 ・ ハラスメントについて、考え方や対応がだいぶ整理できた。職場の研修等で今後活かしていきたい。 ・ 職場巡視はどのようなところにポイントを置いていったら良いか悩んでいたところなので、実際の写真が挙げられていたところは分かりやすく、今後の参考にしたいと思います。 ・ コロナ禍で出張が出来ない状況でしたが、WEB開催していただけたので参加し易かった。 ・ タイミングよい時期に新型コロナウイルスについて、正しい知識と企業ができる対策を得ることができた。 ・ 事例紹介は身近にありがちな症例で対応例などが学べました。疾患だけでなく、その人自身を総合的に診ることの重要性を再認識できました。 ・ 衛生委員会についてとても分かりやすかったです。もやもやしながら活動していたことがすっきりしました。 <p>○ 相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者の自殺にショックを受けた労働者に周囲の社員が接する際の対応方法等について助言をいただき、今後何をすればよいか分かりました。 ・ 健康診断結果について医師の意見聴取の際、報告と一緒に資料を同封していただき、わかりやすい資料で健康を管理する上で役立っております。 ・ 書籍で調べてもわからなかったのが、今回のように外部の専門的な機関の中立的な助言が得られたことが有益でした。 ・ うつ病にかかった社員への対処方法についての的確なアドバイスをいただき、また、関係方面に連絡いただくなど、今後において取るべき方向性が見え、非常に有意義な相談となった。 ・ 健康診断の結果で分からない部分について専門的視点でアドバイスをいただけて実際に命を救われるほどの検診につながった。 ・ 質問に対する解答だけでなく、関係する様々な資料や情報も提供してもらい大変参考になった。 ・ 健診結果に対する対応方法や質問に対しての回答がとても迅速に丁寧で助かってい 		
--	---	---	---	---	--	--

<p>また、研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対してアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上につき具体的な改善事項が見られるようにすること。</p>	<p>イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。</p>	<p>イ 研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施する事業が与えた効果を把握するためのアウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにする。また、同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図る。</p>	<p>・研修、相談又は指導を行った産業保健関係者及び事業者等に対して、アウトカム調査を実施し、有効回答のうち80%以上について具体的に改善事項が見られるようにしているか。</p> <p>・同調査の結果を分析し、事業の更なる向上を図っているか。</p>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 務遂行上の問題点、疑問点が生じた場合、適宜必要な助言、指導が得られ、産業医の意見、指導の必要な時等に援助が得られ、非常にありがたい。 ・ サイトなどだけで得る知識には、思い込みや勘違い、間違いなどがあるけれど、対面して直接、その都度、疑問点が聞けたり、深い意味を説明してもらえることで、理解しやすかった。 ・ コロナウイルスのメンタルヘルスへの影響やうつ病のサイン等を説明いただき、丁寧なコミュニケーションの重要性を学ぶことができた。 <p>○ 産保センター及び地産保で実施する産業保健サービスの提供が産業保健関係者及び事業者等に対して与えた効果を把握・評価するため、研修、相談又は指導を受けた産業保健関係者及び事業者等に対して、アウトカム調査を令和2年10月～12月に実施したところ、有効回答のうち、81.4%と高い割合で具体的な改善が見られることが分かった。</p> <p>調査結果から、利用者が多いサービスとしては、50人未満の事業場では「健診結果の医師の意見聴取」、50人以上の事業場では「産業保健研修」が挙げられる。</p> <p>一方で、50人未満の事業場では「健診結果の医師の意見聴取」以外のサービスは、「健康相談」を除きいずれも2割に満たないことから、小規模事業場に対する総合的な産業保健サービスの提供が課題と考えられる。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の実施が制限されたなかで、利用状況や効果・満足度に関して前年度と同程度の結果を維持していることは、産保センターの提供するサービスが常に求められており、またそのニーズに対し、各産保センターでは新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても適切に、かつ質の高いサービスを提供した結果と考えられる。</p>		
<p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成29年度実績（研修受講者93.9%及び相談利用者94.7%）を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。</p> <p>また、具体的な改善事項がみら</p>						

<p>れる割合についても、平成29年度実績(84.3%)を踏まえ、第4期中期目標期間の目標として設定した。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」 (平成25年12月24日閣議決定)</p> <p>において、産業保健活動への効果的な支援を図るために、産業保健三事業を一元化して、労働者健康安全機構が事業を実施すること等が求められており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の健康やメンタルヘルスが確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うこと</p>							
--	--	--	--	--	--	--	--

<p>が必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、難易度が高い。</p> <p>また、疾病を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者及び労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、難易度が高い。</p>						
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	治療就労両立支援事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	<p>【重要度：高】 政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であるため。</p> <p>【難易度：高】 治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-03

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援した雇患者の有用度（計画値）	支援した雇患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る	—	80.0%	80.0%				予算額（千円）	1,175,278	1,125,862			
支援した雇患者の有用度（実績値）	—	96.1% （H27-30実績平均）	90.6%	90.6%				決算額（千円）	1,117,147	1,001,541			
達成度	—	—	113.3%	113.3%				経常費用（千円）	1,055,547	972,409			
								経常利益（千円）	22,689	34,531			
								行政コスト（千円）	1,621,335	983,538			
								従事人員数（人）	61	66			

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者に一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組むこと。</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援</p>	<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>就労年齢の延長に伴い、疾病等を有する労働者が増加し、治療と仕事の両立支援が重要な課題となる中で、医療機関における当該両立支援に係る実践の経験及び情報を有する機関として一般医療機関における取組をリードしていくことに加え、企業における産業保健活動の取組を支援する機関として、両者を一体的に取り組むことが求められていることを踏まえ、以下のとおり取り組む。</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援</p>	<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p>	<p>6 治療と仕事の両立支援の推進</p> <p>(1) 治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：S</p> <p>治療就労両立支援事業は、経営責任者、管理職等の意識改革や両立支援を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、両立支援コーディネーター等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるが、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため、実度が高い上、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度に計画していた両立支援コーディネーターの養成のための研修(集合研修)を電子(WEB)会議システムを活用した形式へ変更して実施し、過去最大数の両立支援コーディ</p>	<p>評定</p> <p>A</p> <p><評定に至った理由></p> <p>機構において、円滑な職場復帰や治療と仕事の両立支援に必要な人材を育成し、その人材による両立支援の実践と事例収集、そこから得られた各種知見の普及・展開という一貫した医療の提供や支援により、他の機関では困難な専門性を必要とする取組を実施している。</p> <p>治療と仕事の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施し、目標としていた80%を大きく上回る90.6%から有用である旨の回答を得た。</p> <p>コロナ禍においても両立支援コーディネーターの養成を図るため、研修形式を集合形式からオンライン形式に変更し、基礎研修を合計7回開催し、過去最大の3,402名の受講者を得た。受講者のアンケートでは、受講者の95.6%から「研修内容が今後実施する両立支援業務に役立つ」という評価等を得ている。</p> <p>働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において2020年度までに両立支援コーディネーターを2,000人養成するなどの具体的施策及び計画が示されたところ、平成30年度(2018年度)までに、同計画を2年前倒しで達成しているが、令和2年度においては、新たに養成した3,402人と併せて累計7,531人を養成し、政府方針に大きく貢献</p>	

<p>の推進</p> <p>労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行うこと。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意すること。</p> <p>両立支援の実践において収集した事例について、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行うこと。</p> <p>機構が作成した治療と就労の両立支援マニユ</p>	<p>の推進</p> <p>適切な対応を行えば就労継続が可能であるにもかかわらず、患者が治療に専念する必要があると考えると、自ら就労継続を断念する等の課題が生じていることから、労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対しては診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら対応するとともに、医療ソーシャルワーカー等を活用し、患者へのきめ細やかな支援を行う。なお、両立支援の実践に当たっては、対象疾病の拡大を図っていくことに留意する。</p> <p>両立支援の実践において収集した事例につい</p>	<p>の推進</p> <p>労災病院及び労災病院に併設する治療就労両立支援センターにおいては、仕事を有する患者に対し診断時から治療の過程、退院時に至るまで、治療方針の選択等や医療提供に当たって、就労継続や職場への復帰を念頭に置きながら支援を行うものとし、対象疾病の拡大を図りながら、以下のとおり取り組む。</p>	<p>・対象疾病の拡大を図りながら、取り組んでいるか。</p>	<p>労災病院及び労災病院に併設する両立支援センターにおいては、中期計画に定めた治療と仕事の両立支援を着実に実施するため、がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの4疾病に限定せず対象疾患の拡大を図り、全ての疾病を対象として次のような取り組みを実施した。</p>	<p>ネーターを養成し、国の政策に大きく貢献するなど、以下のとおり所期の目標を上回る顕著な成果をあげている。</p> <p>・円滑な職場復帰や治療と仕事の両立支援に必要な人材を育成し、その人材による両立支援の実践と事例収集、そこから得られた各種知見の普及・展開という一貫した医療の提供や支援は、他の医療機関では成し得ないものである。</p> <p>こうしたなか、支援した罹患者の有用度につき、達成度 113.3%となった。</p> <p>・両立支援コーディネーター養成人数は、数値目標の設定はないものの、平成 29 年 3 月に政府が決定した「働き方改革実行計画」における 2020 年度までに両立支援コーディネーター 2,000 人養成目標については、2 年前倒しして平成 30 年度にすでに達成している</p>	<p>している（なお、令和 2 年度診療報酬改定において、療養・就労両立支援指導料に係る相談支援加算の施設基準の必須要件として、両立支援コーディネーター養成研修の修了が定められた。）。</p> <p>全国各地の研修修了者の受講後の活動状況等についてアンケート調査を実施した結果、60%以上の者が両立支援業務に関与し、最も多い業務内容は相談業務であるという結果を得た。</p> <p>また、取組の困難な中小企業等における両立支援普及促進のため、医療機関への両立支援相談出張窓口の設置要請や、企業への啓発教育を実施した結果、産業保健総合支援センターでの「個別調整支援」の件数は前年度の 437 件から 535 件へと 大幅（22.4%）に増加した。</p> <p>さらに、事例検討会を全 29 回開催し、両立支援コーディネーターのスキルアップを行うとともに、企業と医療従事者との情報共有に必要な各地域でのネットワーク構築を図った。</p> <p>以上のとおり、多くの実施項目において、目標を上回る実績を上げており、中期目標における所期の目標を達成していると評価できることから評価は A が妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>（有識者からの意見）</p> <p>・今後、指標を検討する時には、難易度「高」、重要度「高」のものになっているものを指標として挙げていただくのが積極的な評価に</p>
---	---	--	---------------------------------	---	---	--

<p>アルについて、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、労災指定医療機関等及び事業場に普及すること。</p>	<p>ては、これを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。</p> <p>医療機関向けマニュアル（平成29年作成）については、新たに収集した事例や企業における課題等の分析及び評価を行い、更新してその充実を図り、これらの成果を研修会の開催、産業保健総合支援センターとの連携による各種講演会やセミナー等を通じて、労災指定医療機関等及び事業場に普及する。</p> <p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>治療就労両立支援センターにおいて、両立支援データベース等を活用する等により、反復・継続して治療が必要となる疾病等の罹患者に対して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームによる</p>	<p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>両立支援マニュアルを活用して、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。</p>	<p>・両立支援マニュアルを活用して、職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行っているか。</p>	<p>ア 支援事例の収集及び分析</p> <p>令和元年度から対象疾病を全ての疾病に拡大し、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,104件（脳卒中258件、がん291件、糖尿病172件、メンタル61件、その他322件）の職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施し、事例収集を行った。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により労災病院の患者数が大幅に減少したものの、感染防止対策を講じつつ積極的な支援に取り組んだところ、事例数は令和元年度（1,131件）とほぼ横ばいとなった。</p> <p>また、支援事例の収集、蓄積及び分析を目的として、両立支援データベースシステムを構築した（令和2年4月稼働。新規登録件数：426件）。</p>	<p>が、令和2年度においては、過去最大の3,402人を養成し、累計7,531人と政府方針に大きく貢献した。</p> <p>・全国23か所の産保センターにおいて、地域における企業の担当者、両立支援コーディネーター研修修了者、産業保健スタッフ等を招いた形で、疾病による事例の対応方法等について検討するための事例検討会を開催し、コーディネーターのスキルアップのみならず、各地域でのコーディネーターのネットワーク構築を図った。</p> <p>・研修修了者の受講後の活動状況等について研修効果を検証することを目的とし、令和2年9月に令和元年度に開催した（全29回）の研修修了者（1,813人）のうち同意を得た849人を対象にアンケートを実施した。調査結果は、速やかに関係学会等で発表し医療機関等に対して周知し</p>	<p>つながる。【土井先生】</p> <p>・Web研修を行った際の効果測定をどのような方法で行っていくか検討が必要。【三宅先生】</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	---	--	---	---	--	---

	<p>職場復帰や治療と仕事の両立支援の事例収集を行う。</p> <p>また、支援事例の分析により得られた新たな知見に基づく新たな支援方法等、両立支援に資する医療提供のあり方について検討を行う。</p> <p>イ 両立支援マニュアルの更新及び普及</p> <p>両立支援データベースを活用し、支援事例の分析・評価を行って両立支援マニュアルを更新し、労災指定医療機関等への普及を図る。</p> <p>ウ アンケートの実施</p> <p>支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、その結果をマニュアルに反映させることにより、質の向上を</p>	<p>イ 事例検討会の実施</p> <p>収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施する。</p> <p>ウ 両立支援マニュアルの更新及び普及</p> <p>令和元年度に更新した両立支援マニュアルを、研修会やセミナー等を通じて普及を図る。</p> <p>また、次期更新に向け、両立支援データベースを活用し、引き続き支援事例の分析・評価を行う。</p> <p>エ アンケートの実施</p> <p>支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、これらを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方に</p>	<p>・収集した支援事例をもとに、地域における企業の担当者等を招いた形での事例検討会を実施しているか。</p> <p>・更新した両立支援マニュアルを、研修会やセミナー等を通じて普及を図っているか。</p> <p>・次期更新に向け、両立支援データベースを活用し、引き続き支援事例の分析・評価を行っているか。</p> <p>・支援した罹患者にアンケートを行い、80%以上から有用であった旨の評価を得るとともに、これらを分析することで両立支援に資する医療提供のあり方に</p>	<p>イ 事例検討会の実施</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国23か所の産保センターにおいて、大人数での実施を制限されたなか、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を、電子（WEB）会議システムを活用し可能な限り開催した（全29回）。コーディネーターのスキルアップのみならず、円滑な支援を行うために必要な各地域でのコーディネーターのネットワーク構築にもつながった。</p> <p>ウ 両立支援マニュアルの更新及び普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両立支援の現場でより活用しやすい内容とするため、令和元年度に全ての疾病に対応した「両立支援コーディネーターマニュアル」に更新した。更新したマニュアルについては、厚生労働省、都道府県労働局、労災病院、産保センター等関係機関に配布するとともに機構ホームページで公開した。また、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして活用した。 ・また、令和2年4月に稼働した両立支援データベースシステムへの支援事例の登録を開始した。登録された支援事例は、次期更新に向け、本部で集計し、中核施設をはじめとする各施設へのフィードバックを行った。 <p>エ アンケートの実施</p> <p>治療と仕事の両立支援対象者のうち、支援が終了した者に対してアンケートを実施した結果、令和2年度のアンケート回答者の90.6%から有用であった旨の評価を得た。</p> <p>なお、アンケートに記載された両立支援対象者の意見について分析し、今後のより良い両立支援に資する医療提供のあり方を検討するため、両立支援センターへフィードバックした。</p>	<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん、糖尿病、脳卒中（リハ）、メンタルヘルスの4疾病に限定せず対象疾病の拡大を図りながら、両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で患者数が減少する状況において、1,104件の職場復帰や治療と仕事の両立支援を実施し、事例収集を行った。 ・令和元年度に更新した「両立支援コーディネーターマニュアル」については、厚生労働省、都道府県労働局、労災病院、産保センター等関係機関に配布するとともに機構ホームページで公開した。また、両立支援コーディネーター基礎研修のテキストとして活用した。 ・主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制構築を推進するた 	
--	---	---	---	---	---	--

<p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。</p>	<p>図る。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。</p> <p>この実施に当たり、上記(1)の取組の成果も踏まえ、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行う。また、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推</p>	<p>図る。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。</p> <p>また、産業保健総合支援センターと労災病院に併設の治療就労両立支援センター等が連携し、企業との連絡調整等に対する支援を行うとともに、地域の医療機関との連携・協力関係を構築し、医療機関における企業と連携した両立支援の取組の推進に当た</p>	<p>図る。</p> <p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産業保健総合支援センターにおいて、①企業等に対する正しい知識及び理解の普及、②企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、並びに③労働者と企業との間の個別調整支援を円滑かつ適切に実施すること。</p> <p>また、治療就労両立支援センター等と連携し、両立支援の取組の推進を図り、両立支援促進員等による支援体制の充実を図っているか。</p>	<p>(2) 治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援</p> <p>産保センターにおいて、事業者向けの両立支援啓発セミナーを実施するとともに、企業や産業保健スタッフ等からの相談対応、労働者と企業との間の個別調整支援を適切に実施した。</p> <p>【産保センターにおける治療と仕事の両立支援に係る実績】(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="1151 632 2071 814"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発セミナー</td> <td>247</td> <td>134</td> </tr> <tr> <td>専門的相談</td> <td>6,688</td> <td>6,664</td> </tr> <tr> <td>個別調整支援</td> <td>437</td> <td>535</td> </tr> </tbody> </table> <p>専門的相談については、労災病院に両立支援相談窓口、労災病院以外の医療機関(がん診療連携拠点病院等)に両立支援(出張)相談窓口をそれぞれ設置し、対応している</p> <p>両立支援相談窓口については、産保センター(47か所)、両立支援センター(9か所)、労災病院(29か所)が連携する形で設置し、がん等の患者(労働者)だけでなく、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応(相談件数3,693件)した。</p> <p>両立支援(出張)相談窓口については、がん診療連携拠点病院等を中心に設置(令和2年度231医療機関。対前年度44医療機関増)し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部相談窓口を閉鎖せざるをえなかったなか、前年を上回る件数の相談に対応(相談件数2,971件。対前年度17件増)しており、世間からのニーズが非常に高いことがうかがえる。</p> <p>また、治療と仕事の両立支援に携わる産業保健専門職、両立支援促進員等による支援体制の充実に向け、両立支援促進員の増員を図る(令和2年度375人。対前年度39人増)とともに各産保センターで両立支援促進員会議を開催することで両立支援促進員の質的向上に努めた。</p> <p>なお、経営層の意識変化、社内制度整備の障害への対応については、以下のとおりである。</p> <p>・産業保健職の配置が難しい中小企業等のため、がん診療連携拠点病院を中心に積極的な協力要請を行い、両立支援相談出張窓口を増やしたほか、両立支援の導入を希望する企業を訪問し、啓発教育を実施した結果、産保センターの両立支援促進員等が、患者や事業場からの申し出に応じ、医療機関とも連携しながら個別の患者にかかる就業上の措置等について事業場に助言・アドバイスを行うことにより治療と仕事の両立に向けた調整支援を行う「個別調整支援」件数は前年度から大幅に増加(令和元年度437件→令和2年度535件)した。</p>		令和元年度	令和2年度	啓発セミナー	247	134	専門的相談	6,688	6,664	個別調整支援	437	535	<p>め、3,402人の両立支援コーディネーターを養成したことに加え、産保センターと労災病院に併設の両立支援センター等が連携し企業との連絡調整等に対する支援を着実に実施し、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題に対応したことにより、国の政策に大きく寄与した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>
	令和元年度	令和2年度															
啓発セミナー	247	134															
専門的相談	6,688	6,664															
個別調整支援	437	535															

<p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>治療と仕事の両立を推進するにあたり、両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が</p>	<p>進を図る。</p> <p>この取組の推進のため、産業保健総合支援センターにおける両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>治療と仕事の両立を推進するにあたり、働き方改革実行計画において、主治医、会社・産業医と、患者に寄り添う両立支援コーディネーターによるトライアングル型のサポート体制を構築しており、特に両立支援コーディネーターには、医療や心理学、労働関係法令や労務管理に関する知識等を身に</p>	<p>り、両立支援促進員等による支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修をニーズ等を踏まえ実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者</p>	<p>・全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修をニーズ等を踏まえ実施するとともに、更なるコーディネートの能力向上を図るための応用研修を実施したか。</p>	<p>・「令和2年度産業保健活動総合支援事業アウトカム調査報告書」の産保センターの利用者に対するアンケート結果によると、事業場の治療と仕事の両立支援について、小規模事業場では、「以前より取り組みを充実させた」が7.8%(令和元年度6.7%)、「取り組んでいる」が45.2%(令和元年度41.3%)となっており、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても小規模事業場でも着実に取り組まれていることがうかがえる。</p> <p>さらに、産保センターの広報活動について、調査時に同封した冊子「サラリーマン金太郎治療と仕事の両立支援篇」閲覧後の感想としては好意的なものが多く、特に、「両立支援制度の有用性を理解し、取り組みの必要性を感じた」、「両立支援という言葉を知ることができた」という感想が多くなっていることから、課題の提示、啓発という点で効果を発揮したといえる。</p> <p>・また、両立支援コーディネーターの社内配置と活用、両立支援制度の導入と労働者への適用を申請要件とする「治療と仕事の両立支援助成金(環境整備コース)・(制度活用コース)」(令和元年度開始)について、支給件数は令和元年度24件から令和2年度190件に増加した。さらに「治療と就労の両立支援助成金」の利用を促進するため、申請に係る手続き等を改善するとともに、環境整備計画及び制度活用計画を申請要件から外すことで手続きの簡素化を図り、関係規程等の改正を行うこととした(令和3年度改正予定)。</p> <p>(3) 治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成</p> <p>・働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立支援コーディネーター養成のための基礎研修を実施した。令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、当初計画していた集合形式での研修を、短期間で早急にオンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子(WEB)会議システムを活用した形式に変更し、9月から研修を開始した。「働き方改革実行計画」における2020年度までに両立支援コーディネーター2,000人養成目標については、2年前倒しで平成30年度に達成しているが、応募者が定数を超過したことから、追加開催を2回行い、合計7回開催し、3,402人(前年度比1,589人増、1.88倍)に修了証書を交付した(うち95.6%は当機構以外の方)。基礎研修について、電子(WEB)会議システムを活用した形式に変更し、一度に500人規模の研修を行うことが可能となったことにより、前年度の約2倍の両立支援コーディネーターを養成することができた。受講者は医療機関関係者、企業関係者等様々な職種に対して幅広く、全都道府県規模で両立支援コーディネーターを養成し、トライアングル型のサポート体制の構築を推進につなげた。</p> <p>・働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)における2020年度(令和2年度)までに両立支援コーディネーター2,000人養成という目標については、2年前倒しして平成30年度にすでに達成しているが、令和2年度においては、新たに養成した3,402人と合わせて累計7,531人を養成し、政府方針に大きく貢献した。</p> <p>・受講者へアンケートを行った結果、理解度(研修内容が理解できたか)は96.2%(対前年度比15.2ポイント増)、有用度(研修内容が今後の業務に役にたつか)は95.6%(対前年度比16.1ポイント増)であった。受講者が自宅や勤務先で受講することが可能となったこと、</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>可能となることを目指すため、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、更なるコーディネーターの能力向上を図るための応用研修を実施すること。</p> <p>また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討すること。</p>	<p>付け、患者、主治医、会社等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待され、こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すこととされていることから、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、事例の共有化を図り、更なるコーディネーターの能力向上を図るための応用研修を実施する。</p> <p>また、研修の受講修了者が、どのような実践を行っているか等について広範囲に追跡し、両立支援コーディネーター養成制度の在り方について検討する。</p> <p>事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生</p>	<p>アンケートを実施する。</p> <p>また、両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行う。</p> <p>事業者、産業医等の産業保健関係者に対する「事業場における治療と職業生</p>	<p>・研修修了者が、どのような実践を行っているか等についての調査を行っているか。</p> <p>・事業者、産業医等の産業保健関係者に対する研修を着実に実施しているか。</p>	<p>全ての講義をライブ配信で行うのではなく一部をオンデマンド配信としたことにより、受講者が自らのペースで繰り返し視聴することが可能となったこと等が、理解度及び有用度の向上につながった。基礎研修のアンケート結果については、研修の質を担保するため研修講師に情報提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、令和2年度実績を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の動向にかかわらず、今後も引き続き電子（WEB）会議システムを活用した研修を継続して実施する。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、全国23か所の産保センターにおいて、大人数での実施を制限されたなか、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を、電子（WEB）会議システムを活用し可能な限り開催した（全29回）。コーディネーターのスキルアップのみならず、円滑な支援を行うために必要な各地域でのコーディネーターのネットワーク構築にもつながった。 <p>全国各地の研修修了者の受講後の活動状況等について両立支援コーディネーター養成制度の在り方の検討材料とするため、令和2年9月に令和元年度に開催した全29回の研修修了者（1,813人）にアンケート調査を行い、849人から回答が得られた。その結果、研修修了者の勤務先は医療機関、企業等に幅広く所属していることが分かった。また、60%以上が両立支援業務に関与しており、具体的な業務内容は相談業務が最も大きな割合を占めているという結果が得られた。</p> <p>両立支援コーディネーター基礎研修のみならず、事業者、産業医等の産業保健関係者を対象とした産保センターの研修にて「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」を用い、研修を実施した。</p>		
---	--	---	--	--	--	--

<p>【重要度：高】 政府が推進する働き方改革実行計画の実現に当たっては、会社の意識改革と受入れ体制の整備並びに主治医、会社、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングルのサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向上を実現することが必要であ</p>	<p>活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。 これらの取組により、会社の意識改革と受入れ体制の整備を促すとともに、主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングルのサポート体制の構築を推進する。</p>	<p>活の両立支援のためのガイドライン」や「企業・医療機関連携マニュアル」に係る研修を着実に実施する。</p>				
--	---	---	--	--	--	--

<p>るため。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>治療と仕事の両立を推進するため、経営責任者、管理職等の意識改革や両立を可能とする社内制度の整備を促すことに加え、トライアングル型のサポート体制を構築するため、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強化していく必要があるところ、中小企業での両立支援の困難性、企業と医療従事者との情報共有不足等の課題が存在するため難易度が高い。</p>						
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-7	専門センター事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 労働者災害補償保険法第29条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-04

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 平均値 等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職場・自宅復帰率（医リハ） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。	—	80.0%	80.0%					予算額（千円）	10,417,387	9,519,246		
職場・自宅復帰率（医リハ） （実績値）	—	91.7% （H26-29 実績平均）	91.6%	90.7%					決算額（千円）	10,333,170	9,729,977		
達成度	—	—	114.5%	113.4%					経常費用（千円）	8,882,631	8,601,733		
職場・自宅復帰率（せき損） （計画値）	医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。	—	80.0%	80.0%					経常利益（千円）	△221,391	38,230		
職場・自宅復帰率（せき損） （実績値）	—	82.0% （H26-29 実績平均）	88.5%	83.4%					行政コスト（千円）	13,630,692	9,436,209		
達成度	—	—	110.6%	104.3%					従事人員数（人）	467	461		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	<p><主な定量的指標></p> <p>・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいては、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保する。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターにおいて、医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保しているか。</p> <p>治療開始から職場復帰までの事例収集・分析、継</p>	<p>7 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等</p> <p>医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合をそれぞれ80%以上確保した。</p> <p>医療リハビリテーションセンター：90.7%</p> <p>総合せき損センター：83.4%</p> <p>両センターでの治療・リハビリテーションを通じた事例収集を行うとともに、自立支援機器等の新たな医療技術等の開発に係る研究を実施した。</p> <p>医師や看護師、リハビリテーション技師による各種学会等での発表を行い、研究成果の普及を図</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <p>・重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等においては、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターのいずれについても、主治医に加え、関連する診療科の医師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカーなどが相互に連携し、治療方法の検討、治療結果の評価を行うことで、より一層治療効果を高めるとともに、治療から職場・自宅復帰までの一貫したケアを実施する等により高度・専門的な医療を提供している。令和2事業年度の医学的に職場・自宅復帰が可能である退院患者の割合は90.7%（目標80%）と目標を達成した。</p> <p>また、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携により一層治療効果が高まったこと、頸椎損傷患者や高齢な患者が増えるなか、職場・自宅復帰までの一貫したケアを提供したことにより、目標値である医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保することができた。</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p><評定に至った理由></p> <p>重度被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者等の全身管理が必要な患者を全国から広く受け入れ、主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携し、治療方法の検討、治療結果の評価を行うことで、より一層治療効果を高めるとともに、治療から職場・自宅復帰までの一貫したケアを実施する等により高度・専門的な医療を提供している。令和2事業年度の医学的に職場・自宅復帰が可能である退院患者の割合は90.7%（目標80%）と目標を達成した。</p> <p>また、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、同職業リハビリテーションの入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施し、他方、医療リハビリテーションの入院患者の職場復帰に向けた技術向上・職場転換訓練などの連携強化に取り組んでいる。</p> <p>総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・外傷性脊髄患者をヘリコプターで受け入れた。また、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ、受傷直後の早期治療</p>	

<p>場復帰につながった事例を収集及び分析の上、入院時から職場復帰を見据えた継続的な支援方法等に関する研究を推進し、その成果の普及を図ること。</p> <p>さらに、職場復帰に必要なリハビリテーション技術及び自立支援機器等の新たな医療技術等の開発及び普及を推進すること。</p> <p>【目標設定等の考え方】</p> <p>平成26年度から平成29年度までの実績の平均値91.7%（医療リハビリテーションセンター）、82.0%（総合せき損センター）等を踏まえ、80%以上とした。</p>	<p>集・分析、継続的な支援方法等に関する研究の推進と成果の普及に取り組む。</p> <p>【※：医師が医学的に職場又は自宅復帰可能と判断し、患者の希望により、円滑な復帰のため居住地近くの病院へ転院した患者を含む】</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対</p>	<p>集・分析、継続的な支援方法等に関する研究を行う。</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営</p> <p>医療リハビリテーションセンターにおいては、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対</p>	<p>継続的な支援方法等に関する研究を行うための検討を行っているか。</p> <p>・医療リハビリテーションセンターにおいて、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係</p>	<p>った。</p> <p>(1) 医療リハビリテーションセンターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。 ・退院後のQOL向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のためのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への介護指導などを行った。 ・頸椎損傷患者及び高齢な患者が増えるなか、全国から広く患者を受け入れるとともに、職 	<p>・医用工学研究など難易度の高い項目への取り組みも継続的に実施した。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	<p>から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供している。これらの取組により、令和2事業年度の医学的に職場・自宅復帰が可能である退院患者の割合は83.4%（目標80%）と目標を達成している。</p> <p>両センターにおいては、医用工学研究等の難易度が高い取組も継続的に実施しており、蓄積されたノウハウや開発機器等の普及・開発に努め、令和元年度に商品化した車いすからベッド移乗時用の「スライディングボード」を普及し、3Dプリントを活用した自助具（食事用、書字用、ひげそり用等11件）の開発を行い、院内患者に提供した。また、障害のある方や介護の必要な方が利用できる遠隔通報サービス「スイッチテレコール」のテスト品を開発するなど、対象患者の職業・社会復帰後の生活の質の向上に取り組んでいる。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を達成していると評価でき、評価はBが妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
---	---	---	--	---	--	--

し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及並びに職業リハビリテーションを含めた関係機関との連携強化に取り組む。

（2）総合せき損センターの運

し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、高度・専門的医療を提供するとともに、職業リハビリテーションセンターをはじめ関係機関との連携強化を図る。
また、患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、患者退院後の日常生活に係る指導・相談、三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システム、自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組む。

（2）総合せき損センターの運

機関との連携強化を図っているか。
・患者の状況に応じた他の医療機関への紹介、自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んでいるか。

- 場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ（県外からの患者受入：リハ入院患者全体の51.0%）。
- ・ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。
- ・ なお、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセンターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化に取り組んだ。
- ・ 患者の職場訪問等、職場との連携や地域障害者センターの面談、職業評価への動向など関係機関等との連携強化を図った。

職業リハビリテーションセンターとの連携状況

区分	令和元年度	令和2年度
運営協議会	1回	1回
職業評価会議	12回	12回
OA講習	7回	8回

以上の取り組みの結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が90.7%となり、目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

令和元年度	令和2年度
91.6%	90.7%

- ・ 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対する自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質（QOL）の向上に取り組んだ。
- ・ 三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図を基に自宅の改造案を3DCG化し、そのなかで日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後の生活イメージを高め、自宅改造前に問題点に気づくための支援を行った（支援実績5件）。
- ・ 令和元年7月に、手指に麻痺のある患者向けの「間欠式バルーンカテーテル用自助具」を商品化し、広報活動を行った（商品名「バルるん」、令和2年度販売実績17件）。また、脊髄損傷者の浴室内移動補助機器の商品化に向けて活動を行った。
- ・ 間欠式バルーンカテーテル用自助具を始めとする自立支援機器等について、「国際福祉機器展2020 WEB」（新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりWEB開催、13か国1地域から355社の企業・団体が参加し、開催期間中に80万超のアクセスを得た。）などに出展し、広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。

（2）総合せき損センターの運営

営
総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫してチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上を図る観点から、自立支援機器の研究開発の実施及び普及やせき損患者に関する高度・専門的な知見に係る情報発信に取り組む。

営
総合せき損センターにおいては、外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師、MSWなどが連携し、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努める。
また、総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法などに関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練などの事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努めるなど、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行うとともに自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(Q

・総合せき損センターにおいて、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供に努めているか。
・総合せき損センターにおいて実践している高度・専門的医療の手法などに関する研修会を開催するとともに、診断・評価、看護訓練などの事例を紹介した冊子を配布して情報提供に努めるなど、せき損医療に従事する医療スタッフや患者等に対する支援を行うとともに自立支援機器などの研究開発及び成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上に取り組んでいるか。

- ・ 主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。
- ・ 総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた(実績:17件)。
また、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、脊髄損傷患者などをヘリコプターで受け入れ(実績:28件)、受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供した。

ヘリコプターによる緊急受入数(単位:件)

区分	令和元年度	令和2年度
緊急受入数	43	45

脊髄損傷の新規入院患者数(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度
脊髄損傷の新規入院患者数	131	145

以上の取り組みの結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が83.4%となり、目標を達成した。

医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

令和元年度	令和2年度
88.5%	83.4%

- ・ 脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」(医師対象)と脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信するための「せき損看護セミナー」(看護師対象)を開催した。
- ・ せき損看護セミナーにおいて、事例紹介の冊子を作成し、配布した。
- ・ 医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、脊髄損傷者に対する日常生活の支援活動として、生活機器や住宅改修相談(現地調査を含む。)などの相談・支援活動を行った。
- ・ 令和元年度に商品化した車椅子側方移乗補助装置「スライディングボード」の普及活動を行った。
- ・ 3Dプリントを活用した自助具(食事用、書字用、ひげそり用等11件)の開発を行い、院内患者に提供した。
- ・ スライディングボードを始めとする自立支援機器等について、「国際福祉機器展2020 WEB」(令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によりWEB開催、13か国1地域から355社の企業・団体が参加し、開催期間中に80万超のアクセスを得た。)などに出展し、広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。

			<p>OL) の向上に取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある方や介護の必要な方が利用できる遠隔通報サービスとして、スイッチが作動すれば SNS メッセージ、SMS、メール、電話にメッセージを送信できるスイッチテレコールのテスト品を提供した。 これらの支援、研究開発、成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質 (QOL) の向上に取り組んだ。 	
--	--	--	----------------------	---	--

4. その他参考情報				
特になし				

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-8	未払賃金立替払事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	賃金の支払の確保等に関する法律第7条 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第6号 労働者災害補償保険法第29条第1項第3号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-05

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
請求書の受付日から支払日までの期間（計画値）	不備事案を除き、請求書の受付日から支払日までの期間を、平均20日以内を維持	—	20.0日	20.0日						予算額（千円）	8,400,559	9,295,879		
請求書の受付日から支払日までの期間（実績値）	—	17.0日 （H26-29 実績平均）	16.5日	14.4日						決算額（千円）	8,716,747	8,508,406		
達成度	—	—	117.5%	128.0%						経常費用（千円）	6,635,588	6,193,512		
										経常利益（千円）	538	6,935		
										行政コスト（千円）	6,635,588	6,193,512		
										従事人員数（人）	5	6		

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価												
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価						
				業務実績	自己評価	評価	理由					
<p>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>審査を適正に行うとともに、効率化を図ること等により、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持し、代位取得した賃金債権について適切な債権管理及び求償を行い、破産財団からの配当等について確実な回収を行うこと。</p> <p>【目標設定等の</p>	<p>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>未払賃金立替払制度は、企業倒産における労働者のセーフティネットとして重要な役割を果たしていることから、迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求件数の約7割の証明を行っている破産管財人等への研修会の実施、裁判所への協力要請を行うとともに、</p>	<p>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>迅速かつ適正な立替払を実施するため、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均20日以内を維持するとともに、次の措置を講ずる。</p> <p>① 原則週1回の立替払を堅持する。</p> <p>② 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会と</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>・請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持する。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・迅速かつ適正な立替払を実施しているか。</p> <p>・原則週1回の立替払を堅持しているか。</p> <p>・日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との</p>	<p>II 労働者の福祉に係る業務として取り組むべき事項</p> <p>1 未払賃金の立替払業務の着実な実施</p> <p>(1) 迅速かつ適正な立替払の実施及び立替払金の求償</p> <p>ア 迅速かつ適正な立替払の実施</p> <p>未払賃金立替払制度は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者とその家族の生活の安定を図るセーフティネットとしての役割を有していることから、最大限迅速かつ適正な支払に努めた。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により倒産等が増加した時期（令和2年4～7月分支払件数：対前年比157.3%）もあるなか、日本弁護士連合会に新型コロナウイルス感染症の影響による倒産等退職労働者の迅速な救済を要請するとともに、定期的な勉強会（年10回）による職員間の情報共有と審査能力の向上や人員の増強による相談・審査体制の強化を行った。</p> <p>この結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は14.4日であり、「平均20日以内」の目標を上回る迅速な支払となった。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払日数</td> <td>16.5日</td> <td>14.4日</td> </tr> </tbody> </table> <p>① 原則週1回の立替払（年間50回）を堅持した。</p> <p>② 当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」との未払賃金立替払制度に関する定期協議（令和2年11月開催）にて、制度の現況や問題となっている事項等について協議を行い、本制度への一層の理解を促した。併せて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下で開催方法について検討を行い、各弁護士会との研修会の少人数また</p>	区分	令和元年度	令和2年度	支払日数	16.5日	14.4日	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>定量的指標の対年度計画値120%以上を達成したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下においても、審査体制の強化や司法関係者への周知等を着実にを行い、迅速かつ適正な立替払の実施に努め、以下のとおり、所期の目標を上回る成果をあげている。</p> <p>・最大限迅速かつ適正な立替払の支払及び確実な求償に努めた。</p> <p>①令和2年度においては、適正かつ効率的な運営を行った結果、不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間は14.4日となり、目標を上回る迅速な支払となった。</p> <p>具体的には、</p>	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由></p> <p>未払賃金立替払について、立替払請求書の受付日から支払日までの期間は平均14.4日であり、目標値である20日を上回る実績（達成度：128.0%）となった。</p> <p>また、迅速化のために原則週1回の立替払を堅持するとともに、円滑な運営への協力を得るため、各弁護士会との研修会（1回）及び各地方裁判所への協力要請・意見交換（全国2地裁）を実施している。なお、令和2年事業度は新型コロナウイルスの感染拡大により集合開催が困難になったため、電子（WEB）会議システムを用いて開催した。</p> <p>令和2年度は大型請求事案の手続きの迅速化や審査業務の効率化を図るべく、20件の大型請求事案について事前調整を行った。</p> <p>求償業務については、対象となった事業所（2,044事業所）に求償通知を送付するとともに、事実上の倒産事案において立替払通知が宛所不明で未送達となったものについては、事業所を管轄する労働基準監督署に協力を要請し、事業主の所在の把握に努めた。</p> <p>情報公開の充実に関しては、年度ごとの立替払額やその回収金額の状況は機構のホームページにおいて公開し、厚生労働省のホームページにおいて公開されている未払賃金立替払事業の実施状況にも</p>
区分	令和元年度	令和2年度										
支払日数	16.5日	14.4日										

<p>【考え方】 前中期目標期間の実績（17.0日）をもとに、立替払請求者の迅速かつ適正な救済を図るため、第3期中期目標期間の目標値である「25日以内」から5日の短縮となる「20日以内」を第4期中期目標期間の目標として設定した。</p>	<p>請求者向けリーフレットの改訂等情報提供の強化を図り、原則週1回払いを堅持して、請求書の受付日から支払日までの期間について、不備事案を除き、平均で20日以内を維持する。</p>	<p>の定期協議を実施し、各弁護士会との研修会の開催協力依頼や制度の概況等の説明を行う。 各弁護士会との研修会の実施や各地方裁判所の破産再生専門部（係）の訪問により、制度への協力要請を行う。</p> <p>③ 破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、未払賃金の証明等の業務において留意すべき事項や研修の内容について広く助言を得ることによって、不正受給の防止、審査の迅速化を推進する。</p> <p>④ 大型請求事案に対し、積極的に破産管財人等との打合せや事前調整を行い、効率的な審査を実施する。</p> <p>⑤ 請求者向けリーフレットの改訂等情報提供</p>	<p>連携による各弁護士会との研修会の実施や各地方裁判所の破産再生専門部（係）の訪問により、制度への協力要請を行っているか。</p> <p>・不正受給の防止、審査の迅速化推進のため、立替払制度に造詣と理解が深い弁護士から研修の内容について助言を得ているか。</p> <p>・大型請求事案に対し、効率的な審査を実施しているか。</p> <p>・情報提供の強化を図っているか。</p>	<p>は電子（WEB）会議システムを活用した開催協力依頼を行った。当制度の運営に協力が欠かれない司法関係者の多くは必ずしも制度を十分に理解しているとは言えないため、制度の概要や未払賃金額等の証明時の留意点等を周知するために各弁護士会等との未払賃金立替払制度に関する研修会（平成22年度より開催）を実施しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により集合開催が困難になったため、全国倒産処理弁護士ネットワークが開催する全国規模の電子（WEB）会議システムを活用した研修会を1回実施した（令和2年10月22日実施）。（出席者：弁護士218人。22年度からの出席者累計：計112回、弁護士等8,028人）</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下にあったが、各地方裁判所（2地裁）に赴き、当制度の運営状況及び最近の問題点について説明を行うとともに、未払賃金立替払制度の円滑な運営への協力依頼を行った。</p> <p>（参加者：2地裁、裁判官3人含む計9人。22年度の訪問開始からの参加者累計：最高裁2度、裁判官2人含む計5人、99地裁、裁判官200人含む計767人）</p> <p>③ 不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を令和2年11月に開催した。破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度にも造詣と理解が深い弁護士と連携を図り、日頃審査を行う上で苦慮している疑問点、破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項や未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意見交換を行った。</p> <p>④ 大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、大型請求事案20件について、未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図られた。 愛知県のA社：請求者127人について平均8.8日で支払 等</p> <p>⑤ 外国人労働者向けパンフレットの対応言語を増やした（2か国語→13か国語）。また、請求者の記載誤り・添付書類漏れ等を防ぐための「請求書記載例」をホームページに掲載するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により電子（WEB）会議システムを活用</p>	<p>週1回の立替払を堅持するとともに、日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会との協議で本制度への一層の理解を促し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響下ではあるが、電子（WEB）会議システムを活用した弁護士向け研修会の開催や地方裁判所への訪問等で司法関係者への周知を行った。なお、電子（WEB）会議システムを活用した弁護士向け研修会の内容等については、破産管財業務に精通した弁護士等と未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会にて意見交換して見直しを図っている。</p> <p>さらに、大型請求事案について事前調整することで手続の迅速化を推進し、請求者向けの情報提供の強化も</p>	<p>リンクさせている。</p> <p>以上のことから、所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評価はAが妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> （有識者からの意見） ・毎年回収ができない金額が計上されているので、この回収をどうするかを今後の指標として挙げて、改善していくことが重要。【土井先生】 <その他事項> 特になし。</p>
--	--	---	--	--	--	---

	<p>イ 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。</p>	<p>イ 立替払金の求償</p> <p>立替払の実施に際し、立替払後の求償について事業主等に対して周知徹底を図るとともに、破産事案における確実な債権の保全、再建型倒産事案における弁済の履行督促及び事実上の倒産事案における適時適切な求償を行うことにより、弁済可能なものについて確実な回収を図る。</p>	<p>の強化を図る。</p> <p>・立替払後の求償について事業主等に対する周知徹底や適時適切な求償を行い、弁済可能なものについて確実な回収を図っているか。</p>	<p>し、開催した弁護士等を対象とした研修会においても周知した。</p> <p>イ 立替払金の求償</p> <p>破産事案において立替払時に既に破産廃止になっている場合や、事実上の倒産事案において事業主の所在が不明である場合を除き、立替払の実施に当たっては、関係する破産管財人又は事業主の全てに立替払通知を送付し、立替払後の求償について周知徹底を図った。</p> <p>事実上の倒産事案において立替払通知が宛所不明で未送達となったものについては、事業所を管轄する労働基準監督署に協力を要請し、事業主の所在の把握に努めた。</p> <p>求償通知送付状況（事業所数）（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産事案</td> <td>1,342</td> <td>1,065</td> </tr> <tr> <td>再建型倒産事案</td> <td>2</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>事実上の倒産事案</td> <td>951</td> <td>974</td> </tr> <tr> <td>その他（特別清算等）</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>全事案計</td> <td>2,295</td> <td>2,044</td> </tr> </tbody> </table> <p>立替払の実施に際し、以下のとおり求償権を適切に行使することにより、弁済可能な債権の確実な回収を図った。</p> <p>（参考：制度発足から令和2年度末までの累積回収率 25.6%）</p> <p>（ア）破産事案における求償権の行使</p> <p>破産事案においては、破産管財人に求償債権についての裁判所届出状況を確認し、破産債権が認められる場合に未届であれば債権届出書を、既に労働者名で届出済であれば名義変更届出書を提出し、裁判所の破産手続において確実に債権の保全を図った。</p> <p>債権届出（名義変更を含む。）状況（事業所数）（単位：件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>破産事案</td> <td>321</td> <td>319</td> </tr> </tbody> </table> <p>（イ）再建型倒産事案における求償権の行使</p> <p>再建型倒産事案においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による売上減少等業績悪化を理由とする弁済猶予願が、計画的に弁済があった事業場 37 社のうち 11 社から提出され、決算書を確認の上、履行期限の延長を承認した。それ以外の事業場 26 社については、事業主（再生債務者）から提出された弁済計画書を確認し確実な債権回収に努め、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、速やかに弁済の督促を行ったところ 10 社が完済した。</p>	区分	令和元年度	令和2年度	破産事案	1,342	1,065	再建型倒産事案	2	5	事実上の倒産事案	951	974	その他（特別清算等）	0	0	全事案計	2,295	2,044	区分	令和元年度	令和2年度	破産事案	321	319	<p>行った。</p> <p>②立替払によって、代位取得した賃金債権について、関係する破産管財人又は事業主の所在の判明している事業主の全てに立替払通知を送付することで、求償権を適切に行使した。事実上の倒産事案については、労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合は、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行い、確実な回収を図ったことから、制度発足から令和3年3月末までの累積回収率は 25.6% となった。</p> <p>・未払賃金立替払事業の立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及び当機構のホームページにおいて情報を公開し、支払件数等の速報値も随時ホームページで公表している。</p>	
区分	令和元年度	令和2年度																												
破産事案	1,342	1,065																												
再建型倒産事案	2	5																												
事実上の倒産事案	951	974																												
その他（特別清算等）	0	0																												
全事案計	2,295	2,044																												
区分	令和元年度	令和2年度																												
破産事案	321	319																												

(2) 情報開示の充実
年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

(2) 情報開示の充実
年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

(2) 情報開示の充実
年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を業務実績報告書等において明らかにすること。

・年度ごとの立替払額やその回収金額の情報を公開しているか。

【重要度：高】
この事業は、

弁済督促等状況（延べ回数）（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度
督促事業所数	196	81
弁済事業所数	327	228

(ウ) 事実上の倒産事案における求償権の行使

事実上の倒産事案においては、立替払後に事業主から弁済計画書を徴し、確実な債権回収に努めているが、弁済計画書が提出されない場合又は当該弁済計画が履行されない場合は、定期的に督促を行った。

弁済督促等状況（延べ回数）（単位：回）

区分	令和元年度	令和2年度
督促事業所数	2,545	2,285
弁済事業所数	911	882

新型コロナウイルス感染症拡大の影響下、労働基準監督署が事業場の事実上の倒産を認定した時点で売掛金債権等が残っている事業場が減少しているなかで、立替払した認定事業場で債権等が判明している場合は、当該労働基準監督署及び第三債務者に照会し、回収可能な債権であると認められた場合には、管轄する地方裁判所に差押命令申立を行った。

また、債権差押命令申立後に債務者の不明・死亡等が判明した事案について、住民票の取得や特別代理人の申し立て等時間を要しながらも法的手続を行い、債権の保全に努めた。

差押命令申立状況（延べ第三債務者数）（単位：件）

区分	令和元年度	令和2年度
申立事業所数	57	15
回収事業所数	21	2

(2) 情報開示の充実

年度ごとの立替払額や回収金額は、業務実績等報告書及びホームページにおいて情報を公開している。また、厚生労働省のホームページにおいても未払賃金立替払事業の実施状況を公開しており、当機構ホームページにもリンクさせている。

なお、支払件数等の速報値もホームページで随時公表している。

立替払状況

区 分	令和元年度	令和2年度
企業数	1,991件	1,791件
支給者数	23,992人	23,684人
立替払額	8,638百万円	8,411百万円
回収金額	1,806百万円	2,405百万円

労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-9	納骨堂の運営事業		
業務に関連する政策・施策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第7、8号 労働者災害補償保険法第29条第1項第2号
当該項目の重要度、難易度	【重要度：高】 霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-06

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標	達成目標	基準値（前中期目標期間 平均値等）	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
来堂者、遺族等の満足度（計画値）	慰霊の場としてふさわしいとの評価（非常に満足・満足の割合）を90%以上得る	—	90.0%	90.0%					予算額（千円）	234,522	274,038		
来堂者、遺族等の満足度（実績値）	—	94.8% (H26-H29 実績平均)	97.7%	100.0%					決算額（千円）	94,970	375,430		
達成度	—	—	108.6%	111.1%					経常費用（千円）	78,722	75,744		
									経常利益（千円）	△1,444	428		
									行政コスト（千円）	123,987	119,135		
									従事人員数（人）	1	1		

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
2 納骨堂の運営業務	2 納骨堂の運営業務	2 納骨堂の運営業務	<p><主な定量的指標></p> <p>・産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行い、来堂者、遺族等から、慰霊の場としてふさわしいとの評価を毎年90%以上得る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・産業殉職者合祀慰霊式を開催し、新たな産業殉職者の御霊を奉安するとともに、慰霊の場にふさわしい環境整備を行っているか。</p>	<p>2 納骨堂の運営業務</p> <p>(1) 産業殉職者合祀慰霊式に係る取り組み</p> <p>令和2年10月28日に高尾みころも霊堂において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の基本方針として独自に定めた「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン」に基づき以下の取り組みを行い、49回目となる産業殉職者合祀慰霊式を開催し、産業殉職者の御遺族、政財界、労働団体等代表等70人の参列の下、新たに2,541人の産業殉職者の御霊(みたま)を奉安するとともに、安全な職場環境の実現と労働災害の根絶に向けて努力することを御霊の前で誓った。</p> <p>新型コロナウイルス感染症防止に資するため式典の規模を縮小、参列者人数を縮減し式典時間内に御遺族全員の献花を行ったこと、国歌は奏楽のみとしたことで、産業殉職者合祀慰霊式満足度調査の「非常に満足」、「満足」を合わせた全体的な評価において100%を達成した。また、「非常に満足であった」とする評価者の割合が65.6%となり、令和元年度に比べ16.2ポイント増となった。産業殉職者合祀慰霊式開催後には、参列できなかった御遺族のために式典の動画をホームページやTwitterで配信するとともに、式典の様子が伝わるよう写真を多用したパンフレットを作成し御遺族に送付した。</p> <p>また、次のとおりの新型コロナウイルス感染症の対策を講じ式典を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参列者間の距離の確保 ・参列者全員のマスクの着用(マスク・手指消毒ボトルの配付) ・検温、手洗い・手指消毒の協力要請 ・参列者の高尾みころも霊堂到着時間を把握し、納骨堂参拝、送迎バス・タクシーに係る事前 	<p><評価と根拠></p> <p>評価：A</p> <p>御遺族に寄り添った産業殉職者合祀慰霊式を開催したことで、満足度調査の全体的な評価において100%を達成し、「非常に満足であった」とする評価者の割合が65.6%となり、令和元年度に比べ16.2ポイント増となるなど以下のとおり、所期の目標を上回る成果をあげている。</p> <p>・産業殉職者合祀慰霊式における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策</p> <p>①式典の規模を縮小、参列者人数を縮減し式典時間内に御遺族全員の献花を行った。</p> <p>②国歌は奏楽のみとした。</p> <p>・産業殉職者合祀慰霊式参列者の負担への配慮</p> <p>①産業殉職者合祀</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>納骨堂(高尾みころも霊堂)の運営事業の適正かつ効率的な運営を図るため、令和2事業年度は満足度調査に基づく参拝者からの要望等について検討会を4回開催し、接遇、環境整備等の業務改善を図っている。</p> <p>また、令和元年から行っている霊堂施設の開館状況等について、令和2事業年度も引き続きホームページやSNSで情報発信し、利用者の便宜を図っている。</p> <p>令和2年の産業殉職者合祀慰霊式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の基本方針として独自に定めた「新型コロナウイルス感染症禍における産業殉職者合祀慰霊式開催のためのガイドライン」に基づき、感染対策を徹底した上で、式典の規模を縮小、参列者人数を縮減し式典を開催した結果、慰霊式における満足度調査では100%(目標値90%)の遺族から慰霊の場にふさわしいとの高い評価を得ている</p> <p>当該事業の周知にあたっては、都道府県労働局、労働災害防止協会5団体等へのパンフレットの送付及びホームページへの掲載を行っている。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を達成していると評価でき、評価はBが妥当である。</p>	

			<p>予約制の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発熱時等参拝者休憩テントの設置 ・接触感染防止のため、テーブル・椅子等消毒巡回要員を配置 ・演台及び御遺族受付テーブルに飛沫感染防止アクリル板を設置 <p>産業殉職者合祀慰霊式の開催（10月28日）に当たっては、これまでの産業殉職者合祀慰霊式満足度調査結果等において11月中旬の開催では寒く、暖かい10月中旬の開催を要望する声を反映するとともに、寒さ対策としてブランケットの貸与、カイロの配付を行った。また、雨天対策としては、祭壇前雨天用テント、傘、合羽等を準備した。</p> <p>このほかにも、次のような取り組みをもって参列者に配慮している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行が困難な御遺族等の来場をサポートするため、近隣施設の協力を得て、歩行困難者用駐車場を特設 ・高尾駅と霊堂との間で送迎バスを運行（密を避けるため事前予約制） ・高尾みころも霊堂正面入り口から納骨堂までの間でタクシーを運行（密を避けるため事前予約制） ・敷地内に野外テントを設置し、参列者が式典前に昼食を取る場所を確保 ・仮設トイレの設置 <p>(2) 日々の来堂者に対する取り組み</p> <p>高尾みころも霊堂の施設運営に係る検討会を4回開催し、日々の来堂者からの要望を踏まえ接遇、環境整備等の改善に努めている。</p> <p>「高尾みころも霊堂外構その他改修工事」が令和3年3月に竣工し、慰霊式に参列された高齢者御遺族や車椅子を利用する御遺族、日々の参拝者から要望の多かった来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場となった。日々の来堂者や慰霊式に参列した御遺族から多数の希望があった納骨堂の漏水、外壁の剥離・汚れ等を解消するための「高尾みころも霊堂内外装その他改修工事」により休館中は納骨堂を立入禁止としたことから、入館できない日々の来堂者に配慮し、納骨堂11階に奉安している「霊位」、「永遠の灯」を管理事務所2階に移し、仮祭壇を設けることで、御遺族が休館中も参拝できるよう環境整備に努めた。</p> <p>また、日々の来堂者を接遇する霊堂職員に対して、高尾みころも霊堂の目的や歴史、御遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」を元にトレーニング（OJT）を行うとともに、検温・手洗いの協力要請及び手指消毒液、飛沫感染防止アクリル板の設置など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、来堂者が安全に参拝できるよう取り組んだ。</p> <p>(3) 御遺族等に対する満足度調査</p> <p>産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の来堂者に対して、満足度調査を実施しており、上記(1)及び(2)の取り組みの結果、高尾みころも霊堂が慰霊の場にふさわしい（総合的に満足）とする100%（対前年度比2.3ポイント増）の評価を得た。</p>	<p>慰霊式満足度調査結果等において11月中旬では寒く、暖かい10月中旬の開催を要望する声を反映した。</p> <p>②寒さ対策としてブランケットの貸与、カイロの配付を行った。</p> <p>③雨天対策としては、祭壇前雨天用テント、傘、合羽等を準備した。</p> <p>・日々の来堂者に対する取り組み</p> <p>①「高尾みころも霊堂外構その他改修工事」が令和3年3月に竣工し、要望の多かった来堂者が歩きやすいバリアフリー化の広場となった。</p> <p>②「高尾みころも霊堂内外装その他改修工事」により、休館中は納骨堂を立入禁止としたことから、納骨堂11階に奉安している「霊位」、「永遠の灯」を管理事務所2階に移し、仮祭壇を設けることで、</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>（有識者からの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画配信を理由にA評価とするのは理由が乏しい。【今村主査】 <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	--	--	--	---	---

<p>【目標設定等の考え方】 前中期目標期間の実績(94.8%)等をもとに、第4期中期目標期間の目標として設定した。</p> <p>【重要度：高】 霊堂を維持管理するとともに、慰霊式を行うことは、労働災害により尊い生命を失われた方々の慰霊と被災労働者の遺族の援護を図る上で重要であるため。</p>	<p>また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。</p>	<p>また、産業殉職者慰霊事業について、ホームページ及びパンフレットを活用し周知に努める。</p>	<p>・産業殉職者慰霊事業について、周知に努めているか。</p>	<p>慰霊の場としてふさわしいとする評価の割合</p> <table border="1" data-bbox="1110 184 1792 323"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「非常に満足」、「満足」</td> <td>97.7%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>「非常に満足」【再掲】</td> <td>53.0%</td> <td>69.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 産業殉職者慰霊事業の周知</p> <p>機構ホームページやTwitterを通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を発信することで産業殉職者慰霊事業の周知に努めた。</p> <p>また、高尾みころも霊堂を紹介するリーフレットについては、情報量を増やすとともに分かりやすいパンフレットへ内容を変更し、47都道府県の労働局及び326の労働基準監督署、47都道府県の産保センター、労働災害防止協会に合計9,570部を送付し、産業殉職者慰霊事業についての周知を要請するとともに、産業殉職された方の御遺族に2,922部送付した。</p>	区 分	令和元年度	令和2年度	「非常に満足」、「満足」	97.7%	100%	「非常に満足」【再掲】	53.0%	69.8%	<p>御遺族が休館中も参拝できるよう環境整備に努めた。</p> <p>③霊堂職員に対して、施設の目的や歴史、御遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング(OJT)を行った。</p> <p>④検温・手洗いの協力要請及び手指消毒液、飛沫感染防止アクリル板の設置など新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、来堂者が安全に参拝できるよう取り組んだ。</p> <p>・産業殉職者合祀慰霊式参列者及び日々の参拝者に対して実施した満足度調査にて、上記各取り組みの結果、高尾みころも霊堂が慰霊の場にふさわしい(総合的に満足)とする100%(対前年度比2.3ポイント増)の評価を得た。</p> <p>・機構ホームページ、Twitterを通じ</p>	
区 分	令和元年度	令和2年度													
「非常に満足」、「満足」	97.7%	100%													
「非常に満足」【再掲】	53.0%	69.8%													

						<p>て、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工事や開館状況等の情報を発信することで産業殉職者慰霊事業の周知に努めた。また、高尾みころも霊堂を紹介するリーフレットについては、情報量を増やすとともに分かりやすいパンフレットへ内容を変更し、47 都道府県の労働局及び326 の労働基準監督署、47 都道府県の産保センター、労働災害防止協会に合計 9,570 部を送付し、産業殉職者慰霊事業についての周知を要請するとともに、産業殉職された方の御遺族に 2,922 部送付した。</p> <p><課題と対応> -</p>
--	--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報

特になし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455、0473

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	達成目標	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費（百万円） （計画値）	中期目標期間終了時までに、 平成30年度予算に比して15% 節減	53 (3.0%)	51 (6.0%)				
上記削減率（%）	—	3.1%	6.3%				
達成度	—	102.6%	105.4%				
事業費（研究及び試験 事業、労働災害調査事 業、化学物質等の有害 性調査事業並びに専門 センター事業を除く。） （百万円）（計画値）	中期目標期間終了時までに、 平成30年度予算に比して5% 節減	233 (1.0%)	230 (2.0%)				
上記削減率（%）	—	1.001%	2.02%				
達成度	—	100.1%	101.2%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
第4 業務運営の効率化に関する事項	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p><主な定量的指標></p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費（研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。）の中期計画予算については、平成30年度</p>	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <p>・業務の合理化においては、①ICカード等の導入による適正な労働時間の把握に努めるとともに、電子（WEB）会議システムの利用促進や各種会議資料の電子化による会議準備の簡素化等の業務効率化を図り、長時間労働の抑制に努めた。②各種会議・研修等の場における指示等により年次有給休暇の取得率の向上に努めた。③医師事務作業補助者を積極的に活用し、医師の業務負担軽減を図った。④人事・給与制度の見直しについて、法人の業績を総合的に勘案し、勤労手当の削減措置を講じた。⑤全</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>法人全体として業務運営を効率的に行うため、新型コロナウイルス感染症への対応により業務負担が増加する中、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図っている。</p> <p>半日単位または時間単位の年次有給休暇制度の活用等、年次有給休暇取得率の向上に努めている。</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業において、調達等合理化計画に基づき、一般管理費については一般競争入札の推進等契約努力による消耗器材費・印刷製本費の減等による対平成30年度比6.3%（約4百万円の節減）を、事業費については電子（WEB）会議システムの推進による旅費の減等による対前年度比2.02%（約5百万円の節減）をそれぞれ達成している。</p> <p>人事・給与制度において、期末・勤労手当に係る管理職加算割合の削減措置、退職手当に係る支給水準の引き下げ、支給対象者や自己都合退職者に対する支給割合の見直しなどを行っている。</p> <p>毎年策定する調達等合理化計画において、一般競争入札等を原則として、競争性・公平性の確保を図るため、公告期間や履行期間、資格要件等の改善に努めた。</p> <p>また、機構、独立行政法人国立</p>	

<p>通則法第29条第2項第3号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 業務の合理化・効率化 機構における働き方改革の取組を推進するため、業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図ること。</p> <p>また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られ</p>	<p>1 業務の合理化・効率化 業務の効率化等に向けた取組を実施し、職員の長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等を図り、機構における働き方改革の取組を推進する。</p> <p>また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られ</p>	<p>1 業務の合理化・効率化 長時間労働の抑制に向けて、的確な労働時間の状況の把握に努め、年次有給休暇の取得促進を図るとともに、医師事務作業補助者の活用による医師の業務負担軽減等を進める。</p> <p>また、機構の給与水準について、国民の理解と納得が得られ</p>	<p>の予算と比べて5%に相当する節減額を見込んだものとする。</p> <p><その他の指標> ・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、前中期目標期間の実績（特殊要因を除く）の平均を超えないものとする。</p> <p><評価の視点> ・的確な労働時間の状況把握に努め、年次有給休暇の取得促進を図り、医師事務作業補助者の活用による医師の業務負担軽減等を進めているか。</p> <p>・給与水準について、国民の理解と納得が得られる適正な水準</p>	<p>1 業務の合理化・効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働時間については、新型コロナウイルス感染症への対応により例年に比べ感染対策を実施しながら診療を行うなど業務負担が増加しているなか、引き続き、全ての労災病院においてICカード等の導入による適正な労働時間の把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症へ対応するため、電子（WEB）会議システムを活用した会議の利用促進や各種会議資料の電子化による会議準備の簡素化等の業務効率化を図り、長時間労働の抑制に努めた。 年次有給休暇については、各種会議・研修等の場において、所属長による定期的な管理や職員への意識付けに係る指示等を行うとともに、半日単位または時間単位の年次有給休暇制度の活用等、年次有給休暇が取得しやすい職場環境の醸成を図り、引き続き取得率の向上に努めた。 医師の働き方改革については、平日時間内での患者説明の実施等による業務効率化の取り組みに加え、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積極的な活用等により、医師の業務負担軽減の推進を図った。 人事給与制度については、引き続き見直しを行っていく。 安衛研の研究・技能労務職員、バイオ職員の令和2年度の期末・勤勉手当については、職員の勤務成績を考慮した国家公務員の給与制度に準じ、適正な給与水準を維持した。 上記以外の職員の令和2年度の期末・勤勉手当については、国家公務員は4.45月分支給された 	<p>施設で電子（WEB）会議システムを活用した会議等の促進を図るとともに、電子決裁システムの運用により業務効率化を推進した。</p> <p>・機動的かつ効率的な業務運営においては、①「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減を実施した。②令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、協働研究をより適正かつ円滑に実施した。</p> <p>・業務運営の効率化に伴う経費節減等について、一般管理費、事業費の効率化においては、①一般管理費（退職手当を除く。）について、平成30年度の予算に比べ約3百万円節減（対30年度計画比△6.3%）した。②事業費について、平成30年度の予算に比べ約5百万円節減（対30年度計画比△</p>	<p>病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、日本赤十字社の4法人での共同購入を継続し、スケールメリットによる支出削減を図っている。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を達成していると評価でき、評定はBが妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
---	--	---	--	---	---	---

<p>る適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行うこと。</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図ること。</p>	<p>る適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。</p> <p>さらに、WEB会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の導入拡大を進めることにより、更なる業務の効率化を図る。</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。</p> <p>また、機構内の複数の施設が</p>	<p>る適正な水準となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、引き続き人事給与制度の見直しを行う。</p> <p>さらに、WEB会議の運用拡大を図るとともに、電子決裁の運用により、業務の効率化を図る。</p> <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立し、内部統制について更に充実・強化を図る。</p> <p>また、機構内の複数の施設が</p>	<p>となるよう、併せて、職員の評価方法について、客観性の高い評価の仕組みとなるよう、人事給与制度の見直しを行っているか。</p> <p>・WEB会議の運用拡大を図り、電子決裁の運用により、業務の効率化を図っているか。</p> <p>・経費節減の意識及び能力及び実績を反映した業務評価等を適切に行い、理事長の強い指導力の下で、事務内容、予算配分及び人員配置等を弾力的に対応できる機動的かつ効率的な業務運営体制を確立しているか。</p> <p>・協働研究の相乗効果を最大限</p>	<p>が、当機構においては当機構の事業実績等を勘案し3.51月とした。また、期末・勤勉手当に係る管理職加算割合については、25%の対象者を10%、12%の対象者を4%とそれぞれ削減措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職手当について、支給水準の引き下げ、支給対象者や自己都合退職者に対する支給割合の見直しを行った。 <p>・全施設で電子（WEB）会議システムを活用した会議を実施できるよう会議システムを整備しており、業務効率化及び新型コロナウイルス感染症感染防止対策として、積極的に電子（WEB）会議システムを活用した会議等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構本部において開始した電子決裁システムの運用により、決裁の迅速性を向上し、過去文書の検索性及び複写性を活かして業務効率化を推進している。 機構本部会議等においてペーパーレス会議システムを導入し、会議の資料準備にかかる業務の省力化及び紙使用量の削減による経費節減を図っている。 <p>2 機動的かつ効率的な業務運営</p> <p>毎年策定する「調達等合理化計画」に基づいた更なる競争性の確保及び仕様の見直し等による経費削減や省資源・省エネルギーの推進等に配慮し、経費節減の意識及び業績を反映した業務評価等を適切に行っている。</p> <p>また、予算配分及び診療機能に基づいた人員配置等については、理事長の下で決定し、機動的かつ効率的な業務運営を行った。</p> <p>安衛研と労災病院との協働（重点研究）にとどまらず、機構内の複数の施設（安衛研、労災病院、両立支援センター、産保センター、バイオ、アス研等）が協働し、さらなる相乗効果を発揮するた</p>	<p>2.02%)した。③専門センター事業の運営について、前中期目標期間の実績の平均 5.6%から 0.9 ポイント超過し 6.5%となった。④給与水準の検証・公表について、「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、ホームページに公表している。⑤調達等合理化計画を策定し、一般競争入札等を原則とした適切な調達手続の実現に取り組んだ。</p> <p>⑥一般競争入札等により行う契約において、競争性、公平性の確保を図るため、公告期間や履行期間、資格要件等の改善に努めた。⑦「調達等合理化計画」の目標を達成するために、契約監視委員会における指摘事項の周知徹底等により改善の取り組みを進めた。⑧共同購入等の促進については、当機構、国立病院機構及び JCHO 等の法人同士が連</p>
--	---	--	---	---	--

<p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間の最終年度において、平成30年度予算に比して、一般管理費については15%程度を、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事</p>	<p>有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図ることにより、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、中期目標期間終了時まで、一般管理費の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて15%に相当する節減額を、また、事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事</p>	<p>有する機能等を連携して行う協働研究の相乗効果を最大限発揮するため、引き続き効率的・効果的な業務運営に取り組む。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>ア 一般管理費、事業費の削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、新規業務追加部分、人件費及び公租公課等の所要計上を必要とする経費を除き、一般管理費及び事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに専門センター事業を除く。)について、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図</p>	<p>発揮するため、効率的・効果的な業務運営に取り組んでいるか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図っているか。</p>	<p>め、令和元年度に整備した「協働研究規程」に則り、「協働研究」を実施している。</p> <p>3 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>(1) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>ア 一般管理費、事業費の削減</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営の効率化を図るため、以下の取り組みを行った。</p> <p>① 一般管理費については、平成30年度予算55百万円に比して、一般競争入札の推進等契約努力による消耗器材費・印刷製本費の削減等の取り組みを行い、51百万円と約4百万円節減(対平成30年度比△6.3%)した。</p> <p>② 事業費(専門センター事業、研究及び試験事業、災害調査事業を除く。)については、「調達等合理化計画」に基づき削減を図り平成30年度予算235百万円に比して、電子(WEB)会議システム活用の推進による旅費の削減等の取り組みを行い、230百万円と約5百万円節減(対平成30年度比△2.02%)した。</p>	<p>携し継続実施することで、スケールメリットを活かした支出削減を図った。</p> <p><課題と対応></p> <p>—</p>	
--	--	---	---	--	---	--

<p>業並びに専門センター事業を除く。)については5%程度を、それぞれ削減すること。</p> <p>特に、一般管理費については、従前にもまして経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応すること。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営業務については、費用節減に努め、その費用に占める運営費交付金の割合は、前中期目標期間の実績(特殊要因を除く。)の平均を超えないものとする。</p>	<p>業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門センター事業を除く。)の中期計画予算については、平成30年度の予算と比べて5%に相当する節減額を見込んだものとする。</p> <p>特に、一般管理費については、従前にもまして経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に対応する。</p> <p>また、医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターの運営費交付金割合については、業務運営の徹底した効率化を図ること等により、前中期目標期間の実績(特殊要因を除く。)の平均を超えつつ、医療水準の向上を図る。</p>	<p>る。</p> <p>イ 専門センター事業の運営</p> <p>医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについては、診療収入をはじめとする自己収入の確保、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等により、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績(特殊要</p>	<p>・医療リハビリテーションセンター及び総合せき損センターについて、自己収入の確保等により、運営費交付金の割合について、前中期目標期間の実績平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図っているか。</p>	<p>イ 専門センター事業の運営</p> <p>収入においては、院長等が医師確保のために大学医局等への要請を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の流行状況を見ながら他医療機関の訪問等による患者確保等に努め、診療収入を始めとする自己収入の確保に取り組んだものの、総合せき損センターの分院である北海道せき損センターの新型コロナウイルス感染症に伴う手術等の診療制限、医療リハビリテーションセンターの大規模改修工事に伴う病棟制限による患者調整等により新入院患者数が減少し、収入が減少した。一方、支出においては、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等支出構造の見直しを図り、経営改善に努めたが、収入減額が支出減額を上回り収支差が悪化した結果、第3期中期目標期間の実績5.6%から6.5%となり、0.9ポイントの超過となった。</p> <p>なお、医療リハビリテーションセンターにおいては、本部と病院が一体となって経営改善を進めるための個別指導・支援(行動計画の作成、フォローアップ)を実施し、収入確保及び支出削減を図っており、令和3年度も引き続き実施することとしている。</p> <p>また、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的に働きかけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向上を図ることとしている。</p>		
---	---	--	--	---	--	--

<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>機構の給与水準については、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表すること。</p>	<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>機構の給与水準については、医師等の給与水準及び確保状況を明らかにしたうえで、国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮し、国民の理解と納得が得られるよう、手当を含め役職員給与の適正な在り方について厳しく検証した上で、その検証結果や措置状況を公表する。</p>	<p>因を除く)の平均を超えないものとしつつ、医療水準の向上を図る。</p> <p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <p>令和元年度における状況について、以下の観点を踏まえ検証を行い、その検証結果及び適正化に向けた取組状況を公表する。</p>		<p>(2) 適正な給与水準の検証・公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 当機構の令和元年の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき検証内容を掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の上、令和2年6月にホームページに公表した。 また、令和2年度給与水準について、以下のとおりチェックを行った。 <ul style="list-style-type: none"> ① 職種別対国家公務員指数は以下のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> 病院医師(対国家公務員指数98.0) 病院医師の対国家公務員指数は、対令和元年度比較では2.0減となり、100を下回った。 医師の確保は、医療の提供に不可欠であることから、今後、医師の確保状況等を踏まえた上で、引き続き適切な給与水準について検討していきたい。 病院看護師(対国家公務員指数99.0) 病院看護師の対国家公務員指数は、対令和元年度比較では4.6減となり、100を下回った。 労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配慮する必要があり、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。看護師の給与水準については、看護師の確保状況を考慮しつつ、引き続き適切な給与水準の確保に努めたい。 事務・技術職員(対国家公務員指数90.6) 事務・技術職員の対国家公務員指数は、対令和元年度比較では3.6減となり、令和2年度においても引き続き100を下回っている。 ② 国と異なる、又は法人独自の諸手当(特別調整手当、特殊勤務手当、早出勤手当及び待機勤務手当)については、以下のとおり適切であると考えている。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別調整手当 職務の複雑、困難、勤労の強度、勤務環境等が著しく特殊な職員に対して支給する手当。支給割合俸給月額6/100 国は定額制であるのに対し、定率制であるが、実際の支給額は国とほぼ同じ水準であり、適切であると考えている。 なお、国(俸給の調整額)と異なり退職手当には反映していない。 ○ 特殊勤務手当 (支給対象職員) <ul style="list-style-type: none"> 感染症の病原体に汚染されている区域における業務、放射線医療業務等に従事した 		
---	--	---	--	---	--	--

		<p>ア 類似の業務を行っている民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。</p> <p>イ 給与水準に</p>	<p>・ 民間事業者及び国家公務員の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切なものとなっているか。</p> <p>・ 給与水準につ</p>	<p>職員</p> <p>その従事した日1日につき 320 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神経科病棟に勤務した職員 <p>その従事した日1日につき 160 円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解剖介助業務に従事した職員 <p>その従事した日1日につき 2,200 円 等</p> <p>病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約6割が特殊勤務手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。</p> <p>○ 早出勤務手当</p> <p>業務の必要性から6時までに出勤した職員に勤務1回当たり 1,000 円、7時までに出勤した職員に勤務1回当たり 800 円を支給する手当。</p> <p>病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約5割が早出手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。</p> <p>○ 待機勤務手当</p> <p>国は実際に呼出しを受けた場合に夜間看護等手当を支給するのに対し、当機構では、救急医療に対応するために正規の勤務時間以外の時間に待機勤務（呼出し対応のため自宅等に拘束するとともに、病院からの照会への対応、自宅等からの電話指示を実施）を命ずることとしており、それに対して支給する手当。</p> <p>医 師：勤務1回 5,800 円</p> <p>看護職又は医療職：勤務1回 2,900 円</p> <p>病院給与・勤務条件実態調査（全国病院経営管理学会編(2016)）によると、一般病院の約8割が待機手当を採用しており、社会一般の情勢を考慮すると適切であると考えている。</p> <p>さらに、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、福利厚生費について、労働安全衛生法に基づく定期健康診断等の医療健康費用及び労災病院内保育所の設置・運営に係るライフサポート費用が適切に支出されていることを確認した。</p>		
--	--	---	---	---	--	--

<p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。</p> <p>ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法</p>	<p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。</p> <p>ア 公正かつ透明性が確保された手続により、適切、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法</p>	<p>についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。</p> <p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、公正かつ透明な調達手続きによる適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、一般競争入札等を原則として、以下の取組を計画水準の達成に向け推進していく。</p> <p>なお、入札に当たっては、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努める。</p> <p>ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>「独立行政法人労働者健康安</p>	<p>についての説明が十分に国民の理解が得られるものとなっているか。</p> <p>・契約については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づき、原則として一般競争入札等によるものとし、契約の適正化を推進しているか。</p> <p>・入札に当たって、病院等の提供するサービスにおける質の維持向上に配慮しつつ、経費節減に努めているか。</p> <p>・「独立行政法人労働者健康安全</p>	<p>(3) 契約の適正化</p> <p>契約については、平成27年5月25日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自立かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「令和2年度調達等合理化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした適切な調達手続の実現に取り組んだ。</p> <p>ア 「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組</p> <p>(1) 調達の現状と要因の分析</p> <p>機構における令和2年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は3,092件、契約</p>		
--	--	--	---	---	--	--

<p>人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を確実に実施すること。</p>	<p>人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を確実に実施する。</p>	<p>全機構調達等合理化計画」に基づく取組を確実に実施するとともに、その実施状況をホームページにて公表する。</p>	<p>機構調達等合理化計画」に基づく取組を確実に実施し、その実施状況をホームページにて公表しているか。</p>	<p>金額は909.5億円である。また、競争性のある契約は2,609件（84.4%）、865.4億円（95.2%）、競争性のない随意契約は483件（15.6%）、44.1億円（4.8%）である。</p>																																																		
				<p>前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では222件（85.1%）増加し、金額では19.6億円（80.0%）増加している。件数及び金額ともに増加した主な要因は、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れに伴う医療機器（超音波画像診断装置等）の緊急に機器導入を要する事態があり、契約が増加したこと等によるものである。</p>																																																		
				<p>表1 令和2年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位：件、億円)</p>																																																		
				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">令和2年度</th> <th colspan="2">比較増△減</th> </tr> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>競争入札等</td> <td>(75.7%) 1,964</td> <td>(92.7%) 1,119.4</td> <td>(72.2%) 2,233</td> <td>(89.4%) 812.7</td> <td>(13.7%) 269</td> <td>(△27.4%) △306.7</td> </tr> <tr> <td>企画競争・公募</td> <td>(14.2%) 368</td> <td>(5.3%) 64.1</td> <td>(12.2%) 376</td> <td>(5.8%) 52.7</td> <td>(2.2%) 8</td> <td>(△17.8%) △11.4</td> </tr> <tr> <td>競争性のある契約(小計)</td> <td>(89.9%) 2,332</td> <td>(98.0%) 1,183.5</td> <td>(84.4%) 2,609</td> <td>(95.2%) 865.4</td> <td>(11.9%) 277</td> <td>(△26.9%) △318.1</td> </tr> <tr> <td>競争性のない随意契約</td> <td>(10.1%) 261</td> <td>(2.0%) 24.5</td> <td>(15.6%) 483</td> <td>(4.8%) 44.1</td> <td>(85.1%) 222</td> <td>(80.0%) 19.6</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100%) 2,593</td> <td>(100%) 1,208.0</td> <td>(100%) 3,092</td> <td>(100%) 909.5</td> <td>(19.2%) 499</td> <td>(△24.7%) △298.5</td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度		令和2年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(75.7%) 1,964	(92.7%) 1,119.4	(72.2%) 2,233	(89.4%) 812.7	(13.7%) 269	(△27.4%) △306.7	企画競争・公募	(14.2%) 368	(5.3%) 64.1	(12.2%) 376	(5.8%) 52.7	(2.2%) 8	(△17.8%) △11.4	競争性のある契約(小計)	(89.9%) 2,332	(98.0%) 1,183.5	(84.4%) 2,609	(95.2%) 865.4	(11.9%) 277	(△26.9%) △318.1	競争性のない随意契約	(10.1%) 261	(2.0%) 24.5	(15.6%) 483	(4.8%) 44.1	(85.1%) 222	(80.0%) 19.6	合計	(100%) 2,593	(100%) 1,208.0	(100%) 3,092	(100%) 909.5	(19.2%) 499	(△24.7%) △298.5		
	令和元年度		令和2年度			比較増△減																																																
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																																																
競争入札等	(75.7%) 1,964	(92.7%) 1,119.4	(72.2%) 2,233	(89.4%) 812.7	(13.7%) 269	(△27.4%) △306.7																																																
企画競争・公募	(14.2%) 368	(5.3%) 64.1	(12.2%) 376	(5.8%) 52.7	(2.2%) 8	(△17.8%) △11.4																																																
競争性のある契約(小計)	(89.9%) 2,332	(98.0%) 1,183.5	(84.4%) 2,609	(95.2%) 865.4	(11.9%) 277	(△26.9%) △318.1																																																
競争性のない随意契約	(10.1%) 261	(2.0%) 24.5	(15.6%) 483	(4.8%) 44.1	(85.1%) 222	(80.0%) 19.6																																																
合計	(100%) 2,593	(100%) 1,208.0	(100%) 3,092	(100%) 909.5	(19.2%) 499	(△24.7%) △298.5																																																
				<p>(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 (注2) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。</p>																																																		
				<p>機構における令和2年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件数は991件（39.9%）、契約金額は312.8億円（37.4%）である。</p> <p>前年度と比較して、件数では99件（11.1%）増加し、金額では△109.1億円（△25.9%）減少している。件数が増加した主な要因は、前年度に比べて1者の件数割合は変わらないものの全体の契約件数が増加したこと、調査及び研究に係る分析機器（測定装置等）の契約が増加したこと等によるものであり、金額が減少した主な要因は、営繕工事（機械設備工事等）の新たな契約が減少したこと及び新規参入者への積極的な周知等によりファイナンスリース（医療機器等）の契約に係る一者応札・応募が改善されたこと等によるものである。</p>																																																		
				<p>表2 令和2年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)</p>																																																		
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>比較増△減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		令和元年度	令和2年度	比較増△減																																														
	令和元年度	令和2年度	比較増△減																																																			

2者以上	件数	1,346 (60.1%)	1,493 (60.1%)	147 (10.9%)
	金額	606.5 (59.0%)	523.2 (62.6%)	△83.3 (△13.7%)
1者	件数	892 (39.9%)	991 (39.9%)	99 (11.1%)
	金額	421.9 (41.0%)	312.8 (37.4%)	△109.1 (△25.9%)
合計	件数	2,238 (100%)	2,484 (100%)	246 (11.0%)
	金額	1,028.4 (100%)	836.0 (100%)	△192.4 (△18.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
(注2) 本表は、表1の競争性のある契約のうち、不落・不調随意契約分を除いた計数である。
(注3) 比較増△減の()書きは、令和2年度の対令和元年度伸率である。

(2) 重点的に取り組む分野

一者応札・応募の改善努力を継続するために、令和2年度調達等合理化計画においては、
①公告期間の延長(20営業日以上)、②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し、
③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し、④合理的な統合・分割等、
⑤入札から履行までの十分な期間の確保、の5点の改善策を講じたこととした。

結果として、1者の応札は、前年度との比較で件数では増加し、金額では減少となったが、その主な要因は、上記(1)のとおりである。

また、労災病院等で共通的に調達されている医療機器等の購入及びレンタル等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設にフィードバックすることにより情報共有を図り、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を行った。

(3) 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底としては、新たに随意契約を締結することとなる案件(少額随意契約を除く)については、事前に当機構内に設置されている経理担当理事を総括責任者とする「随意契約審査会」において、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を行うこととしており、令和2年度は4回行った。

(4) 推進体制等

調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達合理化に努めた。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を四半期ごとに開催し、個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要について随時ホームページに公表することとしており、令和2年度は4回行った。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通

<p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施すること。</p>	<p>イ 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施する。</p>	<p>イ 競争性、公平性の確保 一般競争入札等により契約を行う場合は、早期の入札公告を実施するとともに、合理的な理由なく特定の業者以外の参入を妨げる仕様としないなど、競争性、公平性の確保を図る。 なお、一者応札・一者応募の改善については、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、契約監視委員会において、その取組状況を点検する。 また、企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合においても、競争性、透明性が十分確保されるよう契約担当部門を含めた複</p>	<p>・一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保を図っているか。 ・一者応札・一者応募の改善について、「独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、契約監視委員会において、その取組状況を点検しているか。 ・企画競争や総合評価方式を採用して、業者を選考する場合において、契約担当部門を含めた複数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査し、入札参加者に対する評価基準書を事前に配布し、評価基準を明確にしているか。</p>	<p>知したほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」（令和2年9月4日）及び「会計業務打合せ」（令和2年10月9日）において内容の徹底を周知した。</p> <p>イ 競争性、公平性の確保</p> <p>一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」において随意契約及び一者応札・応募の改善状況について、随意契約理由、公告期間や履行期間の十分な確保、資格要件が過度の負担となっていないか、仕様書の見直し等の点検を受け、その指摘事項を開催の都度、各施設に通知した。また、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」においても、契約監視委員会による指摘事項や契約業務の適正化内容を周知し、競争性、公平性の確保に努めた。</p> <p>予定価格が1件当たり3千万円を超える工事及び1千万円を超える設計、建設コンサルタント業務については、契約担当部門だけでなく複数の部署の職員により構成された「入札・契約手続運営委員会」において、競争参加資格等の適切性等について調査審議することにより、競争性、透明性を確保した。</p> <p>企画競争及び総合評価落札方式の調達においては、入札参加者に対して評価基準書を事前に配付し、評価基準の明確化を図った。</p>		
---	---	--	---	--	--	--

<p>ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>ウ 監事及び会計監査人による監査、契約監視委員会において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>数の部署から選出した委員による評価委員会を設置して審査するとともに、入札参加者に対する評価基準書を事前に配付し、評価基準を明確にする。</p> <p>ウ 契約監視委員会の審議等 監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受ける。</p>	<p>・監事及び会計監査人の監査、契約監視委員会の審議において、徹底的なチェックを受けているか。</p>	<p>ウ 契約監視委員会の審議等</p> <p>入札・契約の適正な実施については、監事及び会計監査人による監査のほか、「契約監視委員会」を4回開催し、機構全体の随意契約割合や一者応札・応募の割合の推移を報告した。個別契約について、随意契約の場合には随意契約理由の妥当性や契約価格が他の取引事例に照らして適切か否かを確認、一般競争による契約の場合には、公告期間、履行期間、仕様書の妥当性、予定価格積算の適正性等について確認し、競争性が十分確保されているか等の審議が行われ、その審議結果を開催の都度、各施設に周知した。</p> <p>(参考) 令和2年度契約監視委員会における主な指摘事項</p> <table border="1" data-bbox="1121 978 2190 1524"> <thead> <tr> <th>契約名称</th> <th>主な指摘事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科技工</td> <td>地域における既存業者以外の業者が存在するの十分な調査がなされていないと考えられる。今後は随意契約ではなく一般競争入札など競争性のある調達方式にて行うように取り組むこと。</td> </tr> <tr> <td>医師賠償責任保険</td> <td>次回調達では、新たに追加した「医療事故に係る専用窓口の設置」要件についての必要性や改善の余地を検討し、複数業者が応札できるように努めること。</td> </tr> <tr> <td>学生宿舎内装改修工事</td> <td>競争参加資格において、経営事項資格審査結果通知書に記載された総合評点の設定に際し、一定の業者の質を求めることは理解できるところであるが、応札できる業者を複数者確保する視点からも検討の余地があったと思料される。</td> </tr> </tbody> </table>	契約名称	主な指摘事項	歯科技工	地域における既存業者以外の業者が存在するの十分な調査がなされていないと考えられる。今後は随意契約ではなく一般競争入札など競争性のある調達方式にて行うように取り組むこと。	医師賠償責任保険	次回調達では、新たに追加した「医療事故に係る専用窓口の設置」要件についての必要性や改善の余地を検討し、複数業者が応札できるように努めること。	学生宿舎内装改修工事	競争参加資格において、経営事項資格審査結果通知書に記載された総合評点の設定に際し、一定の業者の質を求めることは理解できるところであるが、応札できる業者を複数者確保する視点からも検討の余地があったと思料される。		
契約名称	主な指摘事項													
歯科技工	地域における既存業者以外の業者が存在するの十分な調査がなされていないと考えられる。今後は随意契約ではなく一般競争入札など競争性のある調達方式にて行うように取り組むこと。													
医師賠償責任保険	次回調達では、新たに追加した「医療事故に係る専用窓口の設置」要件についての必要性や改善の余地を検討し、複数業者が応札できるように努めること。													
学生宿舎内装改修工事	競争参加資格において、経営事項資格審査結果通知書に記載された総合評点の設定に際し、一定の業者の質を求めることは理解できるところであるが、応札できる業者を複数者確保する視点からも検討の余地があったと思料される。													
<p>エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率</p>	<p>エ スケールメリットを活かして、機構内における新たな共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務の効率</p>	<p>エ 共同調達の検討・促進 機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行</p>	<p>・機構内の共通的な調達に際して、経済的かつ合理的な観点から調査等を行</p>	<p>エ 共同調達の検討・促進</p> <p>機構内の共通的な調達に際して、共同購入を継続実施し、スケールメリットを活かした支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。</p> <p>令和2年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> 医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療研究センター）について、令和2年8月及び令和3年1月に共同入札を実施（7,100品目）。 高額医療機器の共同購入（国立病院機構、JCHO及び日本赤十字社（以下「日赤」という。）） 										

化を図ること。	化を図る。	たうえで、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進める。	い、共同調達に向けた検討等を行い、業務の効率化を進めているか。	<p>について、令和2年8月及び11月に共同入札を実施（CT、アンギオ等8機種19台 削減効果586百万円）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労災病院グループにおけるリース調達物件について、令和2年9月及び11月に共同入札を実施（21件 削減効果319百万円）。 		
---------	-------	---------------------------------	---------------------------------	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

様式 1-1-4-2 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務内容の改善に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455、0473

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
一般病床の病床利用率 (計画値)	医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績以上（直近の年度）	(新規項目)	75.9%	76.2%					
一般病床の病床利用率 (実績値)	—	—	80.2%	72.8%					
達成度	—	—	105.7%	95.5%					

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	評価		
第5 財務内容の改善に関する事項	第3 予算、収支計画及び資金計画	第3 予算、収支計画及び資金計画	<p><主な定量的指標></p> <p>・安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上とする。</p>	第3 予算、収支計画及び資金計画	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大と外的要因により事業の実施を制限されたが、可能な限り実施に向け取り組み、以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <p>・医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門医療センターとの連携の下で行った。</p> <p>また、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、JCHO 及び日赤との連携の下で行った。</p> <p>・主に経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する業務指導・支援を行った。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>経営改善の取組として、ホームページに貸与可能研究施設リストを掲載し、施設、設備の有償貸与の促進を図った結果、令和2年度は2件の申請があった。</p> <p>また、特許権の実施許諾や成果物の有償頒布化による自己収入の拡大を図った。</p> <p>令和2年度は独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構に加えて日本赤十字社との高額医療機器の共同購入について実施している。</p> <p>経営状況が悪化している病院への個別業務指導や支援等を実施するとともに、本部と病院が共同で病床機能の変更・病床数削減等の取組を実施したが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言や受診抑制、行政からの新型コロナウイルス感染症に対する病床（以下「コロナ病床」という。）確保要請、関連学会からの提言に基づく手術制限等の影響により、新入院患者数が大きく減少し、病床利用率は計画の76.2%を下回る72.8%となっている。</p> <p>なお、コロナ病床を除いた一般病床の病床利用率は76.6%となり、目標値を上回る数値となっている。</p> <p>医業未収金における個人未収金について、労災病院内に設置している未収金対策チームにおいて、</p>		

<p>通則法第29条第2項第4号の財務内容に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 外部資金の活用等</p> <p>外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図ること。</p>	<p>1 外部資金の活用等</p> <p>機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との用途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。</p>	<p>1 外部資金の活用等</p> <p>機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野における機動的な研究の促進のため必要な場合には、既存の研究予算との用途目的を整理した上で、外部資金の獲得を図る。</p>	<p><その他の指標></p> <p>></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <p>・外部資金については、機動的な研究の促進のため、機構の目的に沿い、かつ、社会的ニーズの高い分野に重点を置き、獲得を図っているか。</p>	<p>1 外部資金の活用等</p> <p>・競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する申請支援等の組織的な取り組みを行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金を25件獲得した。</p>	<p>・病床利用率の安定的確保が厳しい病院に対して、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った人員配置を行った。</p> <p>・病院協議を実施し、地域医療構想における各病院が担うべき役割・機能等を踏まえて、中長期的に目指すべき方向性について本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供を図った。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、病床利用率は72.8%と目標値である76.2%を下回ったものの、コロナ病床を除いた一般病床の病床利用率は令和2年度累計で76.6%となり、目標値を上回る数値となっている。</p> <p>・収益面においては、新型コロナウイルス感染症対応のため、国や自治体が交付する補助</p>	<p>未収金発生防止マニュアルによる新規発生防止への取組、法的手段の実施等状況に応じた回収業務の結果、医療事業収入に対する個人未収金の割合は0.72%となり、前中期目標期間の実績平均0.81%を下回った。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を達成していると評価でき、評定はBが妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
---	--	--	--	---	--	---

<p>また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図ること。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理すること。</p>	<p>また、研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図る。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p>	<p>また、ホームページへの掲載やメールマガジンの活用、講演会等での積極的な広報、共同研究の推進等に取り組み、研究施設・設備の有償貸与、特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化、寄附金等により自己収入の拡大を図る。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行う。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準に</p>	<p>・研究施設・設備の有償貸与、寄附金等により自己収入の拡大を図っているか。</p> <p>・運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算による運営を行っているか。</p> <p>・独立行政法人会計基準を踏まえ、業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績</p>	<p>・施設、設備の有償貸与の促進を図るためホームページに貸与可能研究施設、施設リストを掲載し、周知を図った。結果、2件の申請があり自己収入の拡大を図った。</p> <p>・特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による自己収入の拡大を図った。</p> <p>2 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施</p> <p>運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行った。</p> <p>また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行った。</p>	<p>金を積極的に活用した結果、経常収益については令和元年度と比較して+172億円の増となった。</p> <p>・個人未収金については、全ての労災病院内に設置している未収金対策チームの活動を強化し、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取り組みのより一層の推進及び法的手段の実施等状況に応じた回収業務に努めた結果、医療未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は0.72%となった（前中期目標期間の実績平均0.81%）。</p> <p>・保有資産の有効な活用方法について、保有資産利用実態調査に基づき、保有資産検討会議において新たに選定した資産を含め、処分可能な資産の売却作業を進めた。</p> <p><課題と対応> -</p>	
---	---	--	---	--	---	--

<p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図ること。</p>	<p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>全ての労災病院において医薬品及び高額医療機器等の共同購入等を実施し、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行うほか、医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。</p>	<p>よる収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>ア 医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進することにより支出削減に努める。</p> <p>イ 医薬品及び高額医療機器等の共同購入にあたっては、独立行政法人国立病院機構（以下「国病機構」という。）等の公的医療機関と連携を行う。</p> <p>ウ 医師が不足する病院の医師確保等を行い、労災病院の経営改善を図る。</p>	<p>を管理しているか。</p> <p>・ 医薬品及び高額医療機器等の共同購入を推進しているか。</p> <p>・ 医薬品及び高額医療機器等の共同購入にあたっては、公的医療機関と連携を行っているか。</p> <p>医師が不足する病院の医師確保等を行っているか。</p>	<p>3 労災病院の経営改善</p> <p>(1) 独立行政法人国立病院機構との連携等</p> <p>機構内の共通的な調達に際して、共同購入を継続実施し、スケールメリットを活かした支出削減及び当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。</p> <p>令和2年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品の共同購入（国立病院機構及び国立高度専門医療センター）について、令和2年8月及び令和3年1月に共同入札を実施（7,100品目）。 ・ 高額医療機器の共同購入（国立病院機構、JCHO及び日赤）について、令和2年8月及び11月に共同入札を実施（CT、アンギオ等8機種19台 削減効果586百万円）。 ・ 労災病院グループにおけるリース調達物件について、令和2年9月及び11月に共同入札を実施（21件 削減効果319百万円）。 <p>医薬品の共同購入の実施にあたっては国立病院機構及び国立高度医療専門センターと、高額医療機器の共同購入の実施にあたっては電子（WEB）会議システムを活用しつつ、国立病院機構、JCHO及び日赤との連携の下で継続して行った。</p> <p>労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。</p> <p>医師派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、地域における新型コロナウイルス感染症の発生動向を踏まえながら医師派遣（計3人）が行われ、医師不足が深刻な労災病院を支援した。</p> <p>【令和2年度労災病院間医師派遣実績】</p> <p>東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科）</p> <p>※派遣医師数計 3人</p>		
--	--	--	--	--	--	--

<p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図ること。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行うこと。また、客観的な指標により病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めること。</p>	<p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉え、ガバナンス機能の向上を図るため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表する。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病床利用率を全国平均以上(※)とするなど、繰越欠損金が生じ</p>	<p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等 労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的かつ統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図る。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保 安定的な病院運営を図るため、医療サービスの質の向上や所在する医療圏の地域医療構想、人口動態等を踏まえた適正な診療機能の検討を行うとともに、地域包括ケアシステムの構築における各労災病院の取組を推進し、新入院患者確保に努めることにより、病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努める。</p> <p>そのため、全</p>	<p>・個別病院単位の財務関係書類を公表し、ガバナンス機能の向上を図っているか。</p> <p>・安定的な病院運営のため、医療サービスの質の向上を図る等の取組を行っているか。</p> <p>・地域医療構想等を踏まえた適正な診療機能の見直しを行い、新入院患者の確保に努めることにより病院施設を効率的に稼働させ、病院収入の安定的な確保に努めているか。</p>	<p>(2) 個別病院単位の財務関係書類の作成等</p> <p>労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図った。 なお、令和元事業年度分については、独立行政法人通則法に基づく厚生労働大臣の財務諸表の承認後、速やかにホームページにおいて公表を行った。</p> <p>(3) 医業収入の安定的な確保</p> <p>ア 病院施設の効率的な稼働（病院経営改善に向けた取り組み） 【本部において取り組んだ事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に経営状況が悪化している病院（経営改善病院等）に対する業務指導・支援（行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導、「重症度、医療・看護必要度」の検証等）を行った。 <p>【本部と病院が共同で取り組んだ事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 病床利用率の安定的確保が厳しい病院に対して、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った人員配置を行った。 施設別病院協議において、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。 <p>イ 病院収入の安定的な確保 診療報酬改定による増収はあったものの、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言や受診抑制、行政からの新型コロナウイルス感染症に対する病床（以下「コロナ病床」という。）確保要請、関連学会からの提言に基づく手術制限等の影響により、新入院患者数が大きく減少し、一般病床の病床利用率は72.8%と目標値である76.2%を下回った。コロナ病床を除いた一般病床の病床利用率は76.6%となり、目標値を上回る数値となっている。</p> <p>収益面においては、新型コロナウイルス感染症対応のため、国や自治体が交付する補助金を積極的に活用した結果、経常収益については令和元年度と比較して+172億円の増となった（病床確保補助金約212億円）。</p> <table border="1" data-bbox="1169 1787 2086 1866"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>①元年度</th> <th>②2年度</th> <th>増減(②-①)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経常収益</td> <td>2,919億円</td> <td>3,091億円</td> <td>+172億円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	①元年度	②2年度	増減(②-①)	経常収益	2,919億円	3,091億円	+172億円		
区分	①元年度	②2年度	増減(②-①)											
経常収益	2,919億円	3,091億円	+172億円											

<p>(4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うこと。</p>	<p>ないよう病院収入の安定的な確保に努める。 【※：医療法施行令第四条の八による「病院報告」に基づく一般病床の病床利用率の年間実績】</p> <p>(4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとしつつ、適切に回収を行う。</p>	<p>病院平均で一般病床の病床利用率について、直近（平成30年）の全国平均76.2%以上を確保する。</p> <p>(4) 医業未収金の適切な回収 医業未収金について、機構本部及び各病院連携の下、従来から推進してきた院内体制の更なる確立を図りながら、医業未収金の新規発生防止への取組のより一層の推進を図る。また、定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、適切に回収を行うことにより、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）について、前中期目標期間の実績の平均を超えないものとしつつ、適切に回収を行う。</p>	<p>・ 医業未収金について、従来から推進してきた院内体制の更なる確立により、新規発生防止への取組の推進を図っているか。</p> <p>・ 定期的な督促や滞納者からの承認書の徴取等、債権の保全措置を執り、前中期目標期間の実績の平均を超えない範囲で適切に回収しているか。</p>	<p>(4) 医業未収金の適切な回収</p> <p>医業未収金については、請求先が支払機関等（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等）と個人に分けられるが、令和2年度末の医業未収金約475億円のうち約454億円については、支払機関等に係るもので、請求後1～2か月後には支払われるものである。</p> <p>個人未収金については、全ての労災病院に設置している未収金対策チームにおいて、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取り組みにより法的手段の実施等状況に応じた回収に努めた結果、医業未収金比率（医療事業収入に対する個人未収金の割合）は0.72%と前中期目標期間の実績平均0.81%を0.09ポイント下回った。</p> <p>(参 考)</p> <p>年度別個人未収金内訳表 (単位：百万円)</p> <table border="1" data-bbox="1041 1079 2211 1432"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">支払機関等</th> <th colspan="4">個人未収金</th> <th rowspan="2">合計</th> <th rowspan="2">医療事業収入</th> </tr> <tr> <th>一般債権</th> <th>貸倒懸念債権</th> <th>破産更生債権等</th> <th>小計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①2年度</td> <td>45,444</td> <td>1,193</td> <td>554</td> <td>299</td> <td>2,046</td> <td>0.72</td> <td>47,490</td> </tr> <tr> <td colspan="6">②前中期目標期間の実績平均</td> <td>0.81</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">差(①-②)</td> <td>△0.09</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支払機関等	個人未収金				合計	医療事業収入	一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等	小計	①2年度	45,444	1,193	554	299	2,046	0.72	47,490	②前中期目標期間の実績平均						0.81		差(①-②)						△0.09			
区 分	支払機関等	個人未収金					合計	医療事業収入																																		
		一般債権	貸倒懸念債権	破産更生債権等	小計																																					
①2年度	45,444	1,193	554	299	2,046	0.72	47,490																																			
②前中期目標期間の実績平均						0.81																																				
差(①-②)						△0.09																																				

<p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について検証し、不断に見直しを行うこと。</p> <p>また、機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うこと。</p> <p>(2) 特許権については、特許</p>	<p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、機構成立後において、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号。以下「機構法」という。）附則第7条に基づく資産処分以外の資産処分により生じた収入については、医療の提供を確実に実施するため、労災病院の増改築費用等へ有効活用する。</p> <p>(2) 特許権は、開放特許情報デ</p>	<p>4 保有資産の見直し</p> <p>(1) 機構が保有する資産については、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有する必要性について検証、不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行う。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入については、医療の提供を確実にするため、労災病院の増改築費用等への有効活用を努める。</p> <p>(2) 特許権は、開放特許情報デ</p>	<p>・保有資産について、有効利用可能性、効果的な処分等といった観点に沿って、その保有する必要性について不断に見直しを行い、支障のない限り、国へ返納等を行っているか。</p> <p>・保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産（独立行政法人通則法第48条）の処分により生じた収入について、労災病院の増改築費用等への有効活用を努めているか。</p> <p>・特許権について、開放特許情</p>	<p>4 保有資産の見直し</p> <p>保有資産の更なる有効活用に資するため、保有資産利用実態調査を実施し、調査に基づき随時検討するとともに、保有資産検討会議において新たに選定した資産を含め、処分予定の土地及び建物については、順次、測量・登記・不動産鑑定評価・売却に係る入札を実施し、売却作業を進めた。</p> <p>令和2年度においては、12月18日開催の保有資産検討会議において、旭労災病院職員宿舎（桜ヶ丘宿舎A、B）、神戸労災病院職員宿舎（山手ヴィラ宿舎）、香川労災病院職員宿舎（院長宿舎、土器宿舎）、九州労災病院職員宿舎（A棟他6棟）及び九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎（丸山宿舎）を処分可能な資産として新たに選定し、測量を実施し、登記・不動産鑑定評価の準備を進めた。</p> <p>また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、秋田労災病院職員宿舎（御坂宿舎、小館宿舎）、新潟労災病院敷地の一部及び関西労災病院職員宿舎（第二職員宿舎a、b、c）の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。</p> <p>・特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案して判断を行い、令和2年度は新たに7件の出願を行った。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

<p>権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録及び保有コストの削減並びに特許収入の拡大を図ること。</p>	<p>データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。</p> <p>また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。</p> <p>5 予算（人件費の見積もりを含む。）</p> <p>別紙2のとおり</p> <p>6 収支計画</p> <p>別紙3のとおり</p> <p>7 資金計画</p> <p>別紙4のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>4632 百万円（運営費交付金年間支出の12分の3を計上）</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金</p>	<p>データベースへの登録、ホームページでの広報等により、その実施を促進し、特許収入の拡大を図る。</p> <p>また、登録から一定の年月が経過し、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図る。</p> <p>5 予算（人件費の見積もりを含む。）</p> <p>別紙2のとおり</p> <p>6 収支計画</p> <p>別紙3のとおり</p> <p>7 資金計画</p> <p>別紙4のとおり</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>4847 百万円（運営費交付金年間支出の12分の3を計上）</p> <p>2 想定される理由</p> <p>運営費交付金</p>	<p>報データベースへの登録等により、特許収入の拡大を図っているか。</p> <p>・特許権について、実施許諾の見込み等が小さいと判断されるものは、当該特許権の維持の是非を検討し、登録及び保有コストの削減を図っているか。</p>	<p>・ 知的財産の活用促進を図るため、特許権について、安衛研のホームページにその名称、概要等を報告した。</p> <p>・ 安衛研内の会議において、特許権維持の是非について検討を行った結果、令和2年度は特許権の削減は行わなかった。</p> <p>第4 短期借入金の限度額</p> <p>短期借入の実績はない。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

	<p>の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>以下の財産処分を中期目標期間の最終年度までに完了するよう努める。</p> <p>機構法附則第7条の規定に基づく資産である旧岩手労災病院職員宿舎については、売却により国庫納付を行う。</p> <p>また、旧労災リハビリテーション愛知作業所については、建物等を解体し、土地を所有者に返還する。</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>中期目標期間の最終年度までに売却等が完了</p>	<p>の受入の遅延による資金不足等</p> <p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <p>旧労災リハビリテーション愛知作業所については、土地の所有者である愛知県と協議のうえ、原状回復の方針を確定し、実施設計を行う等、返還に向けた手続きを進める。</p> <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <p>中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産</p>	<p>・旧労災リハビリテーション愛知作業所について、愛知県と協議のうえ、返還に向けた手続きを進めているか。</p> <p>・中期計画に掲げる不要財産以外の重要な財産</p>	<p>第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 機構法附則第7条の規定に基づく資産 対象なし ○ 上記以外の資産 旧労災リハビリテーション愛知作業所については、原状回復の方法について令和2年7月10日付けで愛知県と確認書を締結し、実施設計を行う等、返還に向けた手続きを進めた。 <p>第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田労災病院駐車場用地 <ul style="list-style-type: none"> ・ 再鑑定評価の時点修正及び国有財産評価基準を参考にした評価替の方法により最低売却価格の見直しを行うとともに、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上 		
--	--	---	--	--	--	--

	<p>するよう努める。</p> <p>秋田労災病院駐車場用地、秋田労災病院職員宿舎、福島労災病院現有地、鹿島労災病院駐車場用地、関西労災病院職員宿舎、神戸労災病院職員宿舎、和歌山労災病院移転後跡地の一部、九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎</p>	<p>のうち、処分が完了していない資産については、測量、不動産鑑定評価及び評価額の見直しを行い、不動産媒介業者を活用するなど、引き続き売却等手続を進める。</p>	<p>の処分に当たり、評価額の見直し等を行い、不動産媒介業者を活用するなど、売却等手続を進めているか。</p>	<p>で一般競争入札を行ったが応札者が無かったことから、改めて随意契約公告を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 秋田労災病院職員宿舎 <ul style="list-style-type: none"> ・ 御坂宿舎については、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和2年6月19日に売却を完了した。 ・ 小館宿舎については、不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和2年6月19日に売却を完了した。 ○ 福島労災病院現有地 <ul style="list-style-type: none"> ・ いわき市との土地交換について、協議中である。 ○ 関西労災病院職員宿舎 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不動産媒介業者を通じ、不動産業者等へ買受勧奨等を実施した上で一般競争入札を行い、令和2年12月11日に売却を完了した。 ○ 和歌山労災病院移転後跡地の一部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員駐車場工事完了後、売却に向けて分筆・測量・登記・不動産鑑定を実施した。 <p>(参考) 過年度に処分が完了した財産</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鹿島労災病院駐車場用地 (令和2年1月) ○ 神戸労災病院職員宿舎 (令和元年8月) ○ 九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎 (令和元年8月) <p>第7 剰余金の使途</p> <p>充当すべき剰余金は生じていない。</p> <p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>		
<p>第7 剰余金の使途</p> <p>本中期目標期間中に生じた剰余金については、労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。</p>	<p>第7 剰余金の使途</p> <p>労災病院においては施設・設備の整備、その他の業務においては労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当する。</p>	<p>・ 労災病院における施設・設備の整備、その他の業務について、労働者の健康の保持増進に関する業務や調査及び研究並びにその成果の普及の充実に充当しているか。</p>	<p>第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p>			

	<p>1 人事に関する計画</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>中期目標期間中に整備する労災病院の施設・設備については、別紙5のとおりとする。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により施設整備を図る。</p> <p>ア 施設名</p> <p>北海道せき損センター、大阪労災病院治療就労両立支援セン</p>	<p>1 人事に関する計画</p> <p>運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員については、業務の効率化及び体制の強化の両面からその職員数の適正化を図る。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>旭労災病院、山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進めるとともに、北海道中央労災病院及び福島労災病院について、施設整備計画の検討を行う。</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を行う。</p> <p>ア 施設名</p> <p>北海道せき損センター、安衛研</p>	<p>・運営費交付金を充当して行う業務に係る常勤職員について、職員数の適正化を図っているか。</p> <p>・旭労災病院、山陰労災病院及び大阪労災病院の施設整備を進め、北海道中央労災病院及び福島労災病院について、施設整備計画の検討を行っているか。</p> <p>・北海道せき損センター、安衛研について施設整備費補助金に</p>	<p>1 人事に関する計画</p> <p>業務の効率化及び体制の強化を目的として、機構本部の組織再編を行い、機構が担う各事業に係る所掌事務を勘案した常勤職員数の適正化を図った。</p> <p>2 施設・設備に関する計画</p> <p>(1) 労災病院に係る計画</p> <p>〔引き続き整備を進める施設〕</p> <p>山陰労災病院〔令和7年7月完了予定〕</p> <p>大阪労災病院〔令和6年6月完了予定〕</p> <p>〔施設整備の検討を行った施設〕</p> <p>北海道中央労災病院、福島労災病院</p> <p>(2) 労災病院以外の施設に係る計画</p> <p>労災病院以外の施設について、施設整備費補助金により次のとおり施設整備を実施している。</p> <p>ア 施設名</p> <p>北海道せき損センターについては、将来構想に係る基礎調査支援業務を実施した。</p> <p>安衛研については、墜落・転落防止研究棟を設計し、令和3年度完了の予定である。</p>		
--	--	--	---	---	--	--

	<p>ター、安衛研</p> <p>イ 予定額 18507 百万円 (特殊営繕、機器等整備を含む。)</p> <p>ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項 積立金は、厚生労働大臣の承認するところにより、将来の資金決済の生じない費用に充てる。</p>	<p>イ 予定額 総額2794百万円(特殊営繕、機器等整備を含む。)</p> <p>ウ 上記の計画については、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案し、施設整備を追加又は予定額を変更することがあり得る。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行うことがある。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項 積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充てる。</p>	<p>より施設整備を行っているか。</p> <p>総額 2794 百万円以内で執行しているか。</p> <p>・施設整備を追加又は予定額を変更する場合は、業務実施状況、予見しがたい事情等を勘案しているか。</p> <p>・中期目標期間を超える債務負担について、その必要性及び資金計画への影響を勘案したうえで、行われているか。</p> <p>・積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充てているか。</p>	<p>イ 実績額 当初予定額2,794百万円に令和元年度からの繰越額690百万円を含めた3,484百万円(特殊営繕費、機器等整備費含む)に対し、3,173百万円を執行した。</p> <p>変更交付及び予算繰越については、必要に応じて関係機関と協議を実施した。</p> <p>令和2年度は、安衛研の墜落・転落防止研究棟新築工事において新型コロナウイルス感染症の拡大に係る緊急事態宣言の発令等に伴う着工遅延により基本計画の変更が生じたことから繰越があったが、令和3年度内には完了する見通しである。</p> <p>3 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担の実績はない。</p> <p>4 積立金の処分に関する事項 積立金は、資金決済の生じない費用に充当した。</p>		
--	---	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

〔目的積立金等の状況〕

(単位：百万円、%)

	令和元年度末 (初年度)	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	37,656	26,687			
目的積立金	—	—			
積立金	—	—			
うち経営努力認定相当額	—	—			
その他の積立金等	—	—			
運営費交付金債務	342	1,497			
当期の運営費交付金交付額(a)	10,195	11,232			
うち年度末残高(b)	203	1,451			
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	2.0	12.9			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	その他業務運営に関する重要事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビュー 0455-07、0455-08

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
研修の有益度 (計画値)	有益度調査において 全研修平均で85%以上	—	85.0%	85.0%				
研修の有益度 (実績値)	—	89.5%	90.2%	90.3%				
達成度	—	—	106.1%	106.2%				
労災看護専門学校の 国家試験合格率 (計画値)	全国平均以上の 看護師国家試験合格率	—	89.2%	90.4%				
労災看護専門学校の 国家試験合格率 (実績値)	—	98.9%	98.4%	98.8%				
達成度	—	—	110.3%	109.3%				
破産更生債権を除いた 債権の回収額 (百万円) (計画 値)	弁済計画に基づいた 年度回収目標額	—	6	16				
破産更生債権を除いた 債権の回収額 (百万円) (実績 値)	—	16	11	30				
達成度	—	—	183.3%	187.5%				

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	B
第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他業務運営に関する重要事項	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、グループワークを多く取り入れるなど、より効率的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有益度を得る。 ・破産更生債権を除いた債権について、弁済計画に基づいた年度回収目標額を回収する。 ・労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格者を全国平均以上とす 	第9 その他業務運営に関する重要事項	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B</p> <p>以下のとおり、年度計画等を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事に関する事項における研修の有益度については、電子（WEB）会議システムのノウハウを習得することで、従来集合形式で実施していたグループワークを電子（WEB）会議システムを活用した研修においても実施できるようにする等、相互にコミュニケーションが取れるような研修内容にするなど研修内容の充実を図り、有益度は、令和2年度の全ての研修の平均で90.3%となり、計画値85%のところ106.2%の達成度であった。 ・労災看護専門学校の国家試験合格者については、全国平均を上回る 	評価	B
						<p><評価に至った理由></p> <p>人事に関する事項について、新型コロナウイルス感染症の影響によって、当初予定していた9研修は中止とし、17研修については、電子（WEB）会議システムを活用した形式による実施となったが有益度は全ての研修の平均で90.3%となり、目標（85.0%）を上回っている。</p> <p>看護師の養成については、労災看護専門学校生の国家試験合格率として98.8%と目標である全国平均（90.4%）を上回っている。</p> <p>優秀な研究員の確保にあたっては、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員を採用するため、研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、学会誌への公募掲載等により、全て公募を行っている。</p> <p>研究員の資質・能力等の向上を図るために行っている在外研究員派遣制度について、令和2事業年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による移動制限により、実施を見合わせた。来年度の実施に向けて新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたルールを検討するなど、体制整備を行った。医療従事者の確保については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各地の説明会が中止となるなかで、電子（WEB）会議シ</p>	

<p>通則法第29条第2項第5号のその他業務運営の効率化に関する重要事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努めること。</p> <p>また、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事及び給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図ること。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>研究員の採用については、引き続き、任期制を原則とすること。</p> <p>また、任期の定めのない研究</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。</p> <p>また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>機構の業務運営に見合った人材の採用に努める。</p> <p>また、採用した職員の専門性を高めるため、適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映する取組を実施し、職員の意欲の向上を図る。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者から、研究業</p>	<p>る。</p> <p><その他の指標></p> <p>なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構の業務運営に見合った人材の採用に努めているか。 ・適切な能力開発を実施するとともに、職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、業績評価を反映しているか。 <p>・研究員は、公募による任期付採用を原則とし、任期中に研究員としての能力が確認された者は、任期を付さ</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>(1) 能動的な人事管理</p> <p>病院経営に係る知識や分析能力を備えた事務職員を育成し事務部門の病院経営に係る機能を強化するため、医事業務に精通した事務職員の育成制度を設けており、対象となる職員の採用に努めた。</p> <p>適切な能力開発を実施するとともに職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、引き続き取り組んでいく。</p> <p>研究員の業績評価として、以下の取り組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 部長等管理職に着目した評価項目による評価の実施。 ・ 研究員について、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）の観点からの個人業績評価を行う。当該業績評価は、公平かつ適正に行うため、研究員の所属部長等、領域長及び所長による総合的な評価により実施。 <p>評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優秀研究員、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を表彰。</p> <p>(2) 優秀な研究員の確保・育成</p> <p>ア 研究員の採用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規研究員の採用に際しては、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員を採用するため、研究者人材データベース（JREC-IN）への登録、学会誌への公募掲載等により全て公募を行っている。 ・ 新規研究員は、原則、3年間の任期付研究員として採用している。 ・ 採用後は、それまでの研究成果等を評価し、任期を付さない研究員として登用している。 <p>令和2年度は2人の研究員について任期を付さない研究員として登用した。また、令和3年度</p>	<p>合格者を輩出し、労災病院の看護師確保に貢献した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働安全衛生融資については、積極的な債権回収に努めたところ、目標額16百万円を上回る30百万円を回収した（達成度187.5%）。 ・ 質の高い医療の提供及び安定した運営基盤を構築するため、臨床研修医及び専攻医の確保について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各地の説明会が中止となるなかで、電子（WEB）会議システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を自院ホームページに掲載する等、各労災病院個々の特色等について広報を行った結果、前年度と同等数の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至り、マッチング率は前年度を上回った。 	<p>システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を病院ホームページに掲載する等、各労災病院の特色等について広報を行い、優秀な研修医及び専攻医の確保に努めている。</p> <p>また、独立行政法人国立病院機構との研修を相互活用し、研修開催の効率化、参加機会の増加に努めている。</p> <p>内部統制の充実・強化に関しては、機構本部及び23施設において内部監査を実施している。</p> <p>障害者雇用率は、2.82%と法定雇用率（2.5%）を上回っている。令和2年度は障害者雇用の更なる促進と定着に向け、各施設に令和元年度に改訂した障害者雇用サポートマニュアルを配布した。</p> <p>情報セキュリティ対策については、情報セキュリティに係る注意喚起文を発出するとともに、訓練の実施、監査及び指導を行っており、令和2年度は重大な情報セキュリティインシデントは未発生である。</p> <p>以上のことから、中期目標における所期の目標を達成していると評価でき、評定はBが妥当である。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	---	---	---	---	--	---

<p>員の採用に当たっては、研究経験を重視し、研究員としての能力が確認された者を採用すること。</p> <p>研究員の能力開発を図り、労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すことで、研究スキルの向上に配慮し、キャリアアップを戦略的に実施すること。</p>	<p>績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。</p> <p>ウ 女性や障害者とその能力を發揮できる研究環境の整備に努める。</p> <p>エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来</p>	<p>績や将来性を踏まえて、任期を付さない研究員として登用する。</p> <p>イ ただし、アによらず、研究所に必要な専門性を有し、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用することとする。</p> <p>ウ 次世代育成支援対策推進法（平成15年7月16日法律第120号）に基づく一般事業主行動計画における、育児休業、フレックスタイム等の各種制度を活用して、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めるとともに、障害のある研究員がその能力を十分に發揮できる研究環境の整備に努める。</p> <p>エ 研究ニーズや研究員の研究実績、経験、将来</p>	<p>ない研究員として登用しているか。</p> <p>・上記によらず、研究経験及び研究員としての能力が優れている者を採用する場合は、任期の定めのない研究員として採用しているか。</p> <p>・育児休業等の各種制度を活用し、育児・介護等と研究の両立を図るための環境整備に努めているか。</p> <p>・障害のある研究員がその能力を十分に發揮できる研究環境の整備に努めているか。</p> <p>・研究員について、多面的な業績評価に基づく</p>	<p>に向けて、1人の任期付研究員に係る研究業績評価を実施した。</p> <p>イ 優秀な研究員の確保 任期を付さない研究員を採用する場合は、研究実績・経験等を踏まえ、慎重に採用決定することとしている。※令和2年度の採用実績は無い。</p> <p>ウ 研究環境の整備 ・フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ること、専門型裁量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を期待するとともに、育児・介護休業制度等を活用し、研究と両立ができるような環境整備に努めた。 ・採用に当たって個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、車椅子を使用する研究員に対しては、勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、障害のある研究員がその能力を十分に發揮できる研究環境の整備に努めた。</p> <p>エ 研究業績評価等 研究員については、安衛研での研究ニーズや研究員の実績、経験、将来性等を考慮し、①研究業績、②対外貢献、③所内貢献（研究業務以外の業務を含む貢献）等の多面的な業績評価に</p>	<p>・情報セキュリティ対策の推進について、全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（令和2年度：243回）を发出、情報セキュリティインシデント訓練実施及び情報セキュリティに関する自己点検を実施することで、情報セキュリティ対策の徹底等を行った。また、第三者による情報セキュリティ監査を19施設に実施し、これらの結果に基づき、各施設の情報セキュリティ対策の改善を図った。</p> <p><課題と対応> —</p>	
--	--	--	---	--	--	--

<p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 労災病院において、質の高い医療の提供及び安定した運営基盤の構築のため、医師等の確保、定着について強化を図ること。</p> <p>また、チーム医療を推進するため、特定行為</p>	<p>性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。</p> <p>カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ臨床研修指導医・研修医を対象とした機構独自の講習会等を通じて、勤労者医療、他職種との協働等を実践できる</p>	<p>性等を考慮した、多面的な業績評価に基づく柔軟な人事配置の徹底等を行う。</p> <p>オ 若手研究員による外部資金の獲得の促進や、在外研究員派遣制度の活用促進を図る。</p> <p>カ 労働者の健康や安全に関する幅広い知識、関心等を養うため、労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施する。</p> <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした集合研修を引き続き実施し、優秀な医師の育</p>	<p>柔軟な人事配置を行っているか。</p> <p>・若手研究員による外部資金の獲得や、在外研究員派遣制度の活用を促進しているか。</p> <p>・労災病院の臨床研究の場も含めた交流の場等への参加を促すなど、研究スキルの向上に配慮したキャリアアップを戦略的に実施しているか。</p> <p>・勤労者医療に関する研修内容を盛り込んだ機構独自の臨床研修指導医講習会及び初期臨床研修医を対象とした集合研修を実施しているか。</p> <p>・臨床研修指導</p>	<p>基づき、安衛研における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、各研究員の専門性等を考慮し、研究グループに捉われない柔軟な配置を行った。</p> <p>オ 研究員の海外派遣制度の活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして研究活動を支援し、外部資金の獲得方法等を指導した。 研究員の受入れ・国内外の派遣については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による移動制限があり実施を見合わせたが、来年度の実施に向けて新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえたルールを検討するなど、体制整備を行っている。 <p>カ 研究職員のスキル向上の取り組み等</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種学会への積極的な参加や発表を行い、知識の習得を勧奨した。 安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者（安衛研の研究者）と臨床研究者（労災病院等の医師等）との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。令和2年度からは、労災病院や産保センター職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研やバイオの業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、職災学会のなかに当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った（令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、誌上開催）。 <p>(3) 医療従事者の確保</p> <p>ア 優秀な医師の育成等</p> <p>臨床研修指導医講習会については、当面の指導医数が確保出来ているため、新型コロナウイルス感染症の対応を優先し、令和2年度は実施を見送った。</p> <p>初期臨床研修医研修については、労働者健康安全機構・労災病院に関する理解及び機構の理念である勤労者医療の理解を深めることを目的に電子（WEB）会議システムを活用した形式にて令和2年11月に開催し、研修医74人が受講した。</p> <p>初期臨床研修医研修受講者数</p> <table border="1" data-bbox="1196 1829 1573 1917"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>75人</td> <td>74人</td> </tr> </table>	令和元年度	令和2年度	75人	74人		
令和元年度	令和2年度									
75人	74人									

<p>を行う看護師等、高度な専門性の下に多職種による連携及び協働ができる専門職種の育成及び研修を実施すること。</p> <p>さらに、構内の人材交流のみならず、他法人の事例を参考にしながら、より一層の質の高い医療を提供するため、国病機構との人材交流も計画的に実施すること。</p>	<p>医師の育成に積極的に取り組むことにより、優秀な医師を育成、確保する。</p> <p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保</p> <p>若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。</p> <p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p>	<p>成、確保に努める。</p> <p>また、臨床研修指導医講習会においては、継続して医師以外の職種も参加させ、初期臨床研修医研修では多職種との連携及び協働を実践できる研修プログラムを策定する。</p> <p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保</p> <p>若手医師の確実な確保を図るため、病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、各労災病院の特色等のPRを行い、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）の確保に努める。</p> <p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p>	<p>医講習会に医師以外の職種も参加しているか。</p> <p>・多職種との連携及び協働を実践できる初期臨床研修医研修プログラムを策定しているか。</p> <p>・病院見学・実習の積極的な受入及び「臨床研修指定病院合同就職説明会」等の機会を利用して、臨床研修医及び専攻医（後期研修医）を確保に努めているか。</p>	<p>受講者理解度（アンケート結果）</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>令和元年度</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>初期臨床研修医研修</td> <td>91.6%</td> <td>→ 94.4%</td> </tr> </table> <p>イ 臨床研修医及び専攻医の確保</p> <p>将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病院実習を積極的に受け入れるとともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で各地の説明会が中止となるなかで、電子（WEB）会議システムを活用した説明会の開催や独自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を自院ホームページに掲載する等、各労災病院個々の特色等について広報を行い、優秀な研修医及び専攻医の確保に努めた。</p> <p>上記取り組みの結果、130人（令和3年4月1日現在）の医学生を労災病院の初期臨床研修医として採用するに至った。</p> <p>初期臨床研修採用者数（各年度4月1日）</p> <table border="1"> <tr> <td>令和2年度 （令和元年10月 マッチング率）</td> <td>令和3年度 （令和2年10月 マッチング率）</td> </tr> <tr> <td>138人 (81.0%)</td> <td>130人 (83.3%)</td> </tr> </table> <p>令和2年度末で初期臨床研修を修了した労災病院の研修医のうち、令和3年4月以降も引き続き自院に勤務した医師は16人となった。</p> <p>新専門医制度への対応については、各病院において、基幹施設になるか、連携施設になるか、大学との協力体制の構築、研修プログラムの作成などを検討した結果、7領域で15施設が基幹施設になるなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、各地の合同説明会が中止となるなかで専攻医確保に努め、49人の専攻医を確保することができた。</p> <p>ウ 医師等の働きやすい環境の整備</p>		令和元年度	令和2年度	初期臨床研修医研修	91.6%	→ 94.4%	令和2年度 （令和元年10月 マッチング率）	令和3年度 （令和2年10月 マッチング率）	138人 (81.0%)	130人 (83.3%)		
	令和元年度	令和2年度														
初期臨床研修医研修	91.6%	→ 94.4%														
令和2年度 （令和元年10月 マッチング率）	令和3年度 （令和2年10月 マッチング率）															
138人 (81.0%)	130人 (83.3%)															

	<p>医師等の人材確保、定着及びモチベーションの向上等の観点から、院内保育体制の充実等といった医師等の働きやすい環境の整備に努める。</p> <p>エ 人材交流の推進等</p> <p>機構内の人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、施設間の人事交流を推進するとともに、国病機構との人材交流等について計画的に実施する。</p> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成</p> <p>看護師については、患者・家族に良質な医療を提供するチーム医療の中心的な役割を</p>	<p>院内保育体制の充実やより柔軟な勤務が可能となるよう環境の整備に努める。</p> <p>また、医師事務作業補助者の活用による医師の業務負担軽減等を進める。</p> <p>エ 人材交流の推進等</p> <p>人材の有効活用と職員の能力向上を図るため、派遣交流制度の活用を努め、施設間の人事交流を推進する。</p> <p>また、国病機構との人材交流の一環として、研修の相互参加を実施し、両法人間で研修の効果的活用に取り組む。</p> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成</p> <p>チーム医療の推進や、医療の質の確保等のため、より高度かつ専門的なスキルを有する専門</p>	<p>・院内保育体制の充実やより柔軟な勤務が可能となるよう環境の整備に努めているか。</p> <p>・医師事務作業補助者の活用による医師の業務負担軽減等を進めているか。</p> <p>・派遣交流制度を活用し、施設間の人事交流を推進しているか。</p> <p>・国病機構との研修の相互参加を実施しているか。</p> <p>・より高度かつ専門的なスキルを有する専門看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努めて</p>	<p>・医師の多様で柔軟な働き方を推進するため、育児を行っている医師が希望する勤務時間（週20時間以上）での就労を可能とするなど、より柔軟な働き方を選択できる医師短時間勤務制度を設けている。令和2年度は23人（令和元年度：13人）の医師が当該制度を利用した。</p> <p>また、医師の業務負担軽減のため、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の配置を推進するとともに、積極的な活用を行った。</p> <p>（参考）院内保育所 22施設（令和2年度）</p> <p>エ 人材交流の推進等</p> <p>柔軟な人事交流の推進のため、労災病院間の派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の看護師や医療職を中心に人事交流を行い、職員の能力及び病院機能の向上を図った。</p> <p>国立病院機構との研修を相互活用し、必要な研修を双方で開催するなど、研修開催の効率化、参加機会の増加など、効果的に取り組んだ結果、当機構の4研修に国立病院機構から76人が参加、国立病院機構の2研修に当機構から8人が参加した。</p> <p>なお、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年10月以降に電子（WEB）会議システムを活用した形式にて実施した。</p> <p>オ 専門看護師・認定看護師及び特定行為を行う看護師等の育成</p> <p>医療の高度化・複雑化に伴い、チーム医療において高い専門知識や技術が求められているため、特定分野の知識及び技術を深め、水準の高い看護ケアを効率よく提供する役割を持つ専門看護師や熟練した看護技術と知識を用いて水準の高い看護実践ができる認定看護師の計画的な育成に努めた。</p> <p>その結果、専門看護師7分野23人、認定看護師19分野368人の有資格者を確保した。</p> <p>有資格者数（各年度4月1日時点）</p>		
--	--	--	--	--	--	--

果たすとともに、医療の質の確保、地域との切れ目のないケアの推進に向け活動する必要があることから、専門看護師・認定看護師等の育成に努める。

加えて、特定行為研修の実施により、高度な専門性の下に他職種と連携及び協働しながら、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

質の高い医療の提供と安定した運営基盤の構築に必要な人材を育成するため、集合研修においては、毎年度、各職種の研修プログラムを検証し、勤労者医療・チーム医療等に関する研修内容を充実させることにより職員の資質の向

看護師及び認定看護師等の計画的な育成に努める。

加えて、特定行為研修の実施により、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努める。

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

研修内容については、研修終了後のアンケート調査等の検証を行い、グループワークを多く取り入れるなど、より効果的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有

いるか。
・治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めているか。

・研修内容について、アンケート調査等の検証を行い、より効果的かつ効果的な専門研修内容及び研修プログラムの充実を図り、有益度調査において全研修平均で85%以上の有

	令和元年度	令和2年度
専門看護師	22人	23人
認定看護師	346人	368人

また、当機構が「看護師特定行為研修の指定研修機関」として実施する特定行為研修については、新たに10施設が協力施設として参加し、計23施設が研修を実施し、治療と生活の両面から患者を支援できる特定行為を行う看護師の育成に努めた。

その結果、新たに49人の特定行為研修修了者を育成し、その他外部機関での研修修了者と併せ、126人の特定行為研修修了者（診療看護師含む。）を確保した。

研修修了者数

令和元年度累計	令和2年度累計
74(32)人	126(81)人

※()は当機構研修修了者数

カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

- ・本部主催研修は17研修を実施し、1,166人が受講した。
なお、新型コロナウイルス感染症の影響によって、当初予定していた9研修は中止とし、17研修について電子（WEB）会議システムを活用した形式によって実施した。

本部主催各種職員研修の実施状況（令和2年度）

（実施研修数：17研修、参加者数：1,166人）

職種	実施研修数	研修名
医師	1研修	初期臨床医
事務職	4研修	新規採用者、採用後3年目他
看護職	2研修	管理者I、継続教育担当者他
医療職	4研修	中央放射線部長、臨床検査技師、理学療法士・作業療法士、医療職中堅他
共通	6研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他

<p>イ 労災看護専門学校においては、労災病院における勤労者医療の推進に必要な専門性を有する看護師を養成し、看護師国家試験合格者を全国平均以上とすること。</p>	<p>上を図る。</p> <p>キ 専門性を有する看護師の養成 勤労者医療及び地域医療を担う労災病院において安定した医療体制を確保・充実させるため、労災看護専門学校では、医療や看護に関する専門知識とと</p>	<p>益度を得る。 また、多職種との協働等が実践できるための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図る。 さらに、勤労者医療に関する研修では、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明し、労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深める。</p> <p>キ 専門性を有する看護師の養成 労災看護専門学校において、勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため以下の取組みの充実を図る。 ① 労災病院が推進する勤労者</p>	<p>るための研修内容を充実させることにより、職員の資質向上を図っているか。 ・研修において、勤労者医療の意義等について説明し、勤労者医療についての受講者の理解を深めているか。</p> <p>・職業に起因する疾病等の内容</p>	<p>・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、開催方法や業務負担等を見直し、次のとおり実施した。</p> <p>(ア) 予定していた集合研修で中止したのもあったが、電子（WEB）会議システムを活用した形式によって研修を開催した。電子（WEB）会議システムのノウハウを習得することで、従来集合形式で実施していたグループワークについて、電子（WEB）会議システムを活用した研修においても実施できるようにする等、相互にコミュニケーションが取れるような研修内容とし、研修満足度を高めることを図った。</p> <p>(イ) 研修受講後に提出を求めている「実践行動計画書」について、目標達成までの行動期間を6ヶ月から3ヶ月へと短縮し、短期集中的に行動できる形へ変更した。</p> <p>(ウ) 研修受講後の「アンケート」の提出について、PC 端末やスマートフォンから回答することが出来る WEB アンケート形式へと変更し、個人情報の保護に努めるとともに、施設におけるメール送付業務及び本部におけるアンケート集計業務の負担を軽減した。</p> <p>(エ) 新規採用事務職員研修について、電子（WEB）会議システムを活用した研修だけでは同期職員との繋がりや先輩職員への相談等が困難であるため、「プロフィール及び先輩職員へのお仕事悩み相談」という形で新規採用職員へ冊子を配付し同期の情報等を共有してもらうことで研修内容を補った。</p> <p>令和2年度有益度調査 実績 90.3%【達成度 106.2%】 有益度調査</p> <table border="1" data-bbox="1160 1037 1484 1121"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> <tr> <td>90.2%</td> <td>90.3%</td> </tr> </table> <p>・ 労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者医療に関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割等について説明した。</p> <p>キ 専門性を有する看護師の養成</p> <p>労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。</p>	令和元年度	令和2年度	90.2%	90.3%		
令和元年度	令和2年度									
90.2%	90.3%									

<p>ウ 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対しては、労災病院グループの連携を強化して医師不足の病院への支援を行うことに努めること。</p>	<p>ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。</p>	<p>医療に対する理解を深めるため、職業に起因する疾病、メンタルヘルス、治療と就労の両立支援、災害看護等の内容を含むカリキュラムの充実を図り、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行う。 ② 勤労者医療の視点も持って日常の看護実践を行えるよう、勤労者医療を推進する労災病院において臨地実習を行う。 ク 労災病院間における医師の派遣 医師確保が特に困難な状況にある労災病院に対し、当該病院の診療機能の充実を図るため、労災病院間における医師の派遣を行うことにより、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努める。</p>	<p>含むカリキュラムを充実させ、勤労者医療の知識及び技術の習得に必要な特色ある教育を行っているか。 ・ 労災病院において臨地実習を行っているか。 ・ 労災病院間における医師の派遣を行い、労災病院グループの連携を強化するとともに医師不足の病院への支援に努めているか。</p>	<p>労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労災看学</td> <td>98.4%</td> <td>98.8%</td> </tr> <tr> <td>全国平均※</td> <td>89.2%</td> <td>90.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：令和3年3月26日厚生労働省発表「国家試験合格発表」</p> <p>勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取り組みの充実を行った。 (ア) 勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。 ・ 勤労者医療概論、メンタルヘルス、両立支援及び災害看護等の特色ある授業の実施。 ・ 基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入。 ・ 治療と仕事の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学の実施。</p> <p>(イ) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、一部労災病院において臨地実習の中止又は延期となったが、近接する13の労災病院との連携により、延べ約30,900日の臨地実習を継続的に実施した。 また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結び付けて理解できるよう、勤労者医療概論テキストの改訂を行ったほか、勤労者医療ハンドブックを活用し、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。</p> <p>ク 労災病院間における医師の派遣</p> <p>労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労災病院長に協力依頼を行った。 医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組んだ結果、地域における新型コロナウイルス感染症の発生動向を踏まえながら医師派遣（計3人）が行われ、医師不足が深刻な労災病院を支援した。</p> <p>【令和2年度労災病院間医師派遣実績】 東北労災病院→青森労災病院（呼吸器内科） ※派遣医師数計 3人</p>	区分	令和元年度	令和2年度	労災看学	98.4%	98.8%	全国平均※	89.2%	90.4%		
区分	令和元年度	令和2年度													
労災看学	98.4%	98.8%													
全国平均※	89.2%	90.4%													

<p>(4) 産業保健総合支援センターに從事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。</p> <p>(5) 障害者雇用の着実な実施 障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)において定められた法定雇用率を着実に上回るとともに、雇用した障害者の定着を図ること。</p>	<p>(4) 産業保健総合支援センターに從事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。</p> <p>(5) 障害者雇用の着実な実施 ア 障害者の採用及び離職状況を定期的に把握し、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)において定められた法定雇用率を着実に上回るよう措置する。 イ 障害者の募集・採用から、配置・定着に至るまでの取組及び</p>	<p>(4) 産業保健総合支援センターに從事する職員の育成 事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供していくためには、事業者や産業保健関係者への適切な助言・指導や相談対応等を行う産業保健総合支援センター職員の育成が重要であることから、職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催すること。</p> <p>(5) 障害者雇用の着実な実施 ア 障害者の雇用については、採用及び離職状況を定期的に把握し、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第123号)において定められた法定雇用率を着実に上回る。 イ 障害者雇用の実情に応じた障害者雇用に関するマニュアル</p>	<p>・産業保健総合支援センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、計画的に研修を開催しているか。</p> <p>・障害者の雇用について、法定雇用率を着実に上回っているか。</p> <p>・障害者雇用に関するマニュアルについて周知・活用し、当該</p>	<p>(4) 産業保健総合支援センターに從事する職員の育成</p> <p>事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供するため、産保センター職員の能力向上に向けた研修計画を定め、以下のとおり研修を開催した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 業務の円滑な遂行のため、新任副所長に対して、年度当初(令和2年4月6日)に電子(WEB)会議システムを活用した形式で研修を実施。 ② 職員の資質向上のため、事務職員に対して、電子(WEB)会議システムを活用した形式で研修を実施(令和2年12月23日)。 ③ 産保センターで実際に支援の調整を行う専門職に対して、電子(WEB)会議システムを活用した形式での研修の実施(令和2年11月25日:労働衛生専門職(地産保担当)、令和3年2月25日:産業保健専門職)。 ④ 産保センターに赴いての業務指導で個別職員に対して業務精度の向上に資するよう指導を実施(計4センター)。 <p>(5) 障害者雇用の着実な実施</p> <p>本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者採用及び離職状況について定期的に把握し、理事会にて情報共有を図るとともに、各施設に対し障害者雇用に係る必要な指導、助言等を行った。</p> <p>令和2年6月1日現在の障害者雇用率は2.82%と、法定雇用率(2.5%)を上回る状況を継続している。</p> <p>これまでの取り組みについて、外部有識者によるチェックを実施し、着実に取り組みが行われている旨の評価を得たことを踏まえ、円滑な障害者雇用の更なる促進と定着に向け、令和元年度に改訂した「障害者雇用サポートマニュアル」を各施設に配布したほか、本部が電子(WEB)会議システムを活用して開催する研修会や各種会議で内容の周知と活用を依頼した。</p>		
--	---	--	---	---	--	--

<p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について適切に債権管理等を行うこと。</p>	<p>雇用体制の整備に係るマニュアルを周知・活用することにより障害者雇用の取組を充実させ、雇用した障害者の定着を図る。</p> <p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、貸付先事業所の状況に応じた適切な債権管理等を行う。</p>	<p>について周知・活用するとともに、当該マニュアルに基づく研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施し、雇用した障害者の定着を図る。</p> <p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理 労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）について、債権の区分に応じて以下のとおり取り組む。</p> <p>（1）破産更生債権を除いた債権について、弁済計画に基づいた年度回収目標額 16 百万円を回収する。</p> <p>（2）破産更生債権について、貸付先事業所の状況に応じた適切な債権管理を行う。</p>	<p>マニュアルに基づく研修及び情報紙の発行等を順次計画、実施しているか。</p> <p>・破産更生債権を除いた債権について、年度回収目標額 16 百万円を回収しているか。</p> <p>・破産更生債権について、貸付先事業所の状況に応じた適切な債権管理を行っているか。</p>	<p>令和2年度は、本部と雇用率が低い施設が協同して、障害者の就労を支援する機関が開催する企業WEB説明会に参加した。複数名の応募者を得て、実習前面談、実習等を経ることで、確実な定着につながるような採用活動を行った。</p> <p>さらに、障害者の雇用と定着に向け、定期的に発行している障害者雇用に関する通信を、継続して各施設宛て発信した。</p> <p>2 労働安全衛生融資貸付債権の管理</p> <p>労働安全衛生融資貸付（職場環境改善等資金貸付）については、平成13年度をもって新規貸付を停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく弁済計画を策定し、その実施状況について評価を行い、繰上償還等により約定償還の弁済計画に変更が生じた場合は弁済計画の見直しを行った。</p> <p>こうして策定した弁済計画に基いた貸付金残高を四半期毎に通知したことで破産更生債権を除いた債権について、目標を上回る30百万円を回収した。</p> <p>破産更生債権について、実質廃業状態にある1事業所の貸付債権を償却した。</p> <p>債権区分別回収状況（令和2年度）（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="1101 1440 2006 1671"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期首債権額</th> <th>回収額</th> <th>償却額</th> <th>年度末残債権額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正常債権</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>貸倒懸念債権</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>破産更生債権</td> <td>98</td> <td>4</td> <td>17</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>128</td> <td>34</td> <td>17</td> <td>77</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 内部統制の充実・強化等</p> <p>（1）内部統制の充実・強化</p>	区 分	期首債権額	回収額	償却額	年度末残債権額	正常債権	2	2	-	0	貸倒懸念債権	28	28	-	0	破産更生債権	98	4	17	77	合計	128	34	17	77		
区 分	期首債権額	回収額	償却額	年度末残債権額																											
正常債権	2	2	-	0																											
貸倒懸念債権	28	28	-	0																											
破産更生債権	98	4	17	77																											
合計	128	34	17	77																											
<p>3 内部統制の充実・強化等 内部統制については、総務省</p>	<p>3 内部統制の充実・強化等 （1）内部統制の充実・強化</p>	<p>3 内部統制の充実・強化等 （1）内部統制の充実・強化</p>		<p>3 内部統制の充実・強化等</p> <p>（1）内部統制の充実・強化</p>																											

<p>の「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議及び労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、法人のリーダーシップの下、必要な規程等の整備、見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているかどうかの点検及び検証、点検等結果を踏まえた必要な見直しを行う等充実及び強化等を図ること。</p>	<p>内部統制については、総務省の「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知)並びに総務省独立行政法人評価制度委員会、有識者会議並びに労働 WG 等において通知、指摘等された事項に基づき、理事長のリーダーシップの下、必要に応じ規程等の見直しを行うとともに、内部統制の仕組が有効に機能しているか点検及び検証を行い、点検結果を踏まえた必要な見直しを行う等、更なる充実及び強化を図る。</p> <p>また、内部統制の構築・運用状況について、内部監査室においては本部に関して毎年度、施設に関しては原則 3 年に 1 度の</p>	<p>内部統制の充実・強化については、機構に課せられたミッションを適正に遂行するため、次に掲げる事項に取り組むとともに、内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施する。</p> <p>上記監査結果等も踏まえ、更なる内部統制の充実・強化に継続的に取り組む。</p> <p>ア 業務の有効性及び効率性</p> <p>内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに引き続き取り組む。</p> <p>また、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに關する</p>	<p>・内部統制の構築・運用状況に関し、内部監査室において本部及び病院等の施設に対する定期的な監査等を実施しているか。</p> <p>・内部統制委員会において中期目標等の達成を阻害するリスクの評価などに取り組んでいるか。</p> <p>・業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに關する評</p>	<p>○ 内部監査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 本部及び23施設の内部監査を実施。 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図るための委員会・教育研修体制等を含む事務・事業の適正かつ効率的、効果的運営の実施状況について監査し、理事長及び監事に報告を行った。 <p>(参考) 実施内訳</p> <p>本部、病院 6 施設、看護専門学校 2 施設、両立支援センター 4 施設、産保センター 11 施設</p> <p>ア 業務の有効性及び効率性</p> <p>これまで、業務部門ごとの業務フローの作成、業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析、把握したリスクに関する評価等(以下「業務フロー及び評価等」という。)については、コンプライアンス推進委員会及び内部統制委員会に諮り、平成 29 年度に本部が所掌する 10 事業から取り組みを始め、平成 30 年度に機構本部の全部署で作成した業務フロー及び評価等について、平成元年度から継続的に精緻化している。</p> <p>また、今後施設において業務フローの作成及びリスク因子の把握、原因分析、評価等に関する取り組みを進めていくこととしている。</p>		
---	---	---	--	--	--	--

	<p>監査を行うとともに、内部統制担当部門へのヒアリング、内部監査室の監査報告書等を通じて監事の監査を受ける。</p>	<p>る評価等に取り組み、内部統制の充実・強化を図る。</p> <p>イ 法令の遵守</p> <p>規程について見直しを検討し、必要に応じ改正等を行い、内部統制の充実・強化等を図る。また、コンプライアンスを徹底させるため、具体的な事例に即した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えて実施した研究等を踏まえ、組織内における研修や、各種会議を通じて職員へ啓発を行い、組織的な法令の遵守に引き続き努める。</p> <p>ウ 資産の保全</p> <p>機構が保有する資産については、適正に管理を行うよう引き続き会議及び研修会において周知・徹底する。</p> <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>財務報告等の信頼性を確保す</p>	<p>価等に取り組んでいるか。</p> <p>・規程について見直し、必要に応じ改正等を行っているか。</p> <p>・具体的な事例に即した法令遵守の重要性について、外部専門家を交えて実施した研究等を踏まえ、組織内における研修や、各種会議を通じて職員へ啓発を行い、組織的な法令の遵守に努めているか。</p> <p>・機構が保有する資産について、適正に管理を行うよう会議及び研修会において周知・徹底しているか。</p> <p>・独立行政法人通則法に基づく</p>	<p>イ 法令の遵守</p> <p>規程については、法改正、組織変更等、必要に応じ見直し、改正した。</p> <p>-法改正等に基づき改正した規程の具体例-</p> <p>「職員就業規則」 「組織規程」 等</p> <p>職員の法令遵守意識の強化を図るべく、各種会議（院長、副院長、事務局長、看護部長等対象の会議、総務業務打合せ）等の機会を捉えて、コンプライアンスに係る留意事項等についての徹底等を図るほか、本部が電子（WEB）会議システムを活用して開催する研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）において、法令遵守の重要性について、意識の醸成を図るほか、各施設においてはコンプライアンス強化週間等を活用し、ポスター掲示、院内報等を利用した啓蒙活動を行った。また、本部において機構で発生したリスクの分析、再発防止策等を検討し、外部専門家より意見聴取し、コンプライアンス推進委員会及び内部統制委員会に諮った。</p> <p>ウ 資産の保全</p> <p>固定資産の適正な管理について、以下の会議等において周知、徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国労災病院会計・用度課長会議（令和2年9月） ・ 会計業務打合せ（令和2年10月） ・ 全国労災病院事務局長会議（令和2年11月） <p>エ 財務報告等の信頼性</p> <p>独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受け財務報告等の信頼性を確保した。</p>		
--	---	--	---	--	--	--

	<p>(2) 業績評価の実施</p> <p>外部有識者による業績評価委員会を開催し、事業ごとに事前・事後評価を行い、業務運営に反映させる。また、業績評価結果については、インターネットの利用その他の方法により公表する。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>毎年度、決算終了後速やかに事業実績等をイ</p>	<p>るため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）に基づく監事の監査、会計監査人の監査を行う。</p> <p>(2) 業績評価の実施</p> <p>業務の質の向上に資するため、内部業績評価に関する業績評価実施要領に基づき、機構自ら業務実績に対する評価を行い翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進する。</p> <p>また、外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表するとともに、業務運営に反映させる。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>決算終了後速やかに事業実績をホームページ</p>	<p>監事の監査、会計監査人の監査を行っているか。</p> <p>・機構の業務実績に対する自己評価を行い、翌年度の業務運営に反映させ、業務改善を推進しているか。</p> <p>・外部有識者により構成される業績評価委員会による業務実績に対する事後評価及び翌年度業務運営に対する事前評価を実施し、その結果をホームページ等で公表し、業務運営に反映させているか。</p> <p>・決算終了後速やかに事業実績をホームページ</p>	<p>(2) 業績評価の実施</p> <p>ア 各事業においてBSCを用いて、5つの視点（利用者、質の向上、財務、効率化、組織の成長と学習）から令和2年度の目標を定めるとともに、令和元年度BSC年間評価を実施し、目標と実績に乖離があった事項に関しては原因分析を行い、PDCAサイクルによる業務改善を図っている。また、令和2年度上半期評価において計画に対する実績を検証し、年間の目標達成に向けた取り組みの継続を促した。</p> <p>イ 業務運営について受益者等の多様な意見や有識者の専門的な意見を反映させるため、外部有識者（学識経験者4人、経営者団体代表者2人、労働者団体代表者2人）から構成する業績評価委員会を新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ電子（WEB）会議システムを活用し、令和2年7月21日及び12月15日に開催した。</p> <p>【第1回業績評価委員会】（令和2年7月21日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元事業年度の業務実績について <p>【第2回業績評価委員会】（令和2年12月15日開催）</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣による令和元事業年度業務実績評価について 令和2事業年度上半期業務実績について 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みた労災病院等の対応について 第1回業績評価委員会における提言、意見への対応状況について <p>業績評価委員会における主な提言・意見については、具体的には「新型コロナウイルス感染症拡大で産保センターにおける対面の相談業務が自粛されたなかで相談方法の多様化を推進いただきたい。」との意見に対し、かねてから実施しているメール相談に加え、産保センターのホームページから直接問い合わせ可能な入力フォームの整備やWEB相談対応を行うなど相談方法の多様化を図ることとしている。</p> <p>(3) 事業実績の公表等</p> <p>決算終了後速やかに事業実績を機構ホームページで公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る目的で当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>インターネットの利用その他の方法により公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させることを通じて、業務内容の充実を図る。</p> <p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図り、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。</p> <p>また、研究員が関与する研究については、遵守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策や、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が</p>	<p>で公開することにより、業務の透明性を高めるとともに、当該サイト内に設けた「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求め、これらを翌年度の事業運営計画へ反映させ、業務内容の充実を図る。</p> <p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報の公開を図るとともに、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進することにより、個人情報、企業秘密等の保護を的確に行う。</p> <p>特に、研究員が関与する研究については、遵</p>	<p>で公開しているか。</p> <p>・ホームページ内「当機構の業務実績に対するご意見の募集について」を通じ、広く機構の業務に対する意見・評価を求めているか。</p> <p>・情報の公開を図り、各種会議、研修等を通じて、個人情報保護について留意すべき事項等を周知、徹底することや情報セキュリティ対策を推進しているか。</p> <p>・研究員が関与する研究について、遵守すべき研究倫理に反する行為等の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高</p>	<p>見・評価を求めた。</p> <p>4 公正で適切な業務運営に向けた取組</p> <p>○ 情報の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開開示請求は13件であった。 ・ 情報の公開については、独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報、特許情報、施設・設備利用規程等もホームページ上で積極的に公開した。 ・ 個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や集合研修(管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等)において、留意すべき事項等について周知、徹底した。 ・ 情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図り、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底について指示した。 <p>○ 研究不正の防止のための取り組み</p> <p>研究員が関与する研究について、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう研究に携わる研究員を対象に、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、研究費の不正使用防止対策の実施等の内容を盛り込んだ研修を2回実施した。</p>		
--	---	--	--	--	--	--

	<p>高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な措置を講じる。</p>	<p>守すべき研究倫理に反する行為や利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対策、また、研究費の不正使用防止対策の実施等、研究員が高い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な研修を実施する。</p>	<p>い職業倫理を持って研究活動を行うことができるよう必要な研修を実施しているか。</p>			
<p>4 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえ、見直しを図ること。</p>	<p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>これまでの決算検査報告（会計検査院）で受けた指摘を踏まえるものとする。</p>	<p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>平成24年度決算検査報告において改善の処置を要求された土地のうち、処分が完了していない和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について、測量による処分対象地の確定、不動産鑑定評価を行う等、手続きを進める。</p>	<p>・和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地について平成24年度決算検査報告において指摘された改善に係る手続きを進めているか。</p>	<p>5 決算検査報告指摘事項への対応</p> <p>和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地については、市道計画用地と一部重複していた部分を令和元年7月16日付けで和歌山市へ売却し、市道工事完了後に職員駐車場を整備した。その後、残った土地の売却に向けて分筆・測量・登記・不動産鑑定を実施した。</p>		
<p>5 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>機構において所有する個人情報については、外部に流出する</p>	<p>6 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>機構において所有する個人情報については、外部に流出する</p>	<p>6 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意</p>	<p>・個人情報保護について、各種会議、研修会等を通じて、留意</p>	<p>6 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>ア 個人情報保護の周知徹底</p> <p>・個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする諸会議や集合研修（管理職研修、主任・係長研修、新規採用職員研修等）において、留意すべき事項等について周知、徹底した。令和2年度においては、職員能力開発課主催の電子（WEB）会議システムを活用した形式の研</p>		

<p>ことがないよう、対策を講じること。</p> <p>また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。</p>	<p>ことがないよう、対策を講じる。</p> <p>また、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報等を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p>	<p>すべき事項等について周知、徹底する。</p> <p>また、機構において所有する個人情報については、外部に流出することがないよう、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第25条第1項に基づく最新の政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行うとともに、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報等を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する、確固たるセキュリティ対策を講じる等、ハード及びソフトの両面での不断の見直しを行う等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、</p>	<p>すべき事項等について周知、徹底しているか。</p> <p>・機構において所有する個人情報について、情報セキュリティポリシー等関係規程類の適時の見直しを行い、適切な情報セキュリティ対策（保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離する等）を推進し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組んでいるか。</p> <p>・対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策を改善しているか。</p> <p>・国の監査に準じたマネジメント監査等を実施しているか。</p>	<p>修において、情報セキュリティ対策に係る講義を13回実施した。</p> <p>イ 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>全施設に対して情報セキュリティに係る注意喚起文（令和2年度：243回）を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種全国会議や担当者打合せにおいて、情報セキュリティ対策の徹底等について指示等を行った。</p> <p>令和2年12月に、組織体制に合わせ、「最高情報セキュリティ責任者」、「統括情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ管理者」、「業務従事者」の役割別に自己点検票を作成し、職員の情報セキュリティ対策に係る認識について点検し、組織的対応力の強化を行った。</p> <p>また、令和2年9月及び令和3年2月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施した。また、令和2年9月に厚生労働省と情報セキュリティインシデント対処に係る連携訓練を実施した。</p> <p>更に、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないよう、引き続き保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底した。</p> <p>ウ 情報セキュリティ監査及び情報セキュリティ対策の改善</p> <p>令和2年度においては、「独立行政法人等におけるセキュリティ対策の強化等について」（平成27年7月22日サイバーセキュリティ対策推進会議議長指示）に基づき、第三者監査（訪問監査及びペネトレーション（疑似侵入）テスト）を19施設に実施した。</p> <p>これらの指導結果に基づき、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、PDCAサイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。上記の取り組みにより、令和2年度において重大な情報セキュリティインシデントの発生はなかった。</p> <p>なお、平成27年8月7日付けサイバーセキュリティ対策推進会議議長指示を踏まえ、機構における外部からの脅威に対する情報セキュリティ対策強化のため、機構全体のインターネット接続口の集約化について令和2年度より構築を開始した。</p>		
---	--	--	---	---	--	--

<p>6 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施すること。</p>	<p>加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。</p> <p>7 既往の閣議決定等の着実な実施</p> <p>既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。</p>	<p>攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。</p> <p>加えて、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を講じる。</p> <p>さらに、国の監査に準じたマネジメント監査等を実施する。</p>				
---	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>